

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年1月13日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）

【届出の対象とした募集(売出)内国投資
信託受益証券の金額】

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算
型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース(毎月決
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース(毎月決
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース(毎月決
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・リアルコー
ス(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペソコース
(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラコース
(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルーブルコー
ス(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース(毎月決
算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ランド
コース(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシア・ルピア
コース(毎月決算型)

1兆円を上限とします。

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファ
ンド(年2回決算型)

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）

以上を総称して「国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）（毎月決算型）」または「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

各ファンドについては、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称		略称	略称
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）	円コース （毎月決算型）	円コース （毎月決算型）	円コース
	米ドルコース （毎月決算型）	米ドルコース （毎月決算型）	米ドルコース
	ユーロコース （毎月決算型）	ユーロコース （毎月決算型）	ユーロコース
	豪ドルコース （毎月決算型）	豪ドルコース （毎月決算型）	豪ドルコース
	ブラジル・リアル コース（毎月決算型）	ブラジル・リアル コース（毎月決算型）	ブラジル・リアル コース
	メキシコ・ペソコース （毎月決算型）	メキシコ・ペソコース （毎月決算型）	メキシコ・ペソ コース
	トルコ・リラコース （毎月決算型）	トルコ・リラコース （毎月決算型）	トルコ・リラコー ス
	ロシア・ルーブル コース（毎月決算型）	ロシア・ルーブル コース（毎月決算型）	ロシア・ルーブル コース
	中国元コース （毎月決算型）	中国元コース （毎月決算型）	中国元コース
	南アフリカ・ランド コース（毎月決算型）	南アフリカ・ランド コース（毎月決算型）	南アフリカ・ラン ドコース

インドネシア・ルピア コース(毎月決算型)	インドネシア・ルピア コース(毎月決算型)	インドネシア・ル ピアコース
マネー・プール・ファ ンド(年2回決算 型)	マネー・プール・ファ ンド(年2回決算 型)	マネー・プール・ ファンド

「円コース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「メキシコ・ペソコース」、「トルコ・リラコース」、「ロシア・ルーブルコース」、「中国元コース」、「南アフリカ・ランドコース」、「インドネシア・ルピアコース」、の各々を「各通貨コース」ということがあります。

以下、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

なお、ファンドは、11の為替戦略と2つの決算頻度の組み合わせによる22の通貨コース、および決算頻度の異なる2つのマネー・プール・ファンドの、計24本の追加型証券投資信託から構成される「国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)」のうちの一部を構成します。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

マネー・プール・ファンドの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

スイッチングとは、各ファンドを解約した受取金額をもって当該解約の請求日に別の各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2022年 1月14日から2023年 1月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

- ・各通貨コースとマネー・プール・ファンドの12ファンド間でのみスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネー・プール・ファンド >

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンド においては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。

信託金の限度額は、以下の通りです。

<各通貨コース> 3,000億円です。

<マネー・プール・ファンド > 2,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンド >

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)

単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

各通貨コース

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回（隔月）	欧州	
不動産投信	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
その他資産（投資信託証券 （株式 一般））	その他	中南米	
		アフリカ	
資産複合		中近東（中東）	
		エマージング	

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< マネー・プール・ファンド >

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド
不動産投信	日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））			
資産複合			

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 （株式 一般））	投資信託証券を通じて、主として株式（一般）に投資する。 一般とは、大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般）に投資する。 一般とは、公債 ^{*3} 、社債、その他債券 ^{*4} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*5} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

*3 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債

(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

- * 4 その他債券・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 5 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

各通貨コース

信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネー・プール・ファンド

安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型) (毎月決算型)は、為替戦略が異なる11の通貨コースとマネー・プール・ファンドXの、計12本のファンドから構成されています。

■ ファンドのしくみ

◆ 各通貨コース:ファンド・オブ・ファンズ方式*1により運用を行います。

*1 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◆ マネー・プール・ファンド:ファミリーファンド方式*2により運用を行います。

*2 ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

各通貨コースの特色

1 わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含まます。)株式等を主要投資対象とします。

- ◆ キャピタル・インターナショナル株式会社が運用を行うジャパン・エクイティ・マスター・ファンド^{※1}(以下「JEMF」ということがあります。)への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含まます。)している株式等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

※1 JEMFは、円建のケイマン籍投資信託証券です。

- ◆ 各通貨コース(円コースを除く)が投資を行うJEMFにおいては、円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)^{※2}等を活用することがあります。

※2 直物為替先渡取引(NDF)の説明は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

2 わが国の株式の値上がり利益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

- ◆ 各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素 1

わが国の株式等への投資

わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり利益の獲得を目指します。

要素 2

円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」(円コースを除きます。)

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

要素 3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

原則として円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。

一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

要素1 わが国の株式等への投資

JEMFを通じて、わが国の株式等を実質的な主要投資対象とすることで、値上がり益の獲得を目指します。

◆ JEMFの主な運用方針

- わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- TOPIX® 配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。
- そのうえで、各クラス（JPYクラスを除く）では、円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

TOPIX® 配当込み指数は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社（以下、「東証等」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

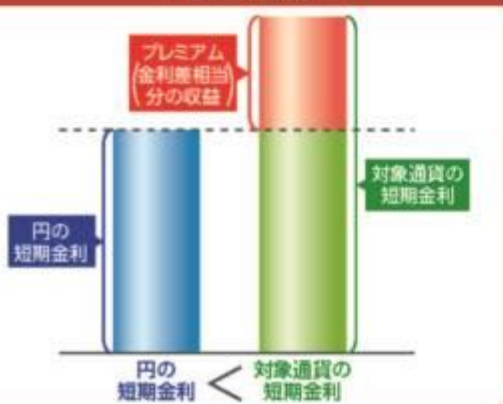
要素2 円と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」（円コースを除きます。）

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。

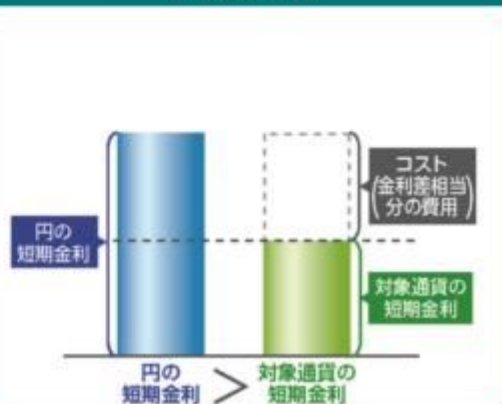
※対象通貨の短期金利が、円の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）を獲得する例



為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム／コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要
3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

原則として円売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、選択した各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落 ←	基準価額 → 上昇
円コース	為替変動の影響はありません。	
米ドルコース	米ドル安 ← 円に対して	米ドル高 →
ユーロコース	ユーロ安 ← 円に対して	ユーロ高 →
豪ドルコース	豪ドル安 ← 円に対して	豪ドル高 →
ブラジル・リアルコース	ブラジル・リアル安 ← 円に対して	ブラジル・リアル高 →
メキシコ・ペソコース	メキシコ・ペソ安 ← 円に対して	メキシコ・ペソ高 →
トルコ・リラコース	トルコ・リラ安 ← 円に対して	トルコ・リラ高 →
ロシア・ルーブルコース	ロシア・ルーブル安 ← 円に対して	ロシア・ルーブル高 →
中国元コース	中国元安 ← 円に対して	中国元高 →
南アフリカ・ランドコース	南アフリカ・ランド安 ← 円に対して	南アフリカ・ランド高 →
インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ← 円に対して	インドネシア・ルピア高 →

直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

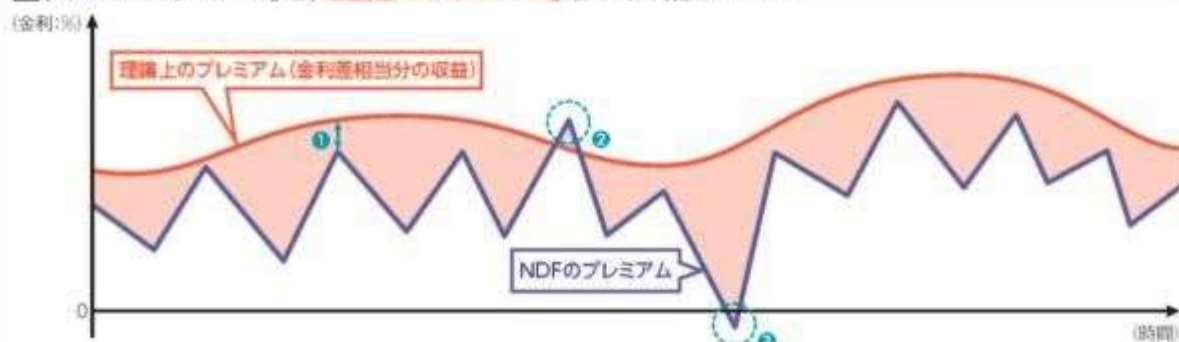
・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。

・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム(金利差相当分の収益)^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①(増加^②)することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となる場合があります(費用の発生)。

*1 NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム

*2 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

※上記の要因以外でも、円の短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したり、マイナスとなることがあります。

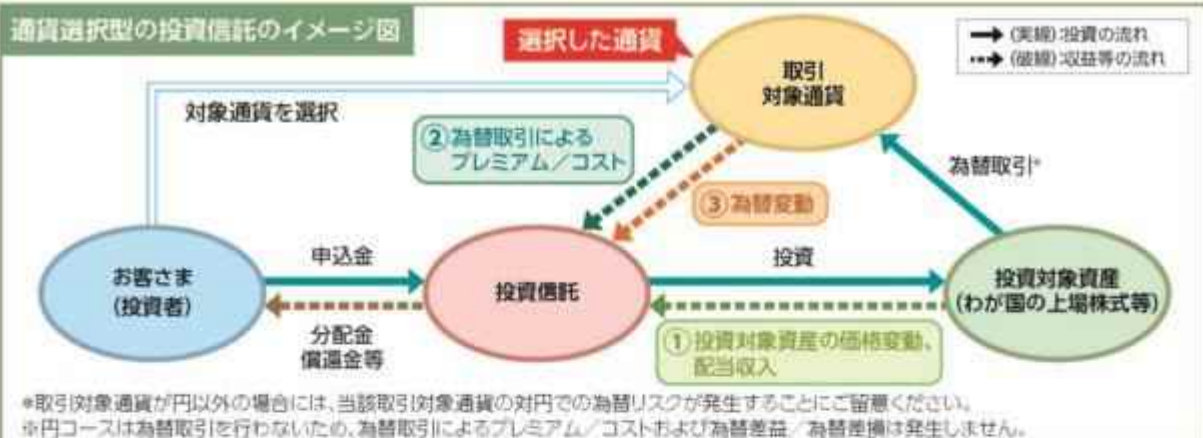
※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ(各通貨コース)」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益(上図①部分)

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合等には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム／コスト(上図②部分) (円コースを除きます。)

- 為替取引により、「選択した通貨」(コース)の短期金利が、円の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- 逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益(上図③部分) (円コースを除きます。)

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



(注) 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引(NDF)を活用する場合があります。
為替取引を行う場合のプレミアム／コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



3 毎月の決算時(14日(休業日の場合は翌営業日))に収益の分配を行います。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



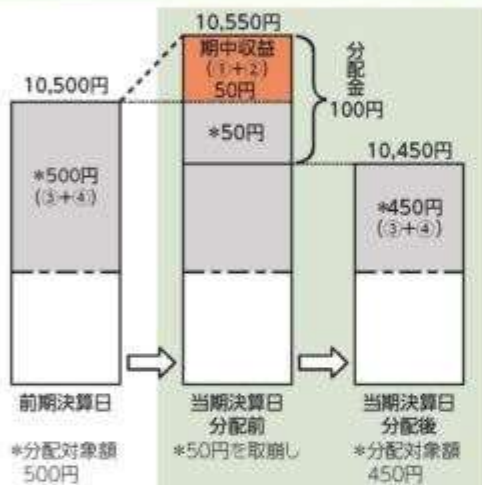
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

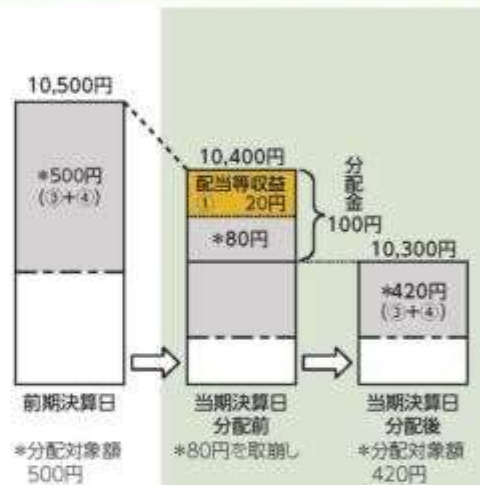
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

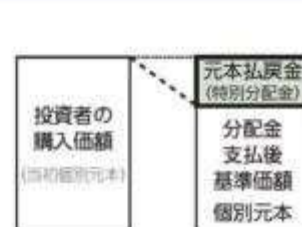
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

マネー・プール・ファンドXの特色

1 わが国の公社債へ投資を行います。

- ①わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
- ②投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし、
- ③わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
- (ア)A-2格相当以上の短期信用格付
(イ)A格相当以上の長期信用格付
(ウ)信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの
- なお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。
- ・純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。
 - ・2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

2 年2回の決算時(4・10月の各14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月24日 各ファンドの証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 各ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割
「各通貨コース（「マネー・プール・ファンド」を除きます。）」

投資家（受益者）	
お申込金	収益分配金、解約代金等
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金	収益分配金、解約代金等

<p style="text-align: center;">受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）</p>	<p style="text-align: center;">委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社</p>
<p>信託財産の保管・管理等を行います。</p>	<p>信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。</p>
<p>投資 損益</p>	
<p>投資対象ファンド</p>	
<p>投資 損益</p>	
<p>有価証券等</p>	

「マネー・プール・ファンド」

<p style="text-align: center;">投資家（受益者）</p> <p>お申込金 収益分配金、解約代金等</p>	<p style="text-align: center;">販売会社</p> <p>募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。</p>
<p>お申込金 収益分配金、解約代金等</p>	<p>お申込金 収益分配金、解約代金等</p>
<p style="text-align: center;">受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）</p>	<p style="text-align: center;">委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社</p>
<p>信託財産の保管・管理等を行います。</p>	<p>信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。</p>
<p>投資 損益</p>	
<p>マザーファンド</p>	
<p>投資 損益</p>	
<p>有価証券等</p>	

ただし、マネー・プール・ファンド への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日

- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。	ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
<p>a. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（後記「1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。 また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。</p> <p>b. 円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替取引を行います。 （為替取引の内容については後記「2」をご参照ください。）</p>	<p>a. マネー・プール マザーファンドを通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>b. わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 （ア）A-2格相当以上の短期信用格付 （イ）A格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付がない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したものの</p>

<p>c. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>c. 実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p> <p>d. 実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>e. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
---	---

- 1 各通貨コースが投資する「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
ユーロコース	E U Rクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジル・リアルコース	B R Lクラス
メキシコ・ペソコース	M X Nクラス
トルコ・リラコース	T R Yクラス
ロシア・ルーブルコース	R U Bクラス
中国元コース	C N Yクラス
南アフリカ・ランドコース	Z A Rクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

- 2 為替取引の内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引の内容
円コース	為替取引は行いません。
米ドルコース	円の売り、米ドルの買い
ユーロコース	円の売り、ユーロの買い
豪ドルコース	円の売り、豪ドルの買い
ブラジル・リアルコース	円の売り、ブラジル・リアルの買い
メキシコ・ペソコース	円の売り、メキシコ・ペソの買い
トルコ・リラコース	円の売り、トルコ・リラの買い
ロシア・ルーブルコース	円の売り、ロシア・ルーブルの買い
中国元コース	円の売り、中国元の買い
南アフリカ・ランドコース	円の売り、南アフリカ・ランドの買い
インドネシア・ルピアコース	円の売り、インドネシア・ルピアの買い

- 3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視

し、主要投資対象として「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プールマザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。	ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

<各通貨コース>

円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(前記「1」をご参照ください。)の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プールマザーファンドの受益証券へも投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(前記(1)投資方針「1」をご参照ください。)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プールマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.およびb.の証券または証書の性質を有するもの
 - d. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- a.の証券およびc.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。なお、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称 <略称>	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)	<JPYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	<USDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(EURクラス)	<EURクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AUDクラス)	<AUDクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(BRLクラス)	<BRLクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(MXNクラス)	<MXNクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	<TRYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)	<RUBクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)	<CNYクラス>
	● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(ZARクラス)	<ZARクラス>
● ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(IDRクラス)	<IDRクラス>	
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建	

目的及び基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ・TOPIX[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指します。 ・そのうえで、各クラス（JPYクラスを除きます。）では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替取引を行います。 																				
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等に投資を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行います。 ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。 ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。 2. 各クラス（JPYクラスを除きます。）では、組入れる円建資産に対して、原則として以下の為替取引を行います。 <table border="1" data-bbox="422 622 1380 1048"> <tr> <td>USDクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>EURクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>AUDクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRLクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>MXNクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRYクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>RUBクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CNYクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>ZARクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDRクラス</td> <td>原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。</td> </tr> </table> 3. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。 	USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。	EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。	AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。	BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。	MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。	TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。	RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。	CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。	ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。	IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。
USDクラス	原則として、円建資産を実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。																				
EURクラス	原則として、円建資産を実質的にユーロ建となるように為替取引を行います。																				
AUDクラス	原則として、円建資産を実質的に豪ドル建となるように為替取引を行います。																				
BRLクラス	原則として、円建資産を実質的にブラジル・リアル建となるように為替取引を行います。																				
MXNクラス	原則として、円建資産を実質的にメキシコ・ペソ建となるように為替取引を行います。																				
TRYクラス	原則として、円建資産を実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。																				
RUBクラス	原則として、円建資産を実質的にロシア・ルーブル建となるように為替取引を行います。																				
CNYクラス	原則として、円建資産を実質的に中国元建となるように為替取引を行います。																				
ZARクラス	原則として、円建資産を実質的に南アフリカ・ランド建となるように為替取引を行います。																				
IDRクラス	原則として、円建資産を実質的にインドネシア・ルピア建となるように為替取引を行います。																				
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル株式会社																				
信託期限	無期限																				
設定日	2013年10月24日																				
会計年度末	毎年9月末																				
収益分配	原則として、毎月分配を行います。																				
信託(管理)報酬	<p>純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度)</p> <p>※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。</p>																				
申込手数料	ありません。																				

「キャピタル・インターナショナル株式会社」について

キャピタル・インターナショナル株式会社（以下、CIKK）は、1986年3月にわが国において設立された運用会社であり、世界有数の運用会社であるキャピタル・グループに所属しています。CIKKは、米国をはじめ世界各国で資産運用業務を展開するキャピタル・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	<p>わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p> <p>投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日(休業日の場合は翌営業日とします。)
主な関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

< マネー・プール・ファンド >

マネー・プール マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

マネー・プール・ファンド において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 有価証券
- デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限 < 信託約款に定められた投資制限 > < マネー・プール・ファンド > およびに定めるものに限ります。)に係る権利
- 約束手形
- 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資する

ことを指図します。

- a．転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．コマーシャル・ペーパー
- i．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からh．の証券または証書の性質を有するもの
- j．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- m．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- n．外国の者に対する権利でm．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．およびi．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびi．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

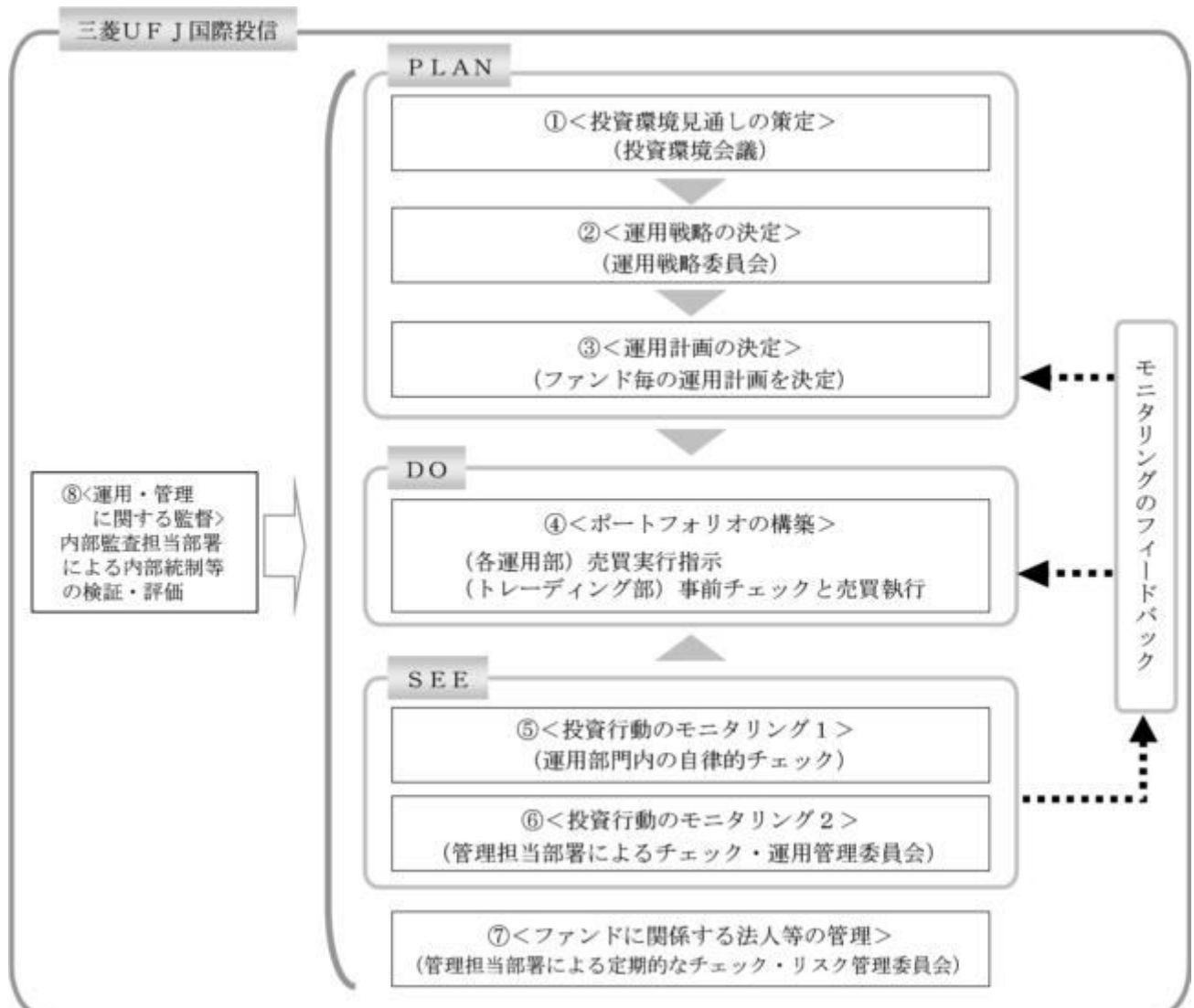
特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、

リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
毎月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。 ただし、第1期の決算日は2014年1月14日とします。	毎年4月14日および10月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
a．分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。	
b．分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）	
c．留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。	

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。	
(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。	(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。	
b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。	

当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

< 各通貨コース >

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日

から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< マネー・プール・ファンド >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の

5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を

行うものとしします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度としします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととしします。

<その他法令等に定められた投資制限>

<マネー・プール・ファンド >

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

各通貨コースのリスク

a. 為替変動リスク

<各通貨コース（円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託は、円建資産へ投資し、原則として円売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 株価変動リスク

実質的に投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。

c. 信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

（a）各通貨コース（円コースを除きます。）では、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きくカイ離する場合があります。

（b）一般的に債券より株式の価格変動が大きいなど、資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基

準価額の変動の大きさが異なります。

(c) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(g) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

マネー・プール・ファンド のリスク

a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

c. 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. 資金流出による基準価額変動リスク

ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。

f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

g. カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

(a) 投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

(b) 各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンドは繰上償還されます。

(c) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。

- ・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。

- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(d) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(e) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(f) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的

管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

各通貨コース(毎月決算型)、マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ユーロコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコ・ペソコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコ・リラコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ロシア・ルーブルコース(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

中国元コース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

マネー・プール・ファンド の申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンド の取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

<各通貨コース>

a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1880%

（税抜1.0800％）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されま
す。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/
365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記のほかに各通貨コースが投資対象とする投資信託証券についても信託（管理）報酬等
がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、年率1.9280％程度（税込）です。

前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ジャパン・エクイティ・マスター・
ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.65％、管理費用：年率
0.09％程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下
限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的
な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託
事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設
立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息
および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

<マネー・プール・ファンド >

a．信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.770％
（税抜0.700％）以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗
じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当
額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/
365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率 [*]	信託報酬率
年7％超の場合	年率0.770％（税抜0.700％）以内
年2％超7％以下の場合	運用収益率×11.0％（税抜10.0％）以内
年1％超2％以下の場合	年率0.220％（税抜0.200％）以内
年1％以下の場合	運用収益率×22.0％（税抜20.0％）以内

ただし、信託財産の純資産総額に、年率0.0110％（税抜0.0100％）を乗じて得た額を
下限とします。

- * 計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りです。

支払先	配分	対価として提供する役務の内容
委託会社	信託報酬率に46.6%を乗じた率	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	信託報酬率に46.6%を乗じた率	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	信託報酬率に6.8%を乗じた率	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税

0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	143,835,923	98.03
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.07
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		2,791,659	1.90
純資産総額		146,727,572	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（JPYクラス）	109,622,684	1.28	140,371,846	1.3121	143,835,923	98.03
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.07
合計	98.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	3,150,234,587	3,153,116,754	10,930	10,940
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	2,770,808,635	2,773,575,483	10,014	10,024
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	2,730,948,811	2,733,706,428	9,903	9,913
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	2,541,005,439	2,543,678,278	9,507	9,517
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	2,443,407,214	2,445,913,167	9,750	9,760
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	2,313,562,989	2,315,830,603	10,203	10,213
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	1,911,052,030	1,912,937,632	10,135	10,145
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	1,655,245,641	1,656,883,474	10,106	10,116
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	1,486,983,213	1,488,399,480	10,499	10,509
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,202,290,998	1,203,497,152	9,968	9,978
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	1,066,910,172	1,067,870,614	11,109	11,119
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	768,065,320	768,752,756	11,173	11,183
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	670,901,701	671,522,467	10,808	10,818
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	815,071,489	815,796,418	11,243	11,253
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	812,076,335	812,738,191	12,270	12,280
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	813,316,775	813,962,562	12,594	12,604
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	851,646,660	852,314,662	12,749	12,759
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	798,277,125	798,885,671	13,118	13,128
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	740,132,684	740,717,697	12,652	12,662
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	665,442,890	665,965,482	12,734	12,744
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	576,145,436	576,658,894	11,221	11,231
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	556,308,462	556,797,787	11,369	11,379
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	596,678,949	597,172,397	12,092	12,102
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	570,806,094	571,286,599	11,879	11,889
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	521,959,820	522,436,220	10,956	10,966
第26計算期間末日 (平成28年 2月15日)	393,488,454	393,937,724	8,758	8,768
第27計算期間末日 (平成28年 3月14日)	459,224,995	459,674,391	10,219	10,229
第28計算期間末日 (平成28年 4月14日)	437,841,643	438,269,680	10,229	10,239
第29計算期間末日 (平成28年 5月16日)	418,115,697	418,530,763	10,073	10,083
第30計算期間末日 (平成28年 6月14日)	402,281,451	402,694,504	9,739	9,749
第31計算期間末日 (平成28年 7月14日)	391,829,241	392,229,191	9,797	9,807
第32計算期間末日 (平成28年 8月15日)	425,862,606	426,286,850	10,038	10,048
第33計算期間末日 (平成28年 9月14日)	420,931,139	421,354,489	9,943	9,953
第34計算期間末日 (平成28年10月14日)	427,123,149	427,543,664	10,157	10,167
第35計算期間末日 (平成28年11月14日)	534,861,086	535,373,657	10,435	10,445
第36計算期間末日 (平成28年12月14日)	588,728,520	589,245,311	11,392	11,402
第37計算期間末日 (平成29年 1月16日)	596,614,294	597,136,808	11,418	11,428

第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	572,486,352	572,979,153	11,617	11,627
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	576,860,345	577,352,903	11,712	11,722
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	473,697,604	474,129,696	10,963	10,973
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	525,559,894	526,005,051	11,806	11,816
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	503,796,930	504,221,132	11,876	11,886
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	489,888,489	490,294,550	12,064	12,074
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	468,528,432	468,916,045	12,088	12,098
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	430,517,804	430,866,572	12,344	12,354
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	404,242,640	404,555,629	12,916	12,926
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	349,194,243	349,452,578	13,517	13,527
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	407,454,150	407,755,033	13,542	13,552
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	427,172,716	427,474,484	14,156	14,166
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	420,372,780	420,697,126	12,961	12,971
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	423,976,274	424,298,487	13,158	13,168
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	407,427,438	407,741,770	12,962	12,972
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	413,638,285	413,944,569	13,505	13,515
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	426,136,363	426,451,177	13,536	13,546
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	397,831,134	398,134,395	13,118	13,128
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	371,202,423	371,495,998	12,644	12,654
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	383,682,590	383,981,444	12,838	12,848
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	361,007,776	361,288,352	12,867	12,877
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	346,018,246	346,299,684	12,295	12,305
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	335,989,020	336,269,161	11,994	12,004
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	259,836,187	260,071,319	11,051	11,061
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	257,502,812	257,721,929	11,752	11,762
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	248,668,358	248,882,064	11,636	11,646
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	260,002,999	260,216,755	12,164	12,174
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	248,527,697	248,741,502	11,624	11,634
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	226,105,995	226,301,433	11,569	11,579
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	229,454,102	229,648,690	11,792	11,802
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	218,771,968	218,966,605	11,240	11,250
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	224,376,034	224,564,124	11,929	11,939
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	217,010,444	217,193,933	11,827	11,837
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	215,304,391	215,475,359	12,593	12,603
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	215,328,487	215,495,373	12,903	12,913
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	212,085,922	212,248,743	13,026	13,036
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	201,823,303	201,981,311	12,773	12,783
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	149,561,882	149,719,932	9,463	9,473
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	169,998,390	170,155,685	10,808	10,818
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	182,647,227	182,804,567	11,608	11,618
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	173,960,880	174,101,484	12,372	12,382
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	177,673,178	177,812,576	12,746	12,756

第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	175,861,023	175,994,941	13,132	13,142
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	176,450,047	176,583,992	13,173	13,183
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	181,698,609	181,831,765	13,646	13,656
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	170,838,153	170,959,829	14,040	14,050
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	169,543,861	169,660,016	14,596	14,606
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	177,934,138	178,050,322	15,315	15,325
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	155,673,538	155,773,983	15,498	15,508
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	154,988,466	155,088,056	15,563	15,573
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	128,305,675	128,387,503	15,680	15,690
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	121,630,143	121,711,996	14,859	14,869
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	121,827,175	121,905,488	15,556	15,566
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	123,352,171	123,430,523	15,743	15,753
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	123,817,261	123,895,652	15,795	15,805
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	135,541,747	135,620,089	17,301	17,311
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	143,326,814	143,416,148	16,044	16,054
	令和 2年10月末日	175,087,677		13,249	
	11月末日	180,545,475		14,836	
	12月末日	174,600,905		15,030	
	令和 3年 1月末日	150,668,326		15,001	
	2月末日	154,957,103		15,494	
	3月末日	130,004,741		15,784	
	4月末日	126,370,296		15,441	
	5月末日	127,232,568		15,541	
	6月末日	122,586,409		15,648	
	7月末日	121,409,776		15,490	
	8月末日	123,406,862		15,755	
	9月末日	130,747,399		16,684	
	10月末日	146,727,572		16,423	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円

第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円
第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円
第45計算期間	10円
第46計算期間	10円
第47計算期間	10円
第48計算期間	10円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	10円

第52計算期間	10円
第53計算期間	10円
第54計算期間	10円
第55計算期間	10円
第56計算期間	10円
第57計算期間	10円
第58計算期間	10円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円

第94計算期間	10円
---------	-----

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.40
第2計算期間	8.28
第3計算期間	1.00
第4計算期間	3.89
第5計算期間	2.66
第6計算期間	4.74
第7計算期間	0.56
第8計算期間	0.18
第9計算期間	3.98
第10計算期間	4.96
第11計算期間	11.54
第12計算期間	0.66
第13計算期間	3.17
第14計算期間	4.11
第15計算期間	9.22
第16計算期間	2.72
第17計算期間	1.31
第18計算期間	2.97
第19計算期間	3.47
第20計算期間	0.72
第21計算期間	11.80
第22計算期間	1.40
第23計算期間	6.44
第24計算期間	1.67
第25計算期間	7.68
第26計算期間	19.97
第27計算期間	16.79
第28計算期間	0.19
第29計算期間	1.42
第30計算期間	3.21
第31計算期間	0.69
第32計算期間	2.56
第33計算期間	0.84
第34計算期間	2.25
第35計算期間	2.83
第36計算期間	9.26

第37計算期間	0.31
第38計算期間	1.83
第39計算期間	0.90
第40計算期間	6.30
第41計算期間	7.78
第42計算期間	0.67
第43計算期間	1.66
第44計算期間	0.28
第45計算期間	2.20
第46計算期間	4.71
第47計算期間	4.73
第48計算期間	0.25
第49計算期間	4.60
第50計算期間	8.37
第51計算期間	1.59
第52計算期間	1.41
第53計算期間	4.26
第54計算期間	0.30
第55計算期間	3.01
第56計算期間	3.53
第57計算期間	1.61
第58計算期間	0.30
第59計算期間	4.36
第60計算期間	2.36
第61計算期間	7.77
第62計算期間	6.43
第63計算期間	0.90
第64計算期間	4.62
第65計算期間	4.35
第66計算期間	0.38
第67計算期間	2.01
第68計算期間	4.59
第69計算期間	6.21
第70計算期間	0.77
第71計算期間	6.56
第72計算期間	2.54
第73計算期間	1.03
第74計算期間	1.86
第75計算期間	25.83
第76計算期間	14.31
第77計算期間	7.49
第78計算期間	6.66

第79計算期間	3.10
第80計算期間	3.10
第81計算期間	0.38
第82計算期間	3.66
第83計算期間	2.96
第84計算期間	4.03
第85計算期間	4.99
第86計算期間	1.26
第87計算期間	0.48
第88計算期間	0.81
第89計算期間	5.17
第90計算期間	4.75
第91計算期間	1.26
第92計算期間	0.39
第93計算期間	9.59
第94計算期間	7.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,186,654,773	304,487,663	2,882,167,110
第2計算期間	274,441,448	389,760,356	2,766,848,202
第3計算期間	151,304,193	160,534,590	2,757,617,805
第4計算期間	22,444,440	107,222,976	2,672,839,269
第5計算期間	54,649,220	221,535,069	2,505,953,420
第6計算期間	43,261,046	281,600,150	2,267,614,316
第7計算期間	34,653,438	416,665,208	1,885,602,546
第8計算期間	18,218,529	265,987,276	1,637,833,799
第9計算期間	359,935	221,925,900	1,416,267,834
第10計算期間	4,882,250	214,995,835	1,206,154,249
第11計算期間	5,532,336	251,244,484	960,442,101
第12計算期間	12,006,248	285,012,275	687,436,074
第13計算期間	34,790,460	101,459,756	620,766,778
第14計算期間	140,091,731	35,929,447	724,929,062
第15計算期間	35,136,692	98,209,397	661,856,357
第16計算期間	58,468,996	74,538,092	645,787,261
第17計算期間	35,265,534	13,050,330	668,002,465
第18計算期間	41,697,491	101,153,728	608,546,228
第19計算期間	40,176,652	63,709,749	585,013,131
第20計算期間	424,956	62,845,819	522,592,268

第21計算期間	30,543,660	39,677,922	513,458,006
第22計算期間	21,513,891	45,646,286	489,325,611
第23計算期間	8,105,721	3,982,486	493,448,846
第24計算期間	1,582,907	14,526,389	480,505,364
第25計算期間	572,261	4,676,711	476,400,914
第26計算期間	96,694	27,226,771	449,270,837
第27計算期間	125,953		449,396,790
第28計算期間	103,537	21,462,607	428,037,720
第29計算期間	103,528	13,074,867	415,066,381
第30計算期間	26,662,283	28,675,636	413,053,028
第31計算期間	108,591	13,211,495	399,950,124
第32計算期間	29,054,132	4,760,080	424,244,176
第33計算期間	84,235	978,380	423,350,031
第34計算期間	87,903	2,922,441	420,515,493
第35計算期間	123,706,424	31,650,842	512,571,075
第36計算期間	47,222,027	43,001,528	516,791,574
第37計算期間	43,244,324	37,521,287	522,514,611
第38計算期間	8,120,426	37,833,808	492,801,229
第39計算期間	94,200,579	94,443,136	492,558,672
第40計算期間	36,195,059	96,661,169	432,092,562
第41計算期間	26,784,301	13,719,428	445,157,435
第42計算期間	8,192,807	29,147,684	424,202,558
第43計算期間	11,646,637	29,787,348	406,061,847
第44計算期間	15,946,934	34,395,451	387,613,330
第45計算期間	849,743	39,694,658	348,768,415
第46計算期間	49,033	35,827,563	312,989,885
第47計算期間	5,521,104	60,175,468	258,335,521
第48計算期間	49,367,862	6,819,503	300,883,880
第49計算期間	929,612	44,827	301,768,665
第50計算期間	29,236,226	6,658,297	324,346,594
第51計算期間	2,113,086	4,246,465	322,213,215
第52計算期間	75,672	7,956,305	314,332,582
第53計算期間	75,260	8,123,629	306,284,213
第54計算期間	10,201,018	1,670,667	314,814,564
第55計算期間	62,525	11,615,241	303,261,848
第56計算期間	73,562	9,760,359	293,575,051
第57計算期間	7,342,738	2,063,039	298,854,750
第58計算期間	2,413,770	20,691,964	280,576,556
第59計算期間	862,249		281,438,805
第60計算期間	2,092,520	3,389,417	280,141,908
第61計算期間	16,174,244	61,184,012	235,132,140
第62計算期間	68,353	16,082,738	219,117,755

第63計算期間	57,798	5,469,427	213,706,126
第64計算期間	50,491		213,756,617
第65計算期間	48,681		213,805,298
第66計算期間	50,708	18,417,040	195,438,966
第67計算期間	50,433	901,297	194,588,102
第68計算期間	49,298		194,637,400
第69計算期間	52,468	6,599,234	188,090,634
第70計算期間	46,653	4,647,971	183,489,316
第71計算期間	47,088	12,567,423	170,968,981
第72計算期間	36,080	4,118,290	166,886,771
第73計算期間	34,213	4,099,381	162,821,603
第74計算期間	41,313	4,854,161	158,008,755
第75計算期間	41,303		158,050,058
第76計算期間	52,013	806,913	157,295,158
第77計算期間	46,775	1,358	157,340,575
第78計算期間	59,840	16,795,853	140,604,562
第79計算期間	229,255	1,435,036	139,398,781
第80計算期間	33,530	5,514,268	133,918,043
第81計算期間	28,225	586	133,945,682
第82計算期間	32,556	822,205	133,156,033
第83計算期間	28,104	11,507,539	121,676,598
第84計算期間	29,747	5,551,120	116,155,225
第85計算期間	37,851	8,564	116,184,512
第86計算期間	28,501	15,767,440	100,445,573
第87計算期間	100,012	954,623	99,590,962
第88計算期間	24,486	17,786,596	81,828,852
第89計算期間	25,872	891	81,853,833
第90計算期間	29,241	3,569,481	78,313,593
第91計算期間	39,996	1,048	78,352,541
第92計算期間	38,697	167	78,391,071
第93計算期間	36,854	85,216	78,342,709
第94計算期間	11,047,453	55,343	89,334,819

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,028,816,520	98.08
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.00

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		39,625,207	1.92
純資産総額		2,068,541,717	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド(USDクラス)	1,777,792,254	1.11	1,973,349,401	1.1412	2,028,816,520	98.08
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.08
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
--	-------	------------------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成26年 1月14日)	17,198,356,923	17,228,062,518	11,579	11,599
第2計算期間末日	(平成26年 2月14日)	19,842,409,578	19,880,561,561	10,402	10,422
第3計算期間末日	(平成26年 3月14日)	21,206,767,005	21,248,056,533	10,272	10,292
第4計算期間末日	(平成26年 4月14日)	20,137,597,308	20,178,729,551	9,792	9,812
第5計算期間末日	(平成26年 5月14日)	20,776,979,531	20,818,170,792	10,088	10,108
第6計算期間末日	(平成26年 6月16日)	20,205,374,354	20,243,743,459	10,532	10,552
第7計算期間末日	(平成26年 7月14日)	17,659,045,104	17,693,075,060	10,379	10,399
第8計算期間末日	(平成26年 8月14日)	15,187,853,850	15,216,939,961	10,443	10,463
第9計算期間末日	(平成26年 9月16日)	13,302,919,547	13,326,354,288	11,353	11,373
第10計算期間末日	(平成26年10月14日)	8,968,909,846	8,985,451,633	10,844	10,864
第11計算期間末日	(平成26年11月14日)	8,048,915,261	8,061,415,210	12,878	12,898
第12計算期間末日	(平成26年12月15日)	5,872,205,774	5,881,081,731	13,232	13,252
第13計算期間末日	(平成27年 1月14日)	6,350,426,299	6,360,372,563	12,769	12,789
第14計算期間末日	(平成27年 2月16日)	7,059,190,554	7,069,817,133	13,286	13,306
第15計算期間末日	(平成27年 3月16日)	6,563,230,019	6,589,934,789	14,746	14,806
第16計算期間末日	(平成27年 4月14日)	5,539,590,654	5,561,773,564	14,983	15,043
第17計算期間末日	(平成27年 5月14日)	4,998,597,051	5,018,637,501	14,966	15,026
第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	4,830,241,334	4,848,500,785	15,872	15,932
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	4,373,840,223	4,390,970,159	15,320	15,380
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	4,066,437,826	4,082,191,712	15,487	15,547
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	3,304,505,744	3,319,608,793	13,128	13,188
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	3,402,691,663	3,418,145,525	13,211	13,271
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	3,530,969,914	3,545,742,202	14,342	14,402
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	3,187,924,722	3,201,754,410	13,831	13,891
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	2,809,575,573	2,823,144,355	12,424	12,484
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	2,218,517,472	2,232,677,776	9,400	9,460
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	2,574,546,820	2,588,610,376	10,984	11,044
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	2,332,462,605	2,345,747,934	10,534	10,594
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	2,203,092,263	2,215,919,760	10,305	10,365
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	2,019,368,211	2,031,903,350	9,666	9,726
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	1,896,407,501	1,908,436,463	9,459	9,519
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,987,352,584	2,000,118,649	9,340	9,400
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	2,018,540,263	2,031,513,887	9,335	9,395
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	2,073,977,394	2,086,920,792	9,614	9,674
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	2,171,168,529	2,184,020,478	10,136	10,196
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	2,457,165,681	2,469,579,198	11,877	11,937
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	2,495,415,669	2,508,053,514	11,847	11,907
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	3,280,582,658	3,297,160,701	11,873	11,933
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	3,533,279,489	3,550,940,578	12,004	12,064
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	3,011,999,564	3,028,906,130	10,689	10,749
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	3,526,121,001	3,543,942,291	11,872	11,932

第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	3,531,423,669	3,549,743,347	11,566	11,626
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	3,428,282,649	3,445,325,325	12,070	12,130
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	3,239,846,876	3,256,556,535	11,633	11,693
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	3,322,017,810	3,338,677,609	11,964	12,024
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	3,255,237,871	3,270,715,531	12,619	12,679
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	3,238,880,829	3,253,404,926	13,380	13,440
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	3,810,634,032	3,827,808,056	13,313	13,373
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	4,011,267,794	4,028,842,900	13,694	13,754
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	4,057,428,553	4,077,570,926	12,086	12,146
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	4,583,629,034	4,606,311,535	12,125	12,185
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	4,939,906,058	4,964,608,810	11,998	12,058
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	4,188,146,705	4,207,962,481	12,681	12,741
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	4,310,621,505	4,330,830,771	12,798	12,858
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	4,131,325,558	4,151,012,483	12,591	12,651
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	3,832,680,257	3,851,947,006	11,936	11,996
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	3,970,220,904	3,989,744,884	12,201	12,261
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	3,924,010,315	3,943,277,559	12,220	12,280
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	4,073,839,712	4,094,498,132	11,832	11,892
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	4,169,289,908	4,191,057,580	11,492	11,552
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	3,715,639,410	3,737,776,363	10,071	10,131
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	4,102,921,164	4,125,463,959	10,920	10,980
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	4,041,814,753	4,064,234,804	10,817	10,877
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	4,129,899,849	4,151,716,666	11,358	11,418
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	3,823,072,761	3,844,807,133	10,554	10,614
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	3,768,633,433	3,790,336,137	10,419	10,479
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	3,804,814,108	3,826,462,934	10,545	10,605
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	3,488,242,627	3,509,398,871	9,893	9,953
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	3,709,956,232	3,730,937,439	10,609	10,669
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	3,544,307,870	3,564,483,754	10,540	10,600
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	3,643,078,686	3,662,585,647	11,205	11,265
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	3,577,489,452	3,596,152,646	11,501	11,561
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	3,449,283,271	3,467,106,912	11,611	11,671
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	3,200,791,212	3,212,016,439	11,406	11,446
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	2,231,935,444	2,242,808,053	8,211	8,251
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	2,569,742,466	2,580,572,778	9,491	9,531
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	2,707,824,996	2,718,613,517	10,040	10,080
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,751,626,772	2,761,928,627	10,684	10,724
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	2,753,787,645	2,763,824,343	10,975	11,015
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	2,714,615,434	2,724,275,603	11,240	11,280
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,599,430,241	2,608,734,467	11,175	11,215
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	2,577,901,469	2,586,884,900	11,478	11,518
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	2,419,523,884	2,427,805,686	11,686	11,726

第84計算期間末日（令和 2年12月14日）	2,393,330,646	2,401,282,151	12,040	12,080
第85計算期間末日（令和 3年 1月14日）	2,458,877,583	2,466,682,160	12,602	12,642
第86計算期間末日（令和 3年 2月15日）	2,471,789,472	2,476,590,721	12,871	12,896
第87計算期間末日（令和 3年 3月15日）	2,516,612,384	2,521,306,299	13,404	13,429
第88計算期間末日（令和 3年 4月14日）	2,492,415,150	2,497,023,326	13,522	13,547
第89計算期間末日（令和 3年 5月14日）	2,236,431,907	2,240,780,949	12,856	12,881
第90計算期間末日（令和 3年 6月14日）	2,255,844,500	2,260,033,755	13,462	13,487
第91計算期間末日（令和 3年 7月14日）	2,240,095,596	2,244,192,889	13,668	13,693
第92計算期間末日（令和 3年 8月16日）	2,156,904,575	2,160,854,642	13,651	13,676
第93計算期間末日（令和 3年 9月14日）	2,267,168,509	2,270,961,059	14,945	14,970
第94計算期間末日（令和 3年10月14日）	2,057,046,384	2,060,649,770	14,272	14,297
令和 2年10月末日	2,387,006,777		11,060	
11月末日	2,495,073,073		12,274	
12月末日	2,431,806,123		12,362	
令和 3年 1月末日	2,385,302,963		12,392	
2月末日	2,476,244,550		13,020	
3月末日	2,539,545,326		13,755	
4月末日	2,343,347,875		13,287	
5月末日	2,321,457,951		13,487	
6月末日	2,251,524,814		13,627	
7月末日	2,188,443,137		13,371	
8月末日	2,074,839,041		13,628	
9月末日	2,156,821,506		14,671	
10月末日	2,068,541,717		14,614	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円

第14計算期間	20円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円

第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	15.99
第2計算期間	9.99
第3計算期間	1.05
第4計算期間	4.47
第5計算期間	3.22
第6計算期間	4.59
第7計算期間	1.26
第8計算期間	0.80
第9計算期間	8.90
第10計算期間	4.30
第11計算期間	18.94
第12計算期間	2.90
第13計算期間	3.34
第14計算期間	4.20
第15計算期間	11.44
第16計算期間	2.01
第17計算期間	0.28
第18計算期間	6.45
第19計算期間	3.09
第20計算期間	1.48
第21計算期間	14.84
第22計算期間	1.08
第23計算期間	9.01
第24計算期間	3.14
第25計算期間	9.73
第26計算期間	23.85
第27計算期間	17.48
第28計算期間	3.55
第29計算期間	1.60
第30計算期間	5.61
第31計算期間	1.52
第32計算期間	0.62
第33計算期間	0.58
第34計算期間	3.63
第35計算期間	6.05
第36計算期間	17.76
第37計算期間	0.25
第38計算期間	0.72
第39計算期間	1.60
第40計算期間	10.45
第41計算期間	11.62

第42計算期間	2.07
第43計算期間	4.87
第44計算期間	3.12
第45計算期間	3.36
第46計算期間	5.97
第47計算期間	6.50
第48計算期間	0.05
第49計算期間	3.31
第50計算期間	11.30
第51計算期間	0.81
第52計算期間	0.55
第53計算期間	6.19
第54計算期間	1.39
第55計算期間	1.14
第56計算期間	4.72
第57計算期間	2.72
第58計算期間	0.64
第59計算期間	2.68
第60計算期間	2.36
第61計算期間	11.84
第62計算期間	9.02
第63計算期間	0.39
第64計算期間	5.55
第65計算期間	6.55
第66計算期間	0.71
第67計算期間	1.78
第68計算期間	5.61
第69計算期間	7.84
第70計算期間	0.08
第71計算期間	6.87
第72計算期間	3.17
第73計算期間	1.47
第74計算期間	1.42
第75計算期間	27.66
第76計算期間	16.07
第77計算期間	6.20
第78計算期間	6.81
第79計算期間	3.09
第80計算期間	2.77
第81計算期間	0.22
第82計算期間	3.06
第83計算期間	2.16

第84計算期間	3.37
第85計算期間	5.00
第86計算期間	2.33
第87計算期間	4.33
第88計算期間	1.06
第89計算期間	4.74
第90計算期間	4.90
第91計算期間	1.71
第92計算期間	0.05
第93計算期間	9.66
第94計算期間	4.33

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	17,755,529,325	2,902,731,743	14,852,797,582
第2計算期間	4,951,786,599	728,592,582	19,075,991,599
第3計算期間	2,059,899,525	491,127,003	20,644,764,121
第4計算期間	678,279,591	756,922,079	20,566,121,633
第5計算期間	674,420,701	644,911,623	20,595,630,711
第6計算期間	365,485,660	1,776,563,701	19,184,552,670
第7計算期間	170,823,881	2,340,398,303	17,014,978,248
第8計算期間	154,548,916	2,626,471,565	14,543,055,599
第9計算期間	76,715,290	2,902,400,339	11,717,370,550
第10計算期間	107,638,934	3,554,115,889	8,270,893,595
第11計算期間	761,275,910	2,782,194,918	6,249,974,587
第12計算期間	448,932,077	2,260,927,730	4,437,978,934
第13計算期間	906,286,472	371,133,335	4,973,132,071
第14計算期間	826,777,579	486,620,145	5,313,289,505
第15計算期間	37,431,468	899,925,869	4,450,795,104
第16計算期間	92,180,756	845,824,147	3,697,151,713
第17計算期間	96,874,242	453,950,852	3,340,075,103
第18計算期間	91,484,068	388,317,224	3,043,241,947
第19計算期間	139,067,628	327,320,149	2,854,989,426
第20計算期間	80,942,052	310,283,731	2,625,647,747
第21計算期間	86,693,705	195,166,597	2,517,174,855
第22計算期間	109,974,995	51,506,114	2,575,643,736
第23計算期間	50,041,125	163,636,803	2,462,048,058
第24計算期間	21,287,106	178,387,110	2,304,948,054
第25計算期間	7,988,912	51,473,263	2,261,463,703

第26計算期間	114,867,667	16,280,697	2,360,050,673
第27計算期間	34,259,283	50,383,880	2,343,926,076
第28計算期間	16,612,042	146,316,601	2,214,221,517
第29計算期間	21,659,036	97,964,286	2,137,916,267
第30計算期間	14,722,338	63,448,696	2,089,189,909
第31計算期間	7,992,375	92,355,123	2,004,827,161
第32計算期間	144,205,417	21,354,955	2,127,677,623
第33計算期間	87,994,639	53,401,535	2,162,270,727
第34計算期間	10,124,936	15,162,555	2,157,233,108
第35計算期間	95,648,921	110,890,454	2,141,991,575
第36計算期間	218,894,177	291,966,206	2,068,919,546
第37計算期間	215,479,917	178,091,919	2,106,307,544
第38計算期間	691,573,409	34,873,722	2,763,007,231
第39計算期間	234,549,669	54,042,061	2,943,514,839
第40計算期間	377,220,353	502,974,048	2,817,761,144
第41計算期間	215,745,616	63,291,624	2,970,215,136
第42計算期間	218,450,832	135,386,247	3,053,279,721
第43計算期間	17,074,519	229,908,217	2,840,446,023
第44計算期間	28,595,140	84,097,830	2,784,943,333
第45計算期間	64,320,614	72,630,779	2,776,633,168
第46計算期間	114,714,826	311,737,830	2,579,610,164
第47計算期間	206,647,239	365,574,564	2,420,682,839
第48計算期間	577,341,976	135,687,445	2,862,337,370
第49計算期間	149,449,909	82,602,799	2,929,184,480
第50計算期間	505,876,388	77,998,580	3,357,062,288
第51計算期間	428,613,637	5,259,023	3,780,416,902
第52計算期間	403,738,863	67,030,415	4,117,125,350
第53計算期間	52,450,597	866,946,557	3,302,629,390
第54計算期間	151,673,216	86,091,603	3,368,211,003
第55計算期間	36,313,943	123,370,654	3,281,154,292
第56計算期間	123,626,382	193,655,743	3,211,124,931
第57計算期間	161,850,996	118,979,208	3,253,996,719
第58計算期間	122,254,057	165,043,341	3,211,207,435
第59計算期間	284,314,820	52,452,196	3,443,070,059
第60計算期間	238,335,633	53,460,249	3,627,945,443
第61計算期間	131,190,195	69,643,381	3,689,492,257
第62計算期間	126,844,198	59,203,928	3,757,132,527
第63計算期間	60,494,366	80,951,619	3,736,675,274
第64計算期間	77,816,446	178,355,451	3,636,136,269
第65計算期間	20,157,590	33,898,521	3,622,395,338
第66計算期間	23,567,329	28,845,178	3,617,117,489
第67計算期間	8,535,250	17,514,927	3,608,137,812

第68計算期間	6,555,689	88,652,815	3,526,040,686
第69計算期間	10,433,868	39,606,717	3,496,867,837
第70計算期間	2,689,369	136,909,855	3,362,647,351
第71計算期間	2,463,140	113,950,172	3,251,160,319
第72計算期間	9,491,512	150,119,365	3,110,532,466
第73計算期間	2,033,726	141,959,272	2,970,606,920
第74計算期間	2,088,729	166,388,844	2,806,306,805
第75計算期間	14,162,290	102,316,646	2,718,152,449
第76計算期間	5,137,596	15,711,833	2,707,578,212
第77計算期間	2,006,948	12,454,734	2,697,130,426
第78計算期間	1,919,179	123,585,741	2,575,463,864
第79計算期間	11,977,557	78,266,860	2,509,174,561
第80計算期間	1,373,179	95,505,481	2,415,042,259
第81計算期間	3,816,440	92,802,034	2,326,056,665
第82計算期間	1,471,453	81,670,337	2,245,857,781
第83計算期間	1,125,343	176,532,497	2,070,450,627
第84計算期間	975,105	83,549,464	1,987,876,268
第85計算期間	8,766,916	45,498,762	1,951,144,422
第86計算期間	733,697	31,378,267	1,920,499,852
第87計算期間	565,622	43,499,382	1,877,566,092
第88計算期間	486,821	34,782,325	1,843,270,588
第89計算期間	1,866,825	105,520,534	1,739,616,879
第90計算期間	464,588	64,379,103	1,675,702,364
第91計算期間	451,547	37,236,388	1,638,917,523
第92計算期間	436,943	59,327,471	1,580,026,995
第93計算期間	8,041,098	71,048,051	1,517,020,042
第94計算期間	855,364	76,520,779	1,441,354,627

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,594,191	98.11
親投資信託受益証券	日本	9,998	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		213,641	1.81
純資産総額		11,817,830	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年10月29日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（EURクラス）	8,404,024	1.33	11,220,212	1.3796	11,594,191	98.11
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	1.0040	9,998	1.0040	9,998	0.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年10月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.11
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位: 円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	267,966,797	268,433,850	11,475	11,495
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	218,345,682	218,772,872	10,222	10,242
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	231,267,239	231,715,356	10,322	10,342

第4計算期間末日	(平成26年 4月14日)	281,800,903	282,375,803	9,803	9,823
第5計算期間末日	(平成26年 5月14日)	282,024,202	282,589,927	9,970	9,990
第6計算期間末日	(平成26年 6月16日)	271,098,897	271,626,137	10,284	10,304
第7計算期間末日	(平成26年 7月14日)	216,072,653	216,497,471	10,172	10,192
第8計算期間末日	(平成26年 8月14日)	207,092,176	207,503,368	10,073	10,093
第9計算期間末日	(平成26年 9月16日)	199,615,947	199,993,452	10,576	10,596
第10計算期間末日	(平成26年10月14日)	115,573,172	115,808,443	9,825	9,845
第11計算期間末日	(平成26年11月14日)	135,813,742	136,049,246	11,534	11,554
第12計算期間末日	(平成26年12月15日)	52,967,151	53,055,659	11,969	11,989
第13計算期間末日	(平成27年 1月14日)	43,942,026	44,022,313	10,946	10,966
第14計算期間末日	(平成27年 2月16日)	39,378,696	39,450,143	11,023	11,043
第15計算期間末日	(平成27年 3月16日)	37,855,133	37,955,366	11,330	11,360
第16計算期間末日	(平成27年 4月14日)	37,629,805	37,727,424	11,564	11,594
第17計算期間末日	(平成27年 5月14日)	151,464,545	151,833,938	12,301	12,331
第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	187,088,245	187,521,457	12,956	12,986
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	171,756,572	172,176,959	12,257	12,287
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	176,432,485	176,854,850	12,532	12,562
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	144,907,218	145,309,047	10,819	10,849
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	146,612,392	147,014,362	10,942	10,972
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	150,648,092	151,050,087	11,243	11,273
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	139,108,365	139,483,783	11,116	11,146
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	123,504,594	123,880,037	9,869	9,899
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	96,950,318	97,325,796	7,746	7,776
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	112,544,634	112,920,156	8,991	9,021
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	107,577,796	107,947,365	8,733	8,763
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	105,608,983	105,978,588	8,572	8,602
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	99,287,653	99,657,295	8,058	8,088
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	95,235,372	95,605,054	7,728	7,758
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	95,759,963	96,134,090	7,679	7,709
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	96,276,482	96,650,622	7,720	7,750
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	97,414,613	97,788,795	7,810	7,840
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	101,421,594	101,795,818	8,131	8,161
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	116,604,938	116,979,205	9,347	9,377
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	116,107,669	116,481,981	9,306	9,336
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	115,096,723	115,466,651	9,334	9,364
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	117,218,276	117,588,287	9,504	9,534
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	103,929,505	104,299,601	8,425	8,455
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	118,764,850	119,134,681	9,634	9,664
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	118,713,219	119,083,071	9,629	9,659
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	115,791,965	116,131,895	10,219	10,249
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	114,946,548	115,286,470	10,145	10,175
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	167,692,548	168,168,955	10,560	10,590

第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	175,747,916	176,224,367	11,066	11,096
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	183,845,020	184,321,842	11,567	11,597
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	184,537,349	185,013,948	11,616	11,646
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	174,563,384	174,988,950	12,306	12,336
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	156,174,852	156,600,442	11,009	11,039
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	157,291,673	157,717,222	11,089	11,119
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	159,351,333	159,788,394	10,938	10,968
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	163,418,271	163,855,485	11,213	11,243
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	162,406,725	162,844,185	11,137	11,167
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	158,490,717	158,928,298	10,866	10,896
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	147,179,217	147,617,064	10,084	10,114
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	153,989,508	154,427,572	10,546	10,576
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	136,017,870	136,407,884	10,463	10,493
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	128,522,683	128,912,899	9,881	9,911
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	125,488,724	125,879,119	9,643	9,673
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	111,261,445	111,652,090	8,544	8,574
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	118,940,394	119,201,059	9,126	9,146
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	118,188,646	118,449,444	9,064	9,084
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	113,724,565	113,963,135	9,534	9,554
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	105,198,960	105,437,623	8,816	8,836
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	104,195,485	104,434,288	8,726	8,746
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	105,472,977	105,711,920	8,828	8,848
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	98,601,940	98,841,045	8,248	8,268
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	104,912,768	105,152,012	8,770	8,790
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	103,991,298	104,230,657	8,689	8,709
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	110,553,190	110,792,690	9,232	9,252
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	114,927,910	115,167,531	9,592	9,612
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	115,931,002	116,170,634	9,676	9,696
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	111,179,700	111,299,522	9,279	9,289
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	81,444,845	81,564,621	6,800	6,810
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	92,974,370	93,094,152	7,762	7,772
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	97,656,082	97,775,879	8,152	8,162
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	82,335,367	82,426,897	8,995	9,005
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	85,639,271	85,730,807	9,356	9,366
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	91,427,614	91,519,261	9,976	9,986
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	91,096,836	91,188,551	9,933	9,943
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	93,233,581	93,325,383	10,156	10,166
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	95,653,293	95,745,141	10,414	10,424
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	101,188,309	101,280,239	11,007	11,017
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	106,640,151	106,732,139	11,593	11,603
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	108,619,861	108,711,908	11,800	11,810
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	103,872,175	103,957,977	12,106	12,116

第88計算期間末日 (令和 3年 4月14日)	3,045,788	3,048,311	12,071	12,081
第89計算期間末日 (令和 3年 5月14日)	10,725,411	10,734,658	11,598	11,608
第90計算期間末日 (令和 3年 6月14日)	11,262,247	11,271,488	12,187	12,197
第91計算期間末日 (令和 3年 7月14日)	11,185,701	11,194,944	12,101	12,111
第92計算期間末日 (令和 3年 8月16日)	11,146,082	11,155,329	12,053	12,063
第93計算期間末日 (令和 3年 9月14日)	12,213,098	12,222,338	13,218	13,228
第94計算期間末日 (令和 3年10月14日)	11,446,764	11,456,007	12,383	12,393
令和 2年10月末日	89,172,479		9,709	
11月末日	101,628,284		11,055	
12月末日	105,076,711		11,423	
令和 3年 1月末日	104,568,886		11,361	
2月末日	110,934,076		12,038	
3月末日	104,634,655		12,204	
4月末日	3,029,741		12,000	
5月末日	11,336,266		12,270	
6月末日	11,213,420		12,132	
7月末日	10,991,532		11,888	
8月末日	11,114,615		12,023	
9月末日	11,796,197		12,763	
10月末日	11,817,830		12,782	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円

第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円

第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	14.95
第2計算期間	10.74

第3計算期間	1.17
第4計算期間	4.83
第5計算期間	1.90
第6計算期間	3.35
第7計算期間	0.89
第8計算期間	0.77
第9計算期間	5.19
第10計算期間	6.91
第11計算期間	17.59
第12計算期間	3.94
第13計算期間	8.37
第14計算期間	0.88
第15計算期間	3.05
第16計算期間	2.33
第17計算期間	6.63
第18計算期間	5.56
第19計算期間	5.16
第20計算期間	2.48
第21計算期間	13.42
第22計算期間	1.41
第23計算期間	3.02
第24計算期間	0.86
第25計算期間	10.94
第26計算期間	21.20
第27計算期間	16.46
第28計算期間	2.53
第29計算期間	1.50
第30計算期間	5.64
第31計算期間	3.72
第32計算期間	0.24
第33計算期間	0.92
第34計算期間	1.55
第35計算期間	4.49
第36計算期間	15.32
第37計算期間	0.11
第38計算期間	0.62
第39計算期間	2.14
第40計算期間	11.03
第41計算期間	14.70
第42計算期間	0.25
第43計算期間	6.43
第44計算期間	0.43

第45計算期間	4.38
第46計算期間	5.07
第47計算期間	4.79
第48計算期間	0.68
第49計算期間	6.19
第50計算期間	10.29
第51計算期間	0.99
第52計算期間	1.09
第53計算期間	2.78
第54計算期間	0.41
第55計算期間	2.16
第56計算期間	6.92
第57計算期間	4.87
第58計算期間	0.50
第59計算期間	5.27
第60計算期間	2.10
第61計算期間	11.08
第62計算期間	7.04
第63計算期間	0.46
第64計算期間	5.40
第65計算期間	7.32
第66計算期間	0.79
第67計算期間	1.39
第68計算期間	6.34
第69計算期間	6.57
第70計算期間	0.69
第71計算期間	6.47
第72計算期間	4.11
第73計算期間	1.08
第74計算期間	3.99
第75計算期間	26.60
第76計算期間	14.29
第77計算期間	5.15
第78計算期間	10.46
第79計算期間	4.12
第80計算期間	6.73
第81計算期間	0.33
第82計算期間	2.34
第83計算期間	2.63
第84計算期間	5.79
第85計算期間	5.41
第86計算期間	1.87

第87計算期間	2.67
第88計算期間	0.20
第89計算期間	3.83
第90計算期間	5.16
第91計算期間	0.62
第92計算期間	0.31
第93計算期間	9.74
第94計算期間	6.24

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額)を控除した額を当該基準価額(分配額の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	289,068,627	55,541,942	233,526,685
第2計算期間	57,049,034	76,980,667	213,595,052
第3計算期間	30,679,351	20,215,754	224,058,649
第4計算期間	64,768,046	1,376,399	287,450,296
第5計算期間	259,688	4,847,311	282,862,673
第6計算期間	329,943	19,572,429	263,620,187
第7計算期間	314,280	51,525,308	212,409,159
第8計算期間	223,054	7,035,796	205,596,417
第9計算期間	14,529,634	31,373,087	188,752,964
第10計算期間	175,436	71,292,649	117,635,751
第11計算期間	116,656		117,752,407
第12計算期間	567,157	74,065,185	44,254,379
第13計算期間	113,850	4,224,236	40,143,993
第14計算期間	19,356	4,439,769	35,723,580
第15計算期間	18,361	2,330,922	33,411,019
第16計算期間	30,732	902,078	32,539,673
第17計算期間	90,591,451		123,131,124
第18計算期間	26,975,083	5,701,916	144,404,291
第19計算期間	26,895	4,302,177	140,129,009
第20計算期間	676,243	16,753	140,788,499
第21計算期間	28,372	6,873,579	133,943,292
第22計算期間	46,718		133,990,010
第23計算期間	8,481		133,998,491
第24計算期間	8,274	8,867,367	125,139,398
第25計算期間	8,386		125,147,784
第26計算期間	11,622		125,159,406
第27計算期間	14,853		125,174,259
第28計算期間	12,846	1,997,310	123,189,795

第29計算期間	12,128		123,201,923
第30計算期間	12,400		123,214,323
第31計算期間	13,236		123,227,559
第32計算期間	1,481,455		124,709,014
第33計算期間	13,994	9,370	124,713,638
第34計算期間	13,975		124,727,613
第35計算期間	13,868		124,741,481
第36計算期間	14,441		124,755,922
第37計算期間	14,760		124,770,682
第38計算期間	11,777	1,473,118	123,309,341
第39計算期間	27,981		123,337,322
第40計算期間	28,151		123,365,473
第41計算期間	8,198	96,653	123,277,018
第42計算期間	6,992		123,284,010
第43計算期間	26,110	10,000,000	113,310,120
第44計算期間	16,602	19,220	113,307,502
第45計算期間	45,527,854	32,867	158,802,489
第46計算期間	14,622		158,817,111
第47計算期間	123,780		158,940,891
第48計算期間	8,692	82,918	158,866,665
第49計算期間	15,523	17,026,615	141,855,573
第50計算期間	8,026		141,863,599
第51計算期間	7,228	21,016	141,849,811
第52計算期間	3,837,446		145,687,257
第53計算期間	50,828		145,738,085
第54計算期間	82,119	183	145,820,021
第55計算期間	92,065	51,636	145,860,450
第56計算期間	92,700	4,142	145,949,008
第57計算期間	90,547	18,045	146,021,510
第58計算期間	145,089	16,161,928	130,004,671
第59計算期間	84,751	17,355	130,072,067
第60計算期間	152,334	92,654	130,131,747
第61計算期間	93,230	9,850	130,215,127
第62計算期間	117,599		130,332,726
第63計算期間	66,989	575	130,399,140
第64計算期間	118,573	11,232,511	119,285,202
第65計算期間	63,907	17,130	119,331,979
第66計算期間	69,820		119,401,799
第67計算期間	69,894	86	119,471,607
第68計算期間	81,010		119,552,617
第69計算期間	74,620	4,870	119,622,367
第70計算期間	69,839	12,466	119,679,740

第71計算期間	70,865	111	119,750,494
第72計算期間	66,831	6,342	119,810,983
第73計算期間	5,373	167	119,816,189
第74計算期間	6,648		119,822,837
第75計算期間	5,550	51,694	119,776,693
第76計算期間	5,677	6	119,782,364
第77計算期間	14,666	18	119,797,012
第78計算期間	35,456	28,302,215	91,530,253
第79計算期間	6,395	11	91,536,637
第80計算期間	111,869	598	91,647,908
第81計算期間	86,200	18,973	91,715,135
第82計算期間	87,137	116	91,802,156
第83計算期間	84,950	38,633	91,848,473
第84計算期間	329,618	247,382	91,930,709
第85計算期間	69,444	11,792	91,988,361
第86計算期間	64,097	5,186	92,047,272
第87計算期間	190,643	6,435,370	85,802,545
第88計算期間	62,470	83,341,867	2,523,148
第89計算期間	6,724,399	228	9,247,319
第90計算期間	4,425	10,318	9,241,426
第91計算期間	4,415	1,854	9,243,987
第92計算期間	4,156	368	9,247,775
第93計算期間	18,602	26,298	9,240,079
第94計算期間	3,700	12	9,243,767

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	211,590,975	98.61
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		2,876,665	1.34
純資産総額		214,567,630	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AUDクラス)	168,102,785	1.2	201,756,962	1.2587	211,590,975	98.61
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.61
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年1月14日)	2,038,533,871	2,042,262,044	10,936	10,956
第2計算期間末日 (平成26年2月14日)	1,577,284,910	1,580,484,645	9,859	9,879
第3計算期間末日 (平成26年3月14日)	1,570,610,474	1,573,805,990	9,830	9,850
第4計算期間末日 (平成26年4月14日)	1,417,027,011	1,419,936,106	9,742	9,762
第5計算期間末日 (平成26年5月14日)	1,233,164,008	1,235,626,904	10,014	10,034
第6計算期間末日 (平成26年6月16日)	995,304,179	997,201,868	10,490	10,510
第7計算期間末日 (平成26年7月14日)	558,423,400	559,504,621	10,329	10,349

第8計算期間末日	(平成26年 8月14日)	399,103,021	399,874,875	10,341	10,361
第9計算期間末日	(平成26年 9月16日)	332,800,064	333,407,515	10,957	10,977
第10計算期間末日	(平成26年10月14日)	231,319,703	231,777,698	10,101	10,121
第11計算期間末日	(平成26年11月14日)	196,402,392	196,727,662	12,076	12,096
第12計算期間末日	(平成26年12月15日)	177,924,104	178,226,301	11,775	11,795
第13計算期間末日	(平成27年 1月14日)	141,572,649	141,823,657	11,280	11,300
第14計算期間末日	(平成27年 2月16日)	146,497,542	146,759,051	11,204	11,224
第15計算期間末日	(平成27年 3月16日)	161,874,899	162,405,918	12,194	12,234
第16計算期間末日	(平成27年 4月14日)	162,362,885	162,890,081	12,319	12,359
第17計算期間末日	(平成27年 5月14日)	160,806,539	161,294,448	13,183	13,223
第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	152,415,379	152,869,530	13,424	13,464
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	136,533,475	136,973,712	12,405	12,445
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	153,996,615	154,489,086	12,508	12,548
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	129,081,579	129,589,731	10,161	10,201
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	134,181,687	134,690,291	10,553	10,593
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	129,602,477	130,066,870	11,163	11,203
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	130,174,951	130,651,748	10,921	10,961
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	118,515,535	119,012,482	9,539	9,579
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	90,959,701	91,455,296	7,341	7,381
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	113,240,808	113,736,756	9,133	9,173
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	109,747,406	110,242,376	8,869	8,909
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	194,399,531	195,324,125	8,410	8,450
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	189,151,261	190,091,771	8,045	8,085
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	190,871,073	191,811,893	8,115	8,155
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	122,437,762	123,047,882	8,027	8,067
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	140,695,406	141,415,760	7,813	7,853
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	157,375,019	158,149,720	8,126	8,166
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	186,011,784	186,878,159	8,588	8,628
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	234,683,355	235,625,030	9,969	10,009
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	265,324,951	266,390,703	9,958	9,998
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	287,705,026	288,831,805	10,213	10,253
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	307,224,020	308,421,758	10,260	10,300
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	262,795,218	263,944,924	9,143	9,183
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	269,684,592	270,770,155	9,937	9,977
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	269,894,258	270,986,781	9,882	9,922
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	263,992,704	264,993,815	10,548	10,588
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	281,985,706	283,072,394	10,380	10,420
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	299,643,501	300,749,365	10,838	10,878
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	253,460,943	254,359,648	11,281	11,321
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	265,324,377	266,239,103	11,602	11,642
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	263,768,695	264,684,765	11,517	11,557
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	312,399,115	313,416,550	12,282	12,322

第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	299,579,324	300,690,676	10,783	10,823
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	301,505,714	302,617,530	10,847	10,887
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	286,762,750	287,840,684	10,641	10,681
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	270,559,996	271,549,831	10,934	10,974
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	276,984,712	277,981,537	11,115	11,155
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	250,873,303	251,812,211	10,688	10,728
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	234,240,024	235,179,472	9,974	10,014
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	246,755,370	247,736,164	10,063	10,103
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	232,234,270	233,162,840	10,004	10,044
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	230,157,072	231,094,597	9,820	9,860
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	220,018,646	220,940,732	9,544	9,584
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	192,269,027	193,191,863	8,334	8,374
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	211,154,446	212,099,209	8,940	8,980
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	202,308,277	203,225,326	8,824	8,864
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	215,413,795	216,331,754	9,387	9,427
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	193,549,950	194,464,362	8,467	8,507
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	200,218,753	201,182,943	8,306	8,346
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	205,603,576	206,568,529	8,523	8,563
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	184,009,845	184,957,994	7,763	7,803
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	187,255,789	188,144,997	8,423	8,463
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	183,828,397	184,718,110	8,265	8,305
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	193,425,888	194,301,831	8,833	8,873
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	199,728,617	200,604,867	9,117	9,157
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	202,682,834	203,559,554	9,247	9,287
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	194,374,699	194,813,300	8,863	8,883
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	125,387,313	125,820,208	5,793	5,813
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	147,833,232	148,266,318	6,827	6,847
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	160,512,210	160,945,464	7,410	7,430
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	179,849,220	180,282,616	8,300	8,320
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	188,930,156	189,363,686	8,716	8,736
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	195,987,942	196,415,750	9,162	9,182
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	189,965,282	190,375,962	9,251	9,271
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	192,612,297	193,023,096	9,377	9,397
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	191,250,507	191,646,501	9,659	9,679
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	204,944,541	205,340,625	10,349	10,369
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	220,246,203	220,641,946	11,131	11,151
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	216,613,245	216,994,082	11,376	11,396
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	225,329,560	225,710,514	11,830	11,850
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	222,630,907	223,010,027	11,745	11,765
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	192,953,261	193,294,675	11,303	11,323
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	201,400,609	201,742,110	11,795	11,815
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	198,549,670	198,891,253	11,625	11,645

第92計算期間末日 (令和 3年 8月16日)	195,834,628	196,176,296	11,463	11,483
第93計算期間末日 (令和 3年 9月14日)	214,152,388	214,494,118	12,533	12,553
第94計算期間末日 (令和 3年10月14日)	204,787,902	205,129,716	11,982	12,002
令和 2年10月末日	174,888,263		8,832	
11月末日	204,913,263		10,347	
12月末日	212,390,570		10,733	
令和 3年 1月末日	206,577,215		10,849	
2月末日	224,960,195		11,804	
3月末日	225,729,515		11,908	
4月末日	200,399,699		11,739	
5月末日	201,945,561		11,827	
6月末日	199,148,083		11,660	
7月末日	192,462,233		11,266	
8月末日	193,367,628		11,316	
9月末日	205,357,951		12,005	
10月末日	214,567,630		12,552	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円
第2計算期間	20円
第3計算期間	20円
第4計算期間	20円
第5計算期間	20円
第6計算期間	20円
第7計算期間	20円
第8計算期間	20円
第9計算期間	20円
第10計算期間	20円
第11計算期間	20円
第12計算期間	20円
第13計算期間	20円
第14計算期間	20円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円

第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円
第29計算期間	40円
第30計算期間	40円
第31計算期間	40円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円

第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円
第76計算期間	20円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.56
第2計算期間	9.66
第3計算期間	0.09
第4計算期間	0.69
第5計算期間	2.99
第6計算期間	4.95

第7計算期間	1.34
第8計算期間	0.30
第9計算期間	6.15
第10計算期間	7.62
第11計算期間	19.75
第12計算期間	2.32
第13計算期間	4.03
第14計算期間	0.49
第15計算期間	9.19
第16計算期間	1.35
第17計算期間	7.33
第18計算期間	2.13
第19計算期間	7.29
第20計算期間	1.15
第21計算期間	18.44
第22計算期間	4.25
第23計算期間	6.15
第24計算期間	1.80
第25計算期間	12.28
第26計算期間	22.62
第27計算期間	24.95
第28計算期間	2.45
第29計算期間	4.72
第30計算期間	3.86
第31計算期間	1.36
第32計算期間	0.59
第33計算期間	2.16
第34計算期間	4.51
第35計算期間	6.17
第36計算期間	16.54
第37計算期間	0.29
第38計算期間	2.96
第39計算期間	0.85
第40計算期間	10.49
第41計算期間	9.12
第42計算期間	0.15
第43計算期間	7.14
第44計算期間	1.21
第45計算期間	4.79
第46計算期間	4.45
第47計算期間	3.20
第48計算期間	0.38

第49計算期間	6.98
第50計算期間	11.87
第51計算期間	0.96
第52計算期間	1.53
第53計算期間	3.12
第54計算期間	2.02
第55計算期間	3.48
第56計算期間	6.30
第57計算期間	1.29
第58計算期間	0.18
第59計算期間	1.43
第60計算期間	2.40
第61計算期間	12.25
第62計算期間	7.75
第63計算期間	0.85
第64計算期間	6.83
第65計算期間	9.37
第66計算期間	1.42
第67計算期間	3.09
第68計算期間	8.44
第69計算期間	9.01
第70計算期間	1.40
第71計算期間	7.35
第72計算期間	3.66
第73計算期間	1.86
第74計算期間	3.93
第75計算期間	34.41
第76計算期間	18.19
第77計算期間	8.83
第78計算期間	12.28
第79計算期間	5.25
第80計算期間	5.34
第81計算期間	1.18
第82計算期間	1.57
第83計算期間	3.22
第84計算期間	7.35
第85計算期間	7.74
第86計算期間	2.38
第87計算期間	4.16
第88計算期間	0.54
第89計算期間	3.59
第90計算期間	4.52

第91計算期間	1.27
第92計算期間	1.22
第93計算期間	9.50
第94計算期間	4.23

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,035,838,650	171,752,127	1,864,086,523
第2計算期間	38,572,250	302,790,894	1,599,867,879
第3計算期間	70,395,034	72,504,527	1,597,758,386
第4計算期間	31,770,228	174,980,836	1,454,547,778
第5計算期間	10,380,711	233,480,069	1,231,448,420
第6計算期間	972,318	283,576,231	948,844,507
第7計算期間	4,643,129	412,876,961	540,610,675
第8計算期間	78,499	154,762,127	385,927,047
第9計算期間	65,953	82,267,145	303,725,855
第10計算期間	54,528	74,782,517	228,997,866
第11計算期間	52,641	66,415,150	162,635,357
第12計算期間	35,843	11,572,567	151,098,633
第13計算期間	36,809	25,631,083	125,504,359
第14計算期間	12,106,560	6,856,014	130,754,905
第15計算期間	8,323,526	6,323,467	132,754,964
第16計算期間	3,899,294	4,855,099	131,799,159
第17計算期間	857,110	10,679,012	121,977,257
第18計算期間	68,264	8,507,528	113,537,993
第19計算期間	127,225	3,605,870	110,059,348
第20計算期間	15,129,519	2,070,924	123,117,943
第21計算期間	3,920,136		127,038,079
第22計算期間	113,069		127,151,148
第23計算期間	6,879,230	17,932,021	116,098,357
第24計算期間	3,101,124		119,199,481
第25計算期間	5,037,510		124,236,991
第26計算期間	90,107	428,212	123,898,886
第27計算期間	89,224	1,027	123,987,083
第28計算期間	72,105	316,594	123,742,594
第29計算期間	109,976,101	2,570,168	231,148,527
第30計算期間	11,469,455	7,490,475	235,127,507
第31計算期間	77,631		235,205,138
第32計算期間	23,842,664	106,517,771	152,530,031

第33計算期間	27,568,622	9,985	180,088,668
第34計算期間	13,586,691		193,675,359
第35計算期間	22,918,467		216,593,826
第36計算期間	31,302,324	12,477,353	235,418,797
第37計算期間	68,375,045	37,355,718	266,438,124
第38計算期間	15,257,854	979	281,694,999
第39計算期間	17,910,432	170,895	299,434,536
第40計算期間	13,012,259	25,020,193	287,426,602
第41計算期間	190,962	16,226,793	271,390,771
第42計算期間	7,251,548	5,511,526	273,130,793
第43計算期間	7,547,449	30,400,491	250,277,751
第44計算期間	30,898,728	9,504,330	271,672,149
第45計算期間	4,836,073	42,066	276,466,156
第46計算期間	2,860,185	54,649,990	224,676,351
第47計算期間	4,048,921	43,648	228,681,624
第48計算期間	12,357,278	12,021,293	229,017,609
第49計算期間	27,070,809	1,729,600	254,358,818
第50計算期間	23,479,366		277,838,184
第51計算期間	167,995	52,172	277,954,007
第52計算期間	177,069	8,647,507	269,483,569
第53計算期間	232,845	22,257,478	247,458,936
第54計算期間	12,487,680	10,740,151	249,206,465
第55計算期間	124,918	14,604,180	234,727,203
第56計算期間	139,144	4,203	234,862,144
第57計算期間	13,483,289	3,146,724	245,198,709
第58計算期間	207,888	13,263,861	232,142,736
第59計算期間	4,573,355	2,334,765	234,381,326
第60計算期間	203,041	4,062,650	230,521,717
第61計算期間	197,252	9,921	230,709,048
第62計算期間	5,481,732		236,190,780
第63計算期間	223,344	7,151,706	229,262,418
第64計算期間	227,401		229,489,819
第65計算期間	204,419	1,091,232	228,603,006
第66計算期間	12,444,657	105	241,047,558
第67計算期間	190,962	89	241,238,431
第68計算期間	185,364	4,386,502	237,037,293
第69計算期間	204,738	14,939,844	222,302,187
第70計算期間	126,352	120	222,428,419
第71計算期間	129,378	3,572,031	218,985,766
第72計算期間	121,868	44,889	219,062,745
第73計算期間	118,473	1,108	219,180,110
第74計算期間	120,635		219,300,745

第75計算期間	63,366	2,916,350	216,447,761
第76計算期間	95,299		216,543,060
第77計算期間	84,436	13	216,627,483
第78計算期間	74,917	4,162	216,698,238
第79計算期間	67,436	600	216,765,074
第80計算期間	63,271	2,924,057	213,904,288
第81計算期間	2,510,939	11,075,017	205,340,210
第82計算期間	62,120	2,349	205,399,981
第83計算期間	57,121	7,459,814	197,997,288
第84計算期間	54,263	9,171	198,042,380
第85計算期間	61,074	231,667	197,871,787
第86計算期間	90,073	7,542,911	190,418,949
第87計算期間	170,920	112,437	190,477,432
第88計算期間	52,294	969,673	189,560,053
第89計算期間	45,760	18,898,406	170,707,407
第90計算期間	44,636	1,205	170,750,838
第91計算期間	42,631	1,713	170,791,756
第92計算期間	42,989	367	170,834,378
第93計算期間	44,608	13,768	170,865,218
第94計算期間	199,978	157,836	170,907,360

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	303,777,560	98.29
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		5,198,056	1.68
純資産総額		309,075,606	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(BRLクラス)	502,028,691	0.59	299,409,911	0.6051	303,777,560	98.29
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.29
親投資信託受益証券	0.03
合計	98.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	5,067,822,081	5,095,558,400	10,963	11,023
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	4,186,090,797	4,211,927,716	9,721	9,781
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	4,173,278,447	4,198,765,617	9,824	9,884
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	3,699,952,555	3,722,163,036	9,995	10,055
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	3,382,460,804	3,402,183,488	10,290	10,350
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	2,551,407,201	2,565,771,177	10,658	10,718
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	1,783,437,664	1,793,558,659	10,573	10,633
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	1,439,356,492	1,447,625,530	10,444	10,504
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	1,337,647,237	1,344,874,827	11,105	11,165
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,049,568,220	1,055,690,268	10,286	10,346

第11計算期間末日	(平成26年11月14日)	894,535,270	899,193,302	11,522	11,582
第12計算期間末日	(平成26年12月15日)	730,295,317	734,127,234	11,435	11,495
第13計算期間末日	(平成27年 1月14日)	714,041,027	717,856,444	11,229	11,289
第14計算期間末日	(平成27年 2月16日)	706,382,688	710,221,002	11,042	11,102
第15計算期間末日	(平成27年 3月16日)	568,188,091	572,434,469	10,704	10,784
第16計算期間末日	(平成27年 4月14日)	667,017,897	671,699,055	11,399	11,479
第17計算期間末日	(平成27年 5月14日)	736,043,466	741,041,279	11,782	11,862
第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	855,990,166	861,619,642	12,164	12,244
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	821,342,380	826,983,891	11,647	11,727
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	774,722,585	780,552,273	10,631	10,711
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	598,007,647	603,908,621	8,107	8,187
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	631,104,124	637,220,439	8,255	8,335
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	787,563,109	794,546,185	9,023	9,103
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	731,280,479	738,078,609	8,606	8,686
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	623,359,829	629,967,089	7,548	7,628
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	481,122,202	487,834,080	5,735	5,815
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	616,770,821	623,492,103	7,341	7,421
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	595,899,801	602,555,684	7,162	7,242
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	561,738,618	568,102,501	7,062	7,142
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	542,406,227	548,815,245	6,771	6,851
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	524,043,787	530,080,726	6,944	7,024
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	550,936,899	557,077,988	7,177	7,257
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	542,155,589	548,441,493	6,900	6,980
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	569,300,617	575,535,131	7,305	7,385
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	652,994,433	660,092,922	7,359	7,439
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	921,501,882	929,940,151	8,736	8,816
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	788,136,618	795,126,999	9,020	9,100
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	862,719,282	870,080,947	9,375	9,455
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	955,385,244	963,529,126	9,385	9,465
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	896,251,130	904,721,273	8,465	8,545
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,187,716,079	1,197,832,397	9,392	9,472
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	1,203,978,152	1,215,077,091	8,678	8,758
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	1,198,727,810	1,208,949,807	9,382	9,462
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,181,299,094	1,191,558,683	9,211	9,291
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	1,422,069,554	1,433,968,772	9,561	9,641
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	1,483,836,528	1,495,679,410	10,023	10,103
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	1,596,174,587	1,608,662,312	10,226	10,306
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	1,556,341,510	1,568,634,374	10,128	10,208
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,638,658,695	1,650,930,819	10,682	10,762
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	1,403,797,694	1,416,079,462	9,144	9,224
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	1,436,194,318	1,448,536,247	9,309	9,389
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	1,416,058,539	1,428,978,760	8,768	8,848

第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	2,357,541,398	2,378,915,894	8,824	8,904
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	2,255,898,334	2,276,956,144	8,570	8,650
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	1,210,182,480	1,222,295,147	7,993	8,073
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	1,117,271,665	1,129,182,890	7,504	7,584
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	995,579,005	1,006,771,853	7,116	7,196
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,056,863,272	1,067,668,136	7,825	7,905
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	1,270,743,029	1,284,266,055	7,518	7,598
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	1,128,060,869	1,140,738,907	7,118	7,198
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,031,486,151	1,044,204,223	6,488	6,568
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	1,110,891,949	1,120,459,821	6,966	7,026
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	1,063,647,846	1,073,100,061	6,752	6,812
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	902,219,485	909,947,671	7,005	7,065
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	826,315,267	834,200,824	6,287	6,347
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	840,080,690	847,906,877	6,441	6,501
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	856,978,768	864,672,614	6,683	6,743
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	732,562,314	739,968,057	5,935	5,995
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	702,225,622	709,044,937	6,179	6,239
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	670,244,877	676,888,481	6,053	6,113
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	648,952,183	655,119,645	6,313	6,373
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	668,496,442	674,595,434	6,576	6,636
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	676,226,746	682,309,511	6,670	6,730
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	608,370,114	612,323,912	6,155	6,195
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	343,867,633	347,323,237	3,980	4,020
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	364,353,792	367,784,998	4,248	4,288
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	327,675,544	331,114,891	3,811	3,851
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	411,485,747	414,976,059	4,716	4,756
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	399,122,362	402,608,995	4,579	4,619
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	404,878,568	408,368,635	4,640	4,680
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	398,810,248	402,228,162	4,667	4,707
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	379,675,089	383,025,732	4,533	4,573
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	362,272,867	365,396,888	4,639	4,679
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	379,720,803	382,657,531	5,172	5,212
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	357,707,020	360,476,551	5,166	5,206
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	359,582,288	360,968,589	5,188	5,208
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	355,644,914	357,012,850	5,200	5,220
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	330,994,898	332,292,475	5,102	5,122
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	330,604,246	331,865,771	5,241	5,261
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	354,406,615	355,665,231	5,632	5,652
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	354,479,453	355,726,214	5,686	5,706
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	345,758,625	346,994,421	5,596	5,616
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	353,701,381	354,843,745	6,192	6,212
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	304,849,269	305,943,457	5,572	5,592

令和 2年10月末日	348,955,104		4,218	
11月末日	393,767,957		5,036	
12月末日	359,861,086		5,192	
令和 3年 1月末日	342,983,393		4,945	
2月末日	350,548,269		5,119	
3月末日	347,041,084		5,161	
4月末日	339,909,025		5,296	
5月末日	351,558,356		5,552	
6月末日	371,132,969		5,914	
7月末日	351,365,647		5,685	
8月末日	343,417,876		5,644	
9月末日	332,640,973		5,861	
10月末日	309,075,606		5,649	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	60円
第2計算期間	60円
第3計算期間	60円
第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	60円
第10計算期間	60円
第11計算期間	60円
第12計算期間	60円
第13計算期間	60円
第14計算期間	60円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円

第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円

第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.23
第2計算期間	10.78
第3計算期間	1.67
第4計算期間	2.35
第5計算期間	3.55
第6計算期間	4.15
第7計算期間	0.23
第8計算期間	0.65
第9計算期間	6.90

第10計算期間	6.83
第11計算期間	12.59
第12計算期間	0.23
第13計算期間	1.27
第14計算期間	1.13
第15計算期間	2.33
第16計算期間	7.24
第17計算期間	4.06
第18計算期間	3.92
第19計算期間	3.59
第20計算期間	8.03
第21計算期間	22.98
第22計算期間	2.81
第23計算期間	10.27
第24計算期間	3.73
第25計算期間	11.36
第26計算期間	22.95
第27計算期間	29.39
第28計算期間	1.34
第29計算期間	0.27
第30計算期間	2.98
第31計算期間	3.73
第32計算期間	4.50
第33計算期間	2.74
第34計算期間	7.02
第35計算期間	1.83
第36計算期間	19.79
第37計算期間	4.16
第38計算期間	4.82
第39計算期間	0.96
第40計算期間	8.95
第41計算期間	11.89
第42計算期間	6.75
第43計算期間	9.03
第44計算期間	0.96
第45計算期間	4.66
第46計算期間	5.66
第47計算期間	2.82
第48計算期間	0.17
第49計算期間	6.25
第50計算期間	13.64
第51計算期間	2.67

第52計算期間	4.95
第53計算期間	1.55
第54計算期間	1.97
第55計算期間	5.79
第56計算期間	5.11
第57計算期間	4.10
第58計算期間	11.08
第59計算期間	2.90
第60計算期間	4.25
第61計算期間	7.72
第62計算期間	8.29
第63計算期間	2.21
第64計算期間	4.63
第65計算期間	9.39
第66計算期間	3.40
第67計算期間	4.68
第68計算期間	10.29
第69計算期間	5.12
第70計算期間	1.06
第71計算期間	5.28
第72計算期間	5.11
第73計算期間	2.34
第74計算期間	7.12
第75計算期間	34.68
第76計算期間	7.73
第77計算期間	9.34
第78計算期間	24.79
第79計算期間	2.05
第80計算期間	2.20
第81計算期間	1.44
第82計算期間	2.01
第83計算期間	3.22
第84計算期間	12.35
第85計算期間	0.65
第86計算期間	0.81
第87計算期間	0.61
第88計算期間	1.50
第89計算期間	3.11
第90計算期間	7.84
第91計算期間	1.31
第92計算期間	1.23
第93計算期間	11.00

第94計算期間	9.68
---------	------

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額)を控除した額を当該基準価額(分配額の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	6,300,585,614	1,677,865,750	4,622,719,864
第2計算期間	413,413,085	729,979,703	4,306,153,246
第3計算期間	42,380,227	100,671,684	4,247,861,789
第4計算期間	143,593,352	689,708,245	3,701,746,896
第5計算期間	137,681,794	552,314,595	3,287,114,095
第6計算期間	95,980,678	989,098,612	2,393,996,161
第7計算期間	54,290,530	761,454,108	1,686,832,583
第8計算期間	23,092,742	331,752,255	1,378,173,070
第9計算期間	47,915,688	221,490,410	1,204,598,348
第10計算期間	5,982,632	190,239,643	1,020,341,337
第11計算期間	64,586,576	308,589,234	776,338,679
第12計算期間	31,041,891	168,727,665	638,652,905
第13計算期間	24,398,992	27,149,048	635,902,849
第14計算期間	43,527,243	39,710,969	639,719,123
第15計算期間	8,435,651	117,357,489	530,797,285
第16計算期間	93,305,268	38,957,728	585,144,825
第17計算期間	52,073,079	12,491,210	624,726,694
第18計算期間	138,824,231	59,866,329	703,684,596
第19計算期間	38,318,793	36,814,410	705,188,979
第20計算期間	65,981,614	42,459,498	728,711,095
第21計算期間	67,921,635	59,010,939	737,621,791
第22計算期間	40,520,508	13,602,922	764,539,377
第23計算期間	118,598,862	10,253,622	872,884,617
第24計算期間	21,394,852	44,513,100	849,766,369
第25計算期間	10,324,672	34,183,491	825,907,550
第26計算期間	26,391,488	13,314,223	838,984,815
第27計算期間	2,333,869	1,158,423	840,160,261
第28計算期間	8,713,820	16,888,626	831,985,455
第29計算期間	18,069,888	54,569,963	795,485,380
第30計算期間	26,574,714	20,932,758	801,127,336
第31計算期間	2,146,168	48,656,077	754,617,427
第32計算期間	19,946,123	6,927,418	767,636,132
第33計算期間	25,495,081	7,393,199	785,738,014
第34計算期間	12,443,678	18,867,364	779,314,328
第35計算期間	147,663,844	39,666,959	887,311,213

第36計算期間	322,042,999	154,570,466	1,054,783,746
第37計算期間	120,845,369	301,831,372	873,797,743
第38計算期間	94,556,130	48,145,748	920,208,125
第39計算期間	244,392,605	146,615,357	1,017,985,373
第40計算期間	104,184,207	63,401,689	1,058,767,891
第41計算期間	219,484,690	13,712,789	1,264,539,792
第42計算期間	160,133,067	37,305,432	1,387,367,427
第43計算期間	52,560,273	162,178,041	1,277,749,659
第44計算期間	144,144,830	139,445,857	1,282,448,632
第45計算期間	276,824,787	71,871,164	1,487,402,255
第46計算期間	164,089,633	171,131,521	1,480,360,367
第47計算期間	162,721,393	82,116,034	1,560,965,726
第48計算期間	71,317,920	95,675,620	1,536,608,026
第49計算期間	162,580,645	165,173,068	1,534,015,603
第50計算期間	64,724,564	63,519,074	1,535,221,093
第51計算期間	52,776,155	45,256,067	1,542,741,181
第52計算期間	90,082,604	17,796,151	1,615,027,634
第53計算期間	1,083,554,471	26,770,020	2,671,812,085
第54計算期間	43,643,171	83,228,968	2,632,226,288
第55計算期間	2,337,491	1,120,480,362	1,514,083,417
第56計算期間	11,229,213	36,409,494	1,488,903,136
第57計算期間	2,663,007	92,460,143	1,399,106,000
第58計算期間	3,023,476	51,521,361	1,350,608,115
第59計算期間	382,147,495	42,377,332	1,690,378,278
第60計算期間	57,379,428	163,002,945	1,584,754,761
第61計算期間	16,503,899	11,499,634	1,589,759,026
第62計算期間	30,634,117	25,747,798	1,594,645,345
第63計算期間	27,173,872	46,449,915	1,575,369,302
第64計算期間	2,068,145	289,406,379	1,288,031,068
第65計算期間	31,100,199	4,871,612	1,314,259,655
第66計算期間	2,267,222	12,162,290	1,304,364,587
第67計算期間	2,238,179	24,295,048	1,282,307,718
第68計算期間	1,982,501	49,999,575	1,234,290,644
第69計算期間	2,241,211	99,979,261	1,136,552,594
第70計算期間	2,260,837	31,546,069	1,107,267,362
第71計算期間	2,339,197	81,696,199	1,027,910,360
第72計算期間	2,265,536	13,677,222	1,016,498,674
第73計算期間	2,226,098	4,930,581	1,013,794,191
第74計算期間	11,427,928	36,772,550	988,449,569
第75計算期間	5,664,326	130,212,794	863,901,101
第76計算期間	2,265,116	8,364,679	857,801,538
第77計算期間	2,037,898	2,484	859,836,952

第78計算期間	12,749,253	8,050	872,578,155
第79計算期間	1,909,868	2,829,712	871,658,311
第80計算期間	1,965,461	1,106,847	872,516,925
第81計算期間	1,999,852	20,038,183	854,478,594
第82計算期間	2,043,043	18,860,645	837,660,992
第83計算期間	1,943,443	58,599,120	781,005,315
第84計算期間	1,495,422	48,318,704	734,182,033
第85計算期間	2,339,064	44,138,180	692,382,917
第86計算期間	1,253,503	485,666	693,150,754
第87計算期間	699,901	9,882,427	683,968,228
第88計算期間	613,213	35,792,506	648,788,935
第89計算期間	606,092	18,632,235	630,762,792
第90計算期間	4,164,111	5,618,768	629,308,135
第91計算期間	728,224	6,655,641	623,380,718
第92計算期間	549,839	6,032,092	617,898,465
第93計算期間	607,648	47,323,824	571,182,289
第94計算期間	487,859	24,575,987	547,094,161

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	210,021,866	98.70
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		2,663,585	1.25
純資産総額		212,785,441	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年10月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（M×Nクラス）	253,802,860	0.79	200,910,343	0.8275	210,021,866	98.70

日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.05
----	-----------	-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.70
親投資信託受益証券	0.05
合計	98.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	1,589,977,535	1,594,073,548	11,645	11,675
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	1,492,649,582	1,497,023,295	10,238	10,268
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	1,425,295,892	1,429,492,586	10,189	10,219
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	1,343,804,396	1,347,899,841	9,844	9,874
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	1,306,531,294	1,310,351,524	10,260	10,290
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	1,268,634,120	1,272,205,608	10,656	10,686
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	971,225,338	973,994,344	10,522	10,552
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	896,020,038	898,578,686	10,506	10,536
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	889,814,458	892,179,880	11,285	11,315
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	767,330,524	769,494,875	10,636	10,666
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	672,366,150	673,973,020	12,553	12,583
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	559,026,491	560,431,914	11,933	11,963
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	515,930,383	517,251,293	11,718	11,748

第14計算期間末日	(平成27年 2月16日)	434,357,237	435,446,640	11,961	11,991
第15計算期間末日	(平成27年 3月16日)	396,802,272	398,360,838	12,730	12,780
第16計算期間末日	(平成27年 4月14日)	351,687,739	353,026,583	13,134	13,184
第17計算期間末日	(平成27年 5月14日)	315,793,583	316,990,650	13,190	13,240
第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	292,456,803	293,511,924	13,859	13,909
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	270,536,130	271,566,577	13,127	13,177
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	215,369,957	216,211,360	12,798	12,848
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	169,294,323	170,097,301	10,542	10,592
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	156,437,772	157,163,421	10,779	10,829
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	189,595,092	190,418,984	11,506	11,556
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	166,756,996	167,536,539	10,696	10,746
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	154,997,624	155,826,518	9,350	9,400
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	110,294,387	111,124,772	6,641	6,691
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	138,348,777	139,178,761	8,334	8,384
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	134,899,189	135,730,757	8,111	8,161
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	126,477,331	127,304,223	7,648	7,698
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	115,007,033	115,835,463	6,941	6,991
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	114,688,499	115,518,865	6,906	6,956
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	98,949,364	99,669,909	6,866	6,916
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	93,623,864	94,340,732	6,530	6,580
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	147,131,046	148,213,994	6,793	6,843
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	293,021,299	295,267,856	6,522	6,572
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	314,179,822	316,189,991	7,815	7,865
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	285,566,795	287,513,240	7,336	7,386
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	308,408,052	310,369,700	7,861	7,911
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	385,469,911	387,813,046	8,226	8,276
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	444,661,011	447,527,104	7,757	7,807
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	574,227,028	577,592,855	8,530	8,580
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	637,971,090	641,668,949	8,626	8,676
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	709,135,494	713,000,310	9,174	9,224
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	581,230,125	584,543,318	8,771	8,821
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	456,236,383	458,729,056	9,152	9,202
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	354,001,696	355,938,513	9,139	9,189
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	316,152,649	317,799,798	9,597	9,647
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	310,800,525	312,416,616	9,616	9,666
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	317,354,962	318,946,888	9,968	10,018
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	289,583,915	291,194,285	8,991	9,041
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	275,468,706	276,982,890	9,096	9,146
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	271,399,716	272,858,958	9,299	9,349
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	257,038,574	258,428,153	9,249	9,299
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	243,311,487	244,698,945	8,768	8,818
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	244,484,450	245,777,726	9,452	9,502

第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	217,686,405	218,916,888	8,846	8,896
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	212,925,221	214,079,906	9,220	9,270
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	190,575,651	191,604,357	9,263	9,313
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	171,073,581	172,104,920	8,294	8,344
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	169,209,417	170,244,362	8,175	8,225
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	158,383,991	159,422,635	7,625	7,675
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	166,802,814	167,823,414	8,172	8,222
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	167,057,824	168,082,164	8,154	8,204
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	181,944,350	182,972,432	8,849	8,899
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	166,881,811	167,913,206	8,090	8,140
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	170,938,645	172,005,127	8,014	8,064
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	175,274,222	176,344,665	8,187	8,237
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	162,079,998	163,154,272	7,544	7,594
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	175,937,089	177,015,649	8,156	8,206
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	176,486,184	177,568,502	8,153	8,203
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	187,810,032	188,896,244	8,645	8,695
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	198,231,587	199,321,381	9,095	9,145
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	203,971,137	205,063,183	9,339	9,389
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	203,227,501	204,324,682	9,261	9,311
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	123,537,487	124,628,176	5,663	5,713
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	129,030,623	130,100,975	6,027	6,077
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	130,902,174	131,963,755	6,165	6,215
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	149,491,453	150,548,934	7,068	7,118
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	154,299,155	155,361,357	7,263	7,313
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	156,806,376	157,853,657	7,486	7,536
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	163,549,136	164,599,261	7,787	7,837
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	168,128,317	169,182,690	7,973	8,023
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	178,583,117	179,639,844	8,450	8,500
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	188,206,018	189,266,080	8,877	8,927
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	201,383,262	202,447,000	9,466	9,516
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	204,016,016	205,082,945	9,561	9,611
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	197,394,818	198,424,275	9,587	9,637
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	205,749,368	206,781,357	9,969	10,019
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	196,190,532	197,225,387	9,479	9,529
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	208,224,355	209,262,365	10,030	10,080
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	210,987,557	212,028,605	10,133	10,183
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	212,581,510	213,625,671	10,180	10,230
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	221,126,945	222,118,668	11,149	11,199
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	203,166,117	204,160,682	10,214	10,264
	令和 2年10月末日	162,888,868		7,705	
	11月末日	192,366,696		9,071	
	12月末日	196,248,814		9,226	

令和 3年 1月末日	193,399,689		9,063
2月末日	191,529,774		9,305
3月末日	204,743,977		9,916
4月末日	204,172,349		9,866
5月末日	208,031,181		10,021
6月末日	212,486,126		10,204
7月末日	208,614,341		9,989
8月末日	209,092,237		9,984
9月末日	211,721,245		10,645
10月末日	212,785,441		10,665

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円

第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円

第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	16.75
第2計算期間	11.82
第3計算期間	0.18
第4計算期間	3.09
第5計算期間	4.53
第6計算期間	4.15
第7計算期間	0.97
第8計算期間	0.13
第9計算期間	7.70
第10計算期間	5.48
第11計算期間	18.30
第12計算期間	4.70

第13計算期間	1.55
第14計算期間	2.32
第15計算期間	6.84
第16計算期間	3.56
第17計算期間	0.80
第18計算期間	5.45
第19計算期間	4.92
第20計算期間	2.12
第21計算期間	17.23
第22計算期間	2.72
第23計算期間	7.20
第24計算期間	6.60
第25計算期間	12.11
第26計算期間	28.43
第27計算期間	26.24
第28計算期間	2.07
第29計算期間	5.09
第30計算期間	8.59
第31計算期間	0.21
第32計算期間	0.14
第33計算期間	4.16
第34計算期間	4.79
第35計算期間	3.25
第36計算期間	20.59
第37計算期間	5.48
第38計算期間	7.83
第39計算期間	5.27
第40計算期間	5.09
第41計算期間	10.60
第42計算期間	1.71
第43計算期間	6.93
第44計算期間	3.84
第45計算期間	4.91
第46計算期間	0.40
第47計算期間	5.55
第48計算期間	0.71
第49計算期間	4.18
第50計算期間	9.29
第51計算期間	1.72
第52計算期間	2.78
第53計算期間	0.00
第54計算期間	4.65

第55計算期間	8.37
第56計算期間	5.88
第57計算期間	4.79
第58計算期間	1.00
第59計算期間	9.92
第60計算期間	0.83
第61計算期間	6.11
第62計算期間	7.82
第63計算期間	0.39
第64計算期間	9.13
第65計算期間	8.01
第66計算期間	0.32
第67計算期間	2.78
第68計算期間	7.24
第69計算期間	8.77
第70計算期間	0.57
第71計算期間	6.64
第72計算期間	5.78
第73計算期間	3.23
第74計算期間	0.29
第75計算期間	38.31
第76計算期間	7.31
第77計算期間	3.11
第78計算期間	15.45
第79計算期間	3.46
第80計算期間	3.75
第81計算期間	4.68
第82計算期間	3.03
第83計算期間	6.60
第84計算期間	5.64
第85計算期間	7.19
第86計算期間	1.53
第87計算期間	0.79
第88計算期間	4.50
第89計算期間	4.41
第90計算期間	6.34
第91計算期間	1.52
第92計算期間	0.95
第93計算期間	10.00
第94計算期間	7.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,603,777,417	238,439,610	1,365,337,807
第2計算期間	169,577,619	77,010,855	1,457,904,571
第3計算期間	22,993,355	81,999,764	1,398,898,162
第4計算期間	30,083,008	63,832,693	1,365,148,477
第5計算期間	10,742,700	102,481,138	1,273,410,039
第6計算期間	46,830,650	129,744,434	1,190,496,255
第7計算期間	44,421,017	311,915,088	923,002,184
第8計算期間	25,847,485	95,966,756	852,882,913
第9計算期間	19,130,882	83,539,600	788,474,195
第10計算期間	2,954,804	69,978,524	721,450,475
第11計算期間	423,700	186,250,526	535,623,649
第12計算期間	3,954,269	71,103,253	468,474,665
第13計算期間	179,786	28,350,821	440,303,630
第14計算期間	179,784	77,348,854	363,134,560
第15計算期間	176,493	51,597,738	311,713,315
第16計算期間	7,616,717	51,561,181	267,768,851
第17計算期間	176,363	28,531,784	239,413,430
第18計算期間	129,412	28,518,603	211,024,239
第19計算期間	182,337	5,117,018	206,089,558
第20計算期間	927,903	38,736,844	168,280,617
第21計算期間	168,878	7,853,733	160,595,762
第22計算期間	219,685	15,685,527	145,129,920
第23計算期間	19,648,488		164,778,408
第24計算期間	136,155	9,005,813	155,908,750
第25計算期間	18,313,473	8,443,329	165,778,894
第26計算期間	298,287		166,077,181
第27計算期間	394,478	474,732	165,996,927
第28計算期間	316,709		166,313,636
第29計算期間	327,369	1,262,493	165,378,512
第30計算期間	349,325	41,712	165,686,125
第31計算期間	387,124		166,073,249
第32計算期間	625,250	22,589,470	144,109,029
第33計算期間	253,701	989,086	143,373,644
第34計算期間	74,042,647	826,623	216,589,668
第35計算期間	232,721,910		449,311,578
第36計算期間	120,947,833	168,225,558	402,033,853
第37計算期間	7,384,859	20,129,624	389,289,088
第38計算期間	12,310,777	9,270,152	392,329,713

第39計算期間	121,139,162	44,841,800	468,627,075
第40計算期間	124,893,818	20,302,154	573,218,739
第41計算期間	134,930,528	34,983,715	673,165,552
第42計算期間	199,133,789	132,727,508	739,571,833
第43計算期間	162,913,114	129,521,628	772,963,319
第44計算期間	12,678,726	123,003,265	662,638,780
第45計算期間	28,772,980	192,877,088	498,534,672
第46計算期間	11,362,744	122,533,984	387,363,432
第47計算期間	613,448	58,546,955	329,429,925
第48計算期間	2,547,014	8,758,692	323,218,247
第49計算期間	7,998,634	12,831,484	318,385,397
第50計算期間	3,688,744	115	322,074,026
第51計算期間	4,903,165	24,140,225	302,836,966
第52計算期間	610,707	11,599,218	291,848,455
第53計算期間	586,287	14,518,883	277,915,859
第54計算期間	664,501	1,088,729	277,491,631
第55計算期間	647,510	19,483,783	258,655,358
第56計算期間	622,531	13,181,248	246,096,641
第57計算期間	649,533	15,808,984	230,937,190
第58計算期間	685,376	25,881,228	205,741,338
第59計算期間	615,709	89,113	206,267,934
第60計算期間	749,202	28,050	206,989,086
第61計算期間	740,980	1,091	207,728,975
第62計算期間	782,664	4,391,581	204,120,058
第63計算期間	748,048		204,868,106
第64計算期間	752,908	4,550	205,616,464
第65計算期間	663,097	406	206,279,155
第66計算期間	7,072,796	55,498	213,296,453
第67計算期間	794,984	2,678	214,088,759
第68計算期間	766,230	60	214,854,929
第69計算期間	857,721	485	215,712,165
第70計算期間	773,682	22,237	216,463,610
第71計算期間	784,800	5,975	217,242,435
第72計算期間	717,381	1,000	217,958,816
第73計算期間	795,904	345,453	218,409,267
第74計算期間	1,029,865	2,755	219,436,377
第75計算期間	710,979	2,009,385	218,137,971
第76計算期間	1,275,797	5,343,221	214,070,547
第77計算期間	1,110,333	2,864,656	212,316,224
第78計算期間	1,564,659	2,384,598	211,496,285
第79計算期間	949,191	4,993	212,440,483
第80計算期間	932,576	3,916,688	209,456,371

第81計算期間	867,480	298,780	210,025,071
第82計算期間	902,526	52,902	210,874,695
第83計算期間	785,308	314,534	211,345,469
第84計算期間	738,077	71,062	212,012,484
第85計算期間	739,751	4,563	212,747,672
第86計算期間	678,194	40,008	213,385,858
第87計算期間	725,121	8,219,390	205,891,589
第88計算期間	649,004	142,628	206,397,965
第89計算期間	640,060	67,019	206,971,006
第90計算期間	677,117	46,052	207,602,071
第91計算期間	673,692	66,130	208,209,633
第92計算期間	702,710	79,948	208,832,395
第93計算期間	673,687	11,161,467	198,344,615
第94計算期間	583,050	14,516	198,913,149

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	242,567,908	98.56
親投資信託受益証券	日本	9,999	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		3,529,739	1.44
純資産総額		246,107,646	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（TRYクラス）	927,956,805	0.26	246,034,528	0.2614	242,567,908	98.56
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0040	9,999	1.0040	9,999	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	147,916,424	148,608,866	10,681	10,731
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	246,930,344	248,208,771	9,658	9,708
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	241,609,176	242,890,494	9,428	9,478
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	215,086,786	216,214,821	9,534	9,584
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	205,833,623	206,857,048	10,056	10,106
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	149,493,566	150,220,790	10,278	10,328
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	118,303,233	118,884,731	10,172	10,222
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	107,437,068	107,967,450	10,128	10,178
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	100,605,998	101,072,834	10,775	10,825
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	85,425,805	85,852,894	10,001	10,051
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	83,598,471	83,943,346	12,120	12,170
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	54,796,494	55,021,457	12,179	12,229
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	54,810,810	55,042,029	11,853	11,903
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	53,027,628	53,258,988	11,460	11,510
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	52,658,655	52,922,738	11,964	12,024
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	40,345,431	40,545,335	12,109	12,169
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	45,999,436	46,222,863	12,353	12,413

第18計算期間末日	(平成27年 6月15日)	52,395,497	52,642,479	12,729	12,789
第19計算期間末日	(平成27年 7月14日)	36,524,416	36,696,125	12,763	12,823
第20計算期間末日	(平成27年 8月14日)	35,053,435	35,225,355	12,234	12,294
第21計算期間末日	(平成27年 9月14日)	27,722,470	27,894,891	9,647	9,707
第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	29,071,326	29,244,253	10,087	10,147
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	32,692,783	32,865,893	11,331	11,391
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	28,547,268	28,708,821	10,602	10,662
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	25,473,403	25,635,144	9,450	9,510
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	14,990,745	15,114,137	7,289	7,349
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	15,354,295	15,460,289	8,692	8,752
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	14,989,978	15,096,157	8,471	8,531
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	14,177,377	14,283,740	7,997	8,057
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	13,677,175	13,783,727	7,702	7,762
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	13,508,204	13,614,917	7,595	7,655
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	10,010,956	10,092,208	7,392	7,452
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	9,928,702	10,009,908	7,336	7,396
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	9,932,012	10,013,384	7,323	7,383
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	9,980,405	10,061,862	7,351	7,411
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	10,995,185	11,076,657	8,097	8,157
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	10,291,168	10,372,733	7,570	7,630
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	13,134,327	13,235,679	7,775	7,835
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	25,795,371	25,994,949	7,755	7,815
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	94,162,733	94,961,168	7,076	7,136
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	149,201,688	150,306,359	8,104	8,164
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	176,498,543	177,810,150	8,074	8,134
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	202,795,201	204,251,582	8,355	8,415
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	243,897,397	245,686,007	8,182	8,242
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	374,128,102	376,740,258	8,594	8,654
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	609,365,459	613,599,048	8,636	8,696
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	727,794,656	732,849,206	8,639	8,699
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	870,859,306	876,828,838	8,753	8,813
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	953,241,843	959,441,347	9,226	9,286
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	847,641,303	853,958,675	8,051	8,111
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	902,172,358	908,928,493	8,012	8,072
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	824,880,271	831,434,960	7,551	7,611
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	832,813,533	839,360,796	7,632	7,692
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	713,675,367	719,590,297	7,239	7,299
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	630,142,163	635,618,379	6,904	6,964
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	326,099,038	330,408,071	4,541	4,601
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	369,210,033	373,458,600	5,214	5,274
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	545,401,161	551,353,970	5,497	5,557
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	610,272,912	616,611,068	5,777	5,837

第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	698,521,733	705,706,617	5,833	5,893
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	590,000,952	597,027,168	5,038	5,098
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	676,394,502	683,464,376	5,740	5,800
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	685,208,494	692,636,124	5,535	5,595
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	734,846,213	742,673,728	5,633	5,693
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	653,355,784	661,191,713	5,003	5,063
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	681,020,019	688,876,570	5,201	5,261
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	709,169,770	717,030,385	5,413	5,473
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	696,991,913	704,924,226	5,272	5,332
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	733,068,971	740,907,128	5,612	5,672
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	626,227,573	633,194,158	5,393	5,453
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	666,837,300	673,620,792	5,898	5,958
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	638,789,558	645,185,719	5,992	6,052
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	633,703,162	640,024,086	6,015	6,075
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	579,320,456	585,379,733	5,737	5,797
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	392,579,696	398,595,119	3,916	3,976
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	428,200,711	434,248,709	4,248	4,308
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	435,122,741	441,213,062	4,287	4,347
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	469,907,059	475,973,525	4,648	4,708
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	268,281,565	271,667,407	4,754	4,814
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	216,263,616	219,098,495	4,577	4,637
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	197,131,509	199,787,820	4,453	4,513
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	184,134,845	186,682,612	4,336	4,396
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	184,799,184	187,249,974	4,524	4,584
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	158,184,508	160,270,921	4,549	4,609
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	174,008,998	176,073,836	5,056	5,116
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	188,566,662	189,947,248	5,463	5,503
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	172,455,028	173,754,829	5,307	5,347
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	156,460,042	157,700,620	5,045	5,085
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	140,571,431	141,781,662	4,646	4,686
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	361,309,059	364,212,904	4,977	5,017
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	359,517,238	362,426,113	4,944	4,984
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	151,873,089	153,088,891	4,997	5,037
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	128,619,520	129,541,903	5,578	5,618
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	249,619,451	251,615,088	5,003	5,043
	令和 2年10月末日	169,302,823		3,983	
	11月末日	167,891,111		4,682	
	12月末日	171,201,043		5,017	
	令和 3年 1月末日	174,049,121		5,043	
	2月末日	180,532,723		5,388	
	3月末日	153,121,370		4,942	
	4月末日	149,810,538		4,954	

5月末日	352,641,625		4,858
6月末日	354,710,454		4,863
7月末日	356,921,922		4,944
8月末日	156,002,089		5,129
9月末日	108,860,086		5,262
10月末日	246,107,646		4,932

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円

第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円
第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円

第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.31
第2計算期間	9.10
第3計算期間	1.86
第4計算期間	1.65
第5計算期間	5.99
第6計算期間	2.70
第7計算期間	0.54
第8計算期間	0.05
第9計算期間	6.88
第10計算期間	6.71
第11計算期間	21.68
第12計算期間	0.89
第13計算期間	2.26
第14計算期間	2.89
第15計算期間	4.92
第16計算期間	1.71

第17計算期間	2.51
第18計算期間	3.52
第19計算期間	0.73
第20計算期間	3.67
第21計算期間	20.65
第22計算期間	5.18
第23計算期間	12.92
第24計算期間	5.90
第25計算期間	10.29
第26計算期間	22.23
第27計算期間	20.07
第28計算期間	1.85
第29計算期間	4.88
第30計算期間	2.93
第31計算期間	0.61
第32計算期間	1.88
第33計算期間	0.05
第34計算期間	0.64
第35計算期間	1.20
第36計算期間	10.96
第37計算期間	5.76
第38計算期間	3.50
第39計算期間	0.51
第40計算期間	7.98
第41計算期間	15.37
第42計算期間	0.37
第43計算期間	4.22
第44計算期間	1.35
第45計算期間	5.76
第46計算期間	1.18
第47計算期間	0.72
第48計算期間	2.01
第49計算期間	6.08
第50計算期間	12.08
第51計算期間	0.26
第52計算期間	5.00
第53計算期間	1.86
第54計算期間	4.36
第55計算期間	3.79
第56計算期間	33.35
第57計算期間	16.14
第58計算期間	6.57

第59計算期間	6.18
第60計算期間	2.00
第61計算期間	12.60
第62計算期間	15.12
第63計算期間	2.52
第64計算期間	2.85
第65計算期間	10.11
第66計算期間	5.15
第67計算期間	5.22
第68計算期間	1.49
第69計算期間	7.58
第70計算期間	2.83
第71計算期間	10.47
第72計算期間	2.61
第73計算期間	1.38
第74計算期間	3.62
第75計算期間	30.69
第76計算期間	10.01
第77計算期間	2.33
第78計算期間	9.82
第79計算期間	3.57
第80計算期間	2.46
第81計算期間	1.39
第82計算期間	1.28
第83計算期間	5.71
第84計算期間	1.87
第85計算期間	12.46
第86計算期間	8.84
第87計算期間	2.12
第88計算期間	4.18
第89計算期間	7.11
第90計算期間	7.98
第91計算期間	0.14
第92計算期間	1.88
第93計算期間	12.42
第94計算期間	9.59

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第1計算期間	211,888,060	73,399,488	138,488,572
第2計算期間	117,197,011		255,685,583
第3計算期間	578,097		256,263,680
第4計算期間	615,820	31,272,420	225,607,080
第5計算期間	622,012	21,544,067	204,685,025
第6計算期間	6,335,216	65,575,356	145,444,885
第7計算期間	247,863	29,393,133	116,299,615
第8計算期間	6,916,087	17,139,230	106,076,472
第9計算期間	195,600	12,904,726	93,367,346
第10計算期間	161,660	8,111,197	85,417,809
第11計算期間	191,900	16,634,633	68,975,076
第12計算期間	78,338	24,060,779	44,992,635
第13計算期間	7,954,510	6,703,232	46,243,913
第14計算期間	28,216		46,272,129
第15計算期間	29,282	2,287,435	44,013,976
第16計算期間	24,630	10,721,162	33,317,444
第17計算期間	3,939,937	19,462	37,237,919
第18計算期間	3,925,837		41,163,756
第19計算期間	19,853	12,565,314	28,618,295
第20計算期間	35,808	762	28,653,341
第21計算期間	83,518		28,736,859
第22計算期間	84,327		28,821,186
第23計算期間	30,494		28,851,680
第24計算期間	27,253	1,953,380	26,925,553
第25計算期間	31,321		26,956,874
第26計算期間	34,858	6,426,398	20,565,334
第27計算期間	35,067	2,934,589	17,665,812
第28計算期間	30,802		17,696,614
第29計算期間	30,677		17,727,291
第30計算期間	31,474		17,758,765
第31計算期間	35,459	8,705	17,785,519
第32計算期間	33,599	4,276,969	13,542,149
第33計算期間	2,702	10,365	13,534,486
第34計算期間	27,665		13,562,151
第35計算期間	14,052		13,576,203
第36計算期間	2,584		13,578,787
第37計算期間	15,488		13,594,275
第38計算期間	3,328,580	30,846	16,892,009
第39計算期間	16,372,315	1,246	33,263,078
第40計算期間	99,810,778	1,250	133,072,606
第41計算期間	51,039,252		184,111,858
第42計算期間	34,489,318		218,601,176

第43計算期間	66,067,102	41,938,040	242,730,238
第44計算期間	55,372,926	1,376	298,101,788
第45計算期間	185,250,632	47,993,069	435,359,351
第46計算期間	300,776,058	30,537,188	705,598,221
第47計算期間	143,328,037	6,501,105	842,425,153
第48計算期間	169,701,962	17,205,049	994,922,066
第49計算期間	43,106,483	4,777,846	1,033,250,703
第50計算期間	52,493,756	32,849,100	1,052,895,359
第51計算期間	78,137,545	5,010,350	1,126,022,554
第52計算期間	3,697,272	37,271,655	1,092,448,171
第53計算期間	18,138,283	19,375,794	1,091,210,660
第54計算期間	14,956,718	120,345,665	985,821,713
第55計算期間	2,554,694	75,673,582	912,702,825
第56計算期間	2,376,554	196,907,201	718,172,178
第57計算期間	7,260,068	17,337,587	708,094,659
第58計算期間	370,570,542	86,530,202	992,134,999
第59計算期間	69,732,225	5,507,869	1,056,359,355
第60計算期間	159,754,127	18,632,729	1,197,480,753
第61計算期間	15,302,809	41,747,434	1,171,036,128
第62計算期間	18,496,810	11,220,450	1,178,312,488
第63計算期間	75,806,577	16,180,626	1,237,938,439
第64計算期間	145,743,137	79,095,653	1,304,585,923
第65計算期間	6,968,397	5,566,004	1,305,988,316
第66計算期間	8,804,585	5,367,648	1,309,425,253
第67計算期間	9,062,422	8,385,011	1,310,102,664
第68計算期間	13,834,188	1,884,626	1,322,052,226
第69計算期間	8,189,375	23,882,040	1,306,359,561
第70計算期間	7,098,284	152,360,292	1,161,097,553
第71計算期間	6,144,227	36,659,723	1,130,582,057
第72計算期間	5,343,569	69,898,715	1,066,026,911
第73計算期間	9,144,290	21,683,854	1,053,487,347
第74計算期間	4,874,095	48,481,829	1,009,879,613
第75計算期間	5,296,925	12,606,032	1,002,570,506
第76計算期間	11,063,702	5,634,462	1,007,999,746
第77計算期間	7,979,261	925,449	1,015,053,558
第78計算期間	9,065,948	13,041,747	1,011,077,759
第79計算期間	7,393,654	454,164,247	564,307,166
第80計算期間	1,639,332	93,466,558	472,479,940
第81計算期間	1,497,308	31,258,687	442,718,561
第82計算期間	1,542,388	19,633,023	424,627,926
第83計算期間	1,509,476	17,672,255	408,465,147
第84計算期間	1,488,954	62,218,590	347,735,511

第85計算期間	4,928,313	8,524,018	344,139,806
第86計算期間	1,323,485	316,788	345,146,503
第87計算期間	1,513,752	21,709,883	324,950,372
第88計算期間	2,022,967	16,828,800	310,144,539
第89計算期間	981,834	8,568,484	302,557,889
第90計算期間	423,505,552	102,059	725,961,382
第91計算期間	3,974,439	2,717,052	727,218,769
第92計算期間	418,574,037	841,842,219	303,950,587
第93計算期間	987,820	74,342,618	230,595,789
第94計算期間	297,878,255	29,564,709	498,909,335

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,914,085,638	97.98
親投資信託受益証券	日本	10,025	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		39,547,211	2.02
純資産総額		1,953,642,874	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（RUBクラス）	5,212,651,522	0.34	1,772,301,517	0.3672	1,914,085,638	97.98
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	1.0040	10,025	1.0040	10,025	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	97.98
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	79,826,850	80,182,338	11,228	11,278
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	67,554,871	67,910,905	9,487	9,537
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	48,777,312	49,046,979	9,044	9,094
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	35,474,743	35,675,259	8,846	8,896
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	24,757,192	24,890,174	9,308	9,358
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	21,433,983	21,542,345	9,890	9,940
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	20,993,802	21,100,469	9,841	9,891
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	20,095,090	20,201,757	9,419	9,469
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	20,951,099	21,058,037	9,796	9,846
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	18,805,985	18,912,975	8,789	8,839
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	20,013,888	20,123,385	9,139	9,189
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	17,011,610	17,122,728	7,655	7,705
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	204,934,723	206,652,303	5,966	6,016
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	290,792,732	293,039,140	6,472	6,522
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	666,156,787	673,398,956	7,359	7,439
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	812,160,242	819,638,365	8,688	8,768
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	1,016,964,589	1,025,714,506	9,298	9,378
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	996,394,080	1,005,359,694	8,891	8,971
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	1,021,538,652	1,031,300,996	8,371	8,451
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	925,468,348	935,452,653	7,415	7,495
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	756,630,355	766,652,698	6,040	6,120

第22計算期間末日	(平成27年10月14日)	846,046,075	856,312,203	6,593	6,673
第23計算期間末日	(平成27年11月16日)	895,898,502	906,536,189	6,738	6,818
第24計算期間末日	(平成27年12月14日)	815,195,883	825,692,506	6,213	6,293
第25計算期間末日	(平成28年 1月14日)	660,555,954	670,979,185	5,070	5,150
第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	499,629,852	510,458,398	3,691	3,771
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	674,127,474	685,409,691	4,780	4,860
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	690,572,691	701,944,377	4,858	4,938
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	654,979,905	665,988,340	4,760	4,840
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	591,310,203	602,021,935	4,416	4,496
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	608,540,145	619,574,972	4,412	4,492
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	626,994,525	638,728,162	4,275	4,355
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	642,624,919	654,772,175	4,232	4,312
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	790,774,959	805,029,483	4,438	4,518
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	2,109,548,040	2,146,767,596	4,534	4,614
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	4,653,019,621	4,719,787,870	5,575	5,655
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	8,390,240,316	8,509,661,068	5,621	5,701
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	11,775,843,634	11,938,684,183	5,785	5,865
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	13,676,266,296	13,866,154,041	5,762	5,842
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	13,088,363,539	13,283,943,071	5,354	5,434
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	15,589,342,924	15,802,957,083	5,838	5,918
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	14,714,880,980	14,921,313,442	5,703	5,783
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	14,119,248,912	14,319,821,320	5,632	5,712
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	13,325,824,036	13,522,855,820	5,411	5,491
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	13,004,163,100	13,185,379,573	5,741	5,821
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	11,632,266,758	11,784,946,743	6,095	6,175
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	10,485,326,691	10,620,495,814	6,206	6,286
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	10,675,772,742	10,813,079,015	6,220	6,300
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	10,911,022,121	11,043,146,062	6,607	6,687
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	10,125,030,525	10,268,037,159	5,664	5,744
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	10,959,803,345	11,112,426,552	5,745	5,825
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	9,344,380,213	9,488,801,808	5,176	5,256
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	10,082,711,209	10,230,451,673	5,460	5,540
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	10,022,459,416	10,170,628,849	5,411	5,491
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	10,196,635,765	10,350,495,097	5,302	5,382
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	8,383,160,113	8,529,659,870	4,578	4,658
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	8,475,392,158	8,623,042,997	4,592	4,672
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	7,913,695,951	8,048,225,036	4,706	4,786
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	7,467,935,996	7,603,905,782	4,394	4,474
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	7,206,036,606	7,339,038,463	4,334	4,414
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	6,192,828,896	6,326,362,590	3,710	3,790
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	6,441,502,529	6,520,438,392	4,080	4,130
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	6,165,741,719	6,242,013,276	4,042	4,092

第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	6,407,512,183	6,481,859,145	4,309	4,359
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	5,811,211,560	5,885,170,367	3,929	3,979
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	5,806,302,975	5,880,458,944	3,915	3,965
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	5,923,453,542	5,996,834,669	4,036	4,086
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	5,275,682,502	5,347,724,610	3,662	3,712
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	5,675,491,725	5,747,213,263	3,957	4,007
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	5,508,687,824	5,578,898,683	3,923	3,973
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	5,262,974,615	5,326,484,553	4,143	4,193
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	5,350,503,693	5,412,237,608	4,334	4,384
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	5,424,267,757	5,484,646,874	4,492	4,542
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	4,739,597,889	4,773,110,200	4,243	4,273
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	2,780,198,941	2,812,598,877	2,574	2,604
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	3,139,482,347	3,171,506,671	2,941	2,971
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	3,244,522,202	3,276,048,568	3,087	3,117
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	3,546,602,650	3,577,329,422	3,463	3,493
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	3,636,265,340	3,667,371,326	3,507	3,537
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	3,487,504,651	3,517,738,699	3,461	3,491
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,664,125,150	2,687,976,840	3,351	3,381
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	2,547,930,942	2,570,819,897	3,340	3,370
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	2,461,289,585	2,483,261,171	3,361	3,391
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	2,591,086,324	2,612,293,118	3,665	3,695
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	2,628,213,713	2,648,930,706	3,806	3,836
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	2,624,328,377	2,637,901,501	3,867	3,887
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	2,688,723,861	2,702,002,947	4,050	4,070
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	2,380,207,924	2,392,423,370	3,897	3,917
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	2,212,753,622	2,224,221,697	3,859	3,879
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	2,159,464,349	2,169,877,878	4,147	4,167
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	2,045,578,344	2,055,559,790	4,099	4,119
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	1,991,229,547	2,000,834,687	4,146	4,166
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	2,109,177,810	2,118,400,468	4,574	4,594
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	1,951,759,974	1,960,600,749	4,415	4,435
	令和 2年10月末日	2,365,606,419		3,141	
	11月末日	2,604,763,058		3,602	
	12月末日	2,592,612,180		3,728	
	令和 3年 1月末日	2,468,190,717		3,628	
	2月末日	2,619,174,120		3,906	
	3月末日	2,579,176,011		4,023	
	4月末日	2,297,665,327		3,950	
	5月末日	2,308,690,571		4,090	
	6月末日	2,099,317,510		4,166	
	7月末日	1,991,768,839		4,067	
	8月末日	1,975,366,533		4,127	

9月末日	2,022,059,047		4,496	
10月末日	1,953,642,874		4,638	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円

第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円

第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	12.78
第2計算期間	15.06
第3計算期間	4.14
第4計算期間	1.63
第5計算期間	5.78
第6計算期間	6.78
第7計算期間	0.01
第8計算期間	3.78
第9計算期間	4.53
第10計算期間	9.76
第11計算期間	4.55
第12計算期間	15.69
第13計算期間	21.41
第14計算期間	9.31
第15計算期間	14.94
第16計算期間	19.14
第17計算期間	7.94
第18計算期間	3.51
第19計算期間	4.94
第20計算期間	10.46

第21計算期間	17.46
第22計算期間	10.48
第23計算期間	3.41
第24計算期間	6.60
第25計算期間	17.10
第26計算期間	25.62
第27計算期間	31.67
第28計算期間	3.30
第29計算期間	0.37
第30計算期間	5.54
第31計算期間	1.72
第32計算期間	1.29
第33計算期間	0.86
第34計算期間	6.75
第35計算期間	3.96
第36計算期間	24.72
第37計算期間	2.26
第38計算期間	4.34
第39計算期間	0.98
第40計算期間	5.69
第41計算期間	10.53
第42計算期間	0.94
第43計算期間	0.15
第44計算期間	2.50
第45計算期間	7.57
第46計算期間	7.55
第47計算期間	3.13
第48計算期間	1.51
第49計算期間	7.50
第50計算期間	13.06
第51計算期間	2.84
第52計算期間	8.51
第53計算期間	7.03
第54計算期間	0.56
第55計算期間	0.53
第56計算期間	12.14
第57計算期間	2.05
第58計算期間	4.22
第59計算期間	4.92
第60計算期間	0.45
第61計算期間	12.55
第62計算期間	11.32

第63計算期間	0.29
第64計算期間	7.84
第65計算期間	7.65
第66計算期間	0.91
第67計算期間	4.36
第68計算期間	8.02
第69計算期間	9.42
第70計算期間	0.40
第71計算期間	6.88
第72計算期間	5.81
第73計算期間	4.79
第74計算期間	4.87
第75計算期間	38.62
第76計算期間	15.42
第77計算期間	5.98
第78計算期間	13.15
第79計算期間	2.13
第80計算期間	0.45
第81計算期間	2.31
第82計算期間	0.56
第83計算期間	1.52
第84計算期間	9.93
第85計算期間	4.66
第86計算期間	2.12
第87計算期間	5.24
第88計算期間	3.28
第89計算期間	0.46
第90計算期間	7.98
第91計算期間	0.67
第92計算期間	1.63
第93計算期間	10.80
第94計算期間	3.03

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	129,859,237	58,761,589	71,097,648
第2計算期間	109,346		71,206,994
第3計算期間	2,115,682	19,389,240	53,933,436
第4計算期間	1,026,809	14,856,864	40,103,381

第5計算期間	65,580	13,572,468	26,596,493
第6計算期間	110	4,924,127	21,672,476
第7計算期間	10,292	349,368	21,333,400
第8計算期間	127		21,333,527
第9計算期間	54,099		21,387,626
第10計算期間	53,961	43,454	21,398,133
第11計算期間	548,304	46,937	21,899,500
第12計算期間	324,207		22,223,707
第13計算期間	321,292,306		343,516,013
第14計算期間	267,179,657	161,413,995	449,281,675
第15計算期間	481,388,732	25,399,279	905,271,128
第16計算期間	114,936,593	85,442,259	934,765,462
第17計算期間	219,294,553	60,320,370	1,093,739,645
第18計算期間	146,421,198	119,459,035	1,120,701,808
第19計算期間	140,724,272	41,133,022	1,220,293,058
第20計算期間	71,369,885	43,624,793	1,248,038,150
第21計算期間	70,144,894	65,390,093	1,252,792,951
第22計算期間	54,396,498	23,923,376	1,283,266,073
第23計算期間	67,426,071	20,981,175	1,329,710,969
第24計算期間	9,076,305	26,709,275	1,312,077,999
第25計算期間	70,005,409	79,179,475	1,302,903,933
第26計算期間	90,735,031	40,070,690	1,353,568,274
第27計算期間	63,033,917	6,324,994	1,410,277,197
第28計算期間	16,760,792	5,577,213	1,421,460,776
第29計算期間	16,757,809	62,164,207	1,376,054,378
第30計算期間	12,240,807	49,328,656	1,338,966,529
第31計算期間	54,351,661	13,964,704	1,379,353,486
第32計算期間	88,777,911	1,426,737	1,466,704,660
第33計算期間	52,102,268	399,926	1,518,407,002
第34計算期間	784,016,032	520,607,520	1,781,815,514
第35計算期間	2,922,685,742	52,056,715	4,652,444,541
第36計算期間	3,777,987,722	84,401,073	8,346,031,190
第37計算期間	7,203,571,273	622,008,432	14,927,594,031
第38計算期間	5,517,793,091	90,318,399	20,355,068,723
第39計算期間	5,639,108,983	2,258,209,458	23,735,968,248
第40計算期間	2,924,527,594	2,213,054,218	24,447,441,624
第41計算期間	3,315,798,304	1,061,469,951	26,701,769,977
第42計算期間	2,339,322,291	3,237,034,431	25,804,057,837
第43計算期間	1,071,529,836	1,804,036,648	25,071,551,025
第44計算期間	934,905,343	1,377,483,317	24,628,973,051
第45計算期間	1,106,133,139	3,083,047,047	22,652,059,143
第46計算期間	822,617,821	4,389,678,801	19,084,998,163

第47計算期間	1,426,019,176	3,614,876,960	16,896,140,379
第48計算期間	1,447,452,982	1,180,309,113	17,163,284,248
第49計算期間	941,944,362	1,589,735,891	16,515,492,719
第50計算期間	2,193,732,129	833,395,523	17,875,829,325
第51計算期間	2,339,009,117	1,136,937,480	19,077,900,962
第52計算期間	737,207,530	1,762,409,107	18,052,699,385
第53計算期間	1,297,937,523	883,078,785	18,467,558,123
第54計算期間	1,159,069,568	1,105,448,515	18,521,179,176
第55計算期間	1,266,901,128	555,663,733	19,232,416,571
第56計算期間	223,475,983	1,143,422,883	18,312,469,671
第57計算期間	1,640,087,946	1,496,202,683	18,456,354,934
第58計算期間	154,370,550	1,794,589,739	16,816,135,745
第59計算期間	626,775,034	446,687,408	16,996,223,371
第60計算期間	774,493,046	1,145,484,220	16,625,232,197
第61計算期間	183,975,676	117,496,093	16,691,711,780
第62計算期間	368,682,807	1,273,221,849	15,787,172,738
第63計算期間	121,395,829	654,256,994	15,254,311,573
第64計算期間	152,139,316	537,058,448	14,869,392,441
第65計算期間	40,752,490	118,383,369	14,791,761,562
第66計算期間	165,532,029	126,099,592	14,831,193,999
第67計算期間	207,554,693	362,523,133	14,676,225,559
第68計算期間	101,428,149	369,232,024	14,408,421,684
第69計算期間	1,191,678,159	1,255,792,082	14,344,307,761
第70計算期間	39,966,715	342,102,670	14,042,171,806
第71計算期間	38,611,997	1,378,796,144	12,701,987,659
第72計算期間	35,543,488	390,748,034	12,346,783,113
第73計算期間	37,262,002	308,221,525	12,075,823,590
第74計算期間	55,147,225	960,200,462	11,170,770,353
第75計算期間	170,106,431	540,897,793	10,799,978,991
第76計算期間	38,930,628	164,134,940	10,674,774,679
第77計算期間	31,918,722	197,904,518	10,508,788,883
第78計算期間	39,802,244	306,333,513	10,242,257,614
第79計算期間	386,643,137	260,238,677	10,368,662,074
第80計算期間	29,318,282	319,964,327	10,078,016,029
第81計算期間	26,918,389	2,154,371,064	7,950,563,354
第82計算期間	13,518,956	334,430,509	7,629,651,801
第83計算期間	14,024,972	319,814,643	7,323,862,130
第84計算期間	12,862,556	267,793,139	7,068,931,547
第85計算期間	11,719,748	174,986,889	6,905,664,406
第86計算期間	11,996,806	131,098,716	6,786,562,496
第87計算期間	6,801,664	153,820,898	6,639,543,262
第88計算期間	5,793,517	537,613,708	6,107,723,071

第89計算期間	5,391,945	379,077,073	5,734,037,943
第90計算期間	4,652,770	531,926,082	5,206,764,631
第91計算期間	4,155,155	220,196,761	4,990,723,025
第92計算期間	3,964,508	192,117,528	4,802,570,005
第93計算期間	4,001,272	195,242,173	4,611,329,104
第94計算期間	7,223,503	198,165,051	4,420,387,556

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	21,454,416	97.69
親投資信託受益証券	日本	9,999	0.05
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		497,264	2.26
純資産総額		21,961,679	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（CNYクラス）	20,530,542	1.01	20,758,431	1.045	21,454,416	97.69
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0040	9,999	1.0040	9,999	0.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.69
親投資信託受益証券	0.05
合計	97.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	161,454,869	161,591,223	11,841	11,851
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	140,329,597	140,461,272	10,657	10,667
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	137,145,932	137,277,633	10,413	10,423
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	129,689,709	129,821,436	9,845	9,855
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	102,186,533	102,287,302	10,141	10,151
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	102,553,398	102,649,717	10,647	10,657
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	93,814,339	93,903,399	10,534	10,544
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	95,219,888	95,308,974	10,688	10,698
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	103,939,229	104,028,341	11,664	11,674
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	68,970,155	69,031,545	11,235	11,245
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	76,402,094	76,459,357	13,342	13,352
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	15,784,132	15,795,946	13,360	13,370
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	15,317,428	15,329,243	12,964	12,974
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	15,854,529	15,866,344	13,418	13,428
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	17,722,952	17,782,032	14,999	15,049
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	19,213,103	19,275,463	15,405	15,455
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	19,685,757	19,749,366	15,474	15,524
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	19,973,430	20,034,266	16,416	16,466
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	19,299,372	19,360,189	15,867	15,917
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	18,010,181	18,067,807	15,627	15,677
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	15,552,509	15,610,383	13,436	13,486
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	15,815,753	15,873,783	13,627	13,677
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	16,647,097	16,703,395	14,785	14,835
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	15,955,120	16,011,426	14,168	14,218
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	14,184,241	14,240,554	12,594	12,644

第26計算期間末日	(平成28年 2月15日)	10,700,077	10,755,841	9,594	9,644
第27計算期間末日	(平成28年 3月14日)	12,705,832	12,761,600	11,391	11,441
第28計算期間末日	(平成28年 4月14日)	12,287,171	12,342,993	11,005	11,055
第29計算期間末日	(平成28年 5月16日)	11,958,008	12,013,835	10,710	10,760
第30計算期間末日	(平成28年 6月14日)	11,148,573	11,204,404	9,984	10,034
第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	10,718,349	10,774,174	9,600	9,650
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	10,680,996	10,736,825	9,566	9,616
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	10,630,345	10,686,142	9,526	9,576
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	10,913,849	10,969,651	9,779	9,829
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	11,256,727	11,311,603	10,256	10,306
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	13,048,051	13,102,877	11,899	11,949
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	13,109,883	13,164,713	11,955	12,005
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	13,253,974	13,308,800	12,087	12,137
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	13,404,314	13,459,221	12,206	12,256
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	12,006,479	12,061,386	10,933	10,983
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	13,319,006	13,373,913	12,129	12,179
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	13,599,659	13,654,609	12,374	12,424
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	15,283,026	15,341,775	13,007	13,057
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	15,047,663	15,106,450	12,798	12,848
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	15,770,679	15,829,224	13,469	13,519
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	16,553,789	16,612,352	14,133	14,183
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	16,752,050	16,808,239	14,907	14,957
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	16,543,319	16,598,675	14,943	14,993
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	17,390,646	17,445,718	15,789	15,839
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	15,684,188	15,739,357	14,215	14,265
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	15,798,610	15,853,700	14,339	14,389
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	15,849,903	15,904,995	14,385	14,435
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	16,697,943	16,753,242	15,098	15,148
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	16,710,635	16,765,944	15,106	15,156
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	15,804,246	15,859,567	14,284	14,334
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	14,647,807	14,703,133	13,238	13,288
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	14,982,187	15,037,185	13,620	13,670
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	14,917,908	14,973,012	13,536	13,586
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	14,393,590	14,448,602	13,082	13,132
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	14,183,198	14,238,260	12,879	12,929
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	12,676,668	12,731,697	11,518	11,568
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	13,781,262	13,836,343	12,510	12,560
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	13,724,249	13,779,163	12,496	12,546
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	24,394,741	24,487,574	13,139	13,189
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	22,170,314	22,263,149	11,941	11,991
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	21,809,316	21,902,157	11,746	11,796
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	22,261,158	22,354,001	11,988	12,038

第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	20,342,143	20,434,988	10,955	11,005
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	21,812,030	21,905,009	11,729	11,779
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	24,597,778	24,703,280	11,657	11,707
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	26,473,325	26,578,878	12,540	12,590
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	27,368,406	27,473,998	12,959	13,009
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	27,915,628	28,021,262	13,213	13,263
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	27,425,923	27,531,782	12,954	13,004
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	19,786,635	19,893,034	9,298	9,348
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	19,880,817	19,974,420	10,620	10,670
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	20,930,824	21,024,461	11,176	11,226
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	22,451,570	22,545,603	11,938	11,988
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	23,299,623	23,393,689	12,385	12,435
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	24,179,610	24,274,009	12,807	12,857
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	24,430,202	24,524,703	12,926	12,976
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	15,256,498	15,313,099	13,477	13,527
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	17,794,537	17,858,220	13,971	14,021
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	16,538,884	16,595,524	14,600	14,650
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	17,556,454	17,613,249	15,456	15,506
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	18,161,629	18,218,864	15,866	15,916
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	18,726,706	18,783,996	16,344	16,394
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	19,262,401	19,321,138	16,397	16,447
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	18,629,641	18,688,495	15,827	15,877
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	19,719,937	19,778,809	16,748	16,798
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	19,839,251	19,898,185	16,832	16,882
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	19,797,111	19,856,144	16,768	16,818
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	21,852,686	21,911,912	18,448	18,498
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	21,054,982	21,114,517	17,683	17,733
	令和 2年10月末日	14,766,735		13,036	
	11月末日	19,842,723		14,772	
	12月末日	16,999,448		14,997	
	令和 3年 1月末日	17,371,176		15,185	
	2月末日	18,339,106		16,012	
	3月末日	19,619,010		16,631	
	4月末日	19,153,452		16,292	
	5月末日	19,795,381		16,846	
	6月末日	19,777,706		16,798	
	7月末日	19,431,686		16,475	
	8月末日	19,852,715		16,771	
	9月末日	21,499,422		18,115	
	10月末日	21,961,679		18,261	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円

第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円

第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	18.51
第2計算期間	9.91
第3計算期間	2.19
第4計算期間	5.35
第5計算期間	3.10
第6計算期間	5.08
第7計算期間	0.96
第8計算期間	1.55
第9計算期間	9.22
第10計算期間	3.59
第11計算期間	18.84
第12計算期間	0.20
第13計算期間	2.88
第14計算期間	3.57
第15計算期間	12.15
第16計算期間	3.04
第17計算期間	0.77
第18計算期間	6.41
第19計算期間	3.03
第20計算期間	1.19
第21計算期間	13.70
第22計算期間	1.79
第23計算期間	8.86
第24計算期間	3.83
第25計算期間	10.75

第26計算期間	23.42
第27計算期間	19.25
第28計算期間	2.94
第29計算期間	2.22
第30計算期間	6.31
第31計算期間	3.34
第32計算期間	0.16
第33計算期間	0.10
第34計算期間	3.18
第35計算期間	5.38
第36計算期間	16.50
第37計算期間	0.89
第38計算期間	1.52
第39計算期間	1.39
第40計算期間	10.01
第41計算期間	11.39
第42計算期間	2.43
第43計算期間	5.51
第44計算期間	1.22
第45計算期間	5.63
第46計算期間	5.30
第47計算期間	5.83
第48計算期間	0.57
第49計算期間	5.99
第50計算期間	9.65
第51計算期間	1.22
第52計算期間	0.66
第53計算期間	5.30
第54計算期間	0.38
第55計算期間	5.11
第56計算期間	6.97
第57計算期間	3.26
第58計算期間	0.24
第59計算期間	2.98
第60計算期間	1.16
第61計算期間	10.17
第62計算期間	9.04
第63計算期間	0.28
第64計算期間	5.54
第65計算期間	8.73
第66計算期間	1.21
第67計算期間	2.48

第68計算期間	8.19
第69計算期間	7.52
第70計算期間	0.18
第71計算期間	8.00
第72計算期間	3.74
第73計算期間	2.34
第74計算期間	1.58
第75計算期間	27.83
第76計算期間	14.75
第77計算期間	5.70
第78計算期間	7.26
第79計算期間	4.16
第80計算期間	3.81
第81計算期間	1.31
第82計算期間	4.64
第83計算期間	4.03
第84計算期間	4.86
第85計算期間	6.20
第86計算期間	2.97
第87計算期間	3.32
第88計算期間	0.63
第89計算期間	3.17
第90計算期間	6.13
第91計算期間	0.80
第92計算期間	0.08
第93計算期間	10.31
第94計算期間	3.87

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	136,354,708		136,354,708
第2計算期間	21,461,551	26,140,446	131,675,813
第3計算期間	25,519		131,701,332
第4計算期間	26,142		131,727,474
第5計算期間	27,677	30,985,408	100,769,743
第6計算期間	943,525	5,394,102	96,319,166
第7計算期間	918,872	8,177,356	89,060,682
第8計算期間	25,942		89,086,624
第9計算期間	25,593		89,112,217

第10計算期間	19,429	27,741,020	61,390,626
第11計算期間	20,339	4,147,046	57,263,919
第12計算期間	416,784	45,866,138	11,814,565
第13計算期間	512		11,815,077
第14計算期間	527		11,815,604
第15計算期間	510		11,816,114
第16計算期間	656,043		12,472,157
第17計算期間	315,855	66,042	12,721,970
第18計算期間	309,272	863,856	12,167,386
第19計算期間	1,807	5,747	12,163,446
第20計算期間	15,590	653,765	11,525,271
第21計算期間	49,630		11,574,901
第22計算期間	33,078	1,958	11,606,021
第23計算期間	4,714	351,026	11,259,709
第24計算期間	1,946	300	11,261,355
第25計算期間	2,046	654	11,262,747
第26計算期間	1,513	111,407	11,152,853
第27計算期間	940		11,153,793
第28計算期間	10,795		11,164,588
第29計算期間	826		11,165,414
第30計算期間	854		11,166,268
第31計算期間	920	2,160	11,165,028
第32計算期間	949		11,165,977
第33計算期間	958	7,464	11,159,471
第34計算期間	967		11,160,438
第35計算期間	946	186,018	10,975,366
第36計算期間		10,000	10,965,366
第37計算期間	795		10,966,161
第38計算期間	4	799	10,965,366
第39計算期間	16,125		10,981,491
第40計算期間			10,981,491
第41計算期間			10,981,491
第42計算期間	8,670		10,990,161
第43計算期間	759,650		11,749,811
第44計算期間	7,726		11,757,537
第45計算期間	191	48,620	11,709,108
第46計算期間	14,488	10,836	11,712,760
第47計算期間	349,797	824,692	11,237,865
第48計算期間	4,072	170,639	11,071,298
第49計算期間	14,990	71,759	11,014,529
第50計算期間	20,147	778	11,033,898
第51計算期間	254	16,125	11,018,027

第52計算期間	460	76	11,018,411
第53計算期間	41,433		11,059,844
第54計算期間	3,033	883	11,061,994
第55計算期間	2,343		11,064,337
第56計算期間	2,367	1,455	11,065,249
第57計算期間	2,231	67,728	10,999,752
第58計算期間	22,259	1,039	11,020,972
第59計算期間	2,138	20,521	11,002,589
第60計算期間	9,934		11,012,523
第61計算期間	809	7,442	11,005,890
第62計算期間	10,342		11,016,232
第63計算期間	395	33,733	10,982,894
第64計算期間	7,583,895		18,566,789
第65計算期間	404		18,567,193
第66計算期間	1,170	144	18,568,219
第67計算期間	615	66	18,568,768
第68計算期間	367		18,569,135
第69計算期間	27,756	975	18,595,916
第70計算期間	2,504,647		21,100,563
第71計算期間	11,145	933	21,110,775
第72計算期間	46,813	39,133	21,118,455
第73計算期間	8,667	157	21,126,965
第74計算期間	47,422	2,484	21,171,903
第75計算期間	107,905	3	21,279,805
第76計算期間	3,513	2,562,653	18,720,665
第77計算期間	6,891		18,727,556
第78計算期間	85,813	6,610	18,806,759
第79計算期間	6,744	127	18,813,376
第80計算期間	131,824	65,382	18,879,818
第81計算期間	30,689	10,167	18,900,340
第82計算期間	19,025	7,599,070	11,320,295
第83計算期間	1,419,327	3,009	12,736,613
第84計算期間	746,238	2,154,786	11,328,065
第85計算期間	36,515	5,564	11,359,016
第86計算期間	93,741	5,736	11,447,021
第87計算期間	29,754	18,688	11,458,087
第88計算期間	354,194	64,770	11,747,511
第89計算期間	23,714	290	11,770,935
第90計算期間	42,331	38,776	11,774,490
第91計算期間	20,606	8,145	11,786,951
第92計算期間	20,824	998	11,806,777
第93計算期間	72,071	33,587	11,845,261

第94計算期間	75,702	13,963	11,907,000
---------	--------	--------	------------

【国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)】

(1) 【投資状況】

令和 3年10月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,697,202	98.12
親投資信託受益証券	日本	9,999	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		156,854	1.77
純資産総額		8,864,055	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド(ZARクラス)	11,560,817	0.74	8,625,525	0.7523	8,697,202	98.12
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	1.0040	9,999	1.0040	9,999	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	15,696,055	15,755,172	10,620	10,660
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	14,646,630	14,709,829	9,270	9,310
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	14,796,553	14,859,753	9,365	9,405
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	14,582,985	14,646,185	9,230	9,270
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	15,235,071	15,298,271	9,642	9,682
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	10,722,708	10,766,830	9,721	9,761
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	10,615,529	10,659,651	9,624	9,664
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	10,871,519	10,915,641	9,856	9,896
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	11,388,644	11,432,766	10,324	10,364
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	10,803,058	10,847,140	9,803	9,843
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	12,779,773	12,823,855	11,596	11,636
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	12,622,637	12,666,719	11,454	11,494
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	12,413,363	12,457,445	11,264	11,304
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	12,783,081	12,827,163	11,599	11,639
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	13,170,047	13,225,150	11,950	12,000
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	13,776,329	13,831,432	12,500	12,550
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	14,104,336	14,159,439	12,798	12,848
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	14,414,044	14,469,185	13,070	13,120
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	13,892,216	13,947,319	12,606	12,656
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	13,854,097	13,909,579	12,485	12,535
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	11,078,634	11,134,161	9,976	10,026
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	11,257,772	11,313,388	10,121	10,171
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	11,422,436	11,478,099	10,260	10,310
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	18,022,447	18,122,832	8,977	9,027
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	8,476,976	8,532,639	7,614	7,664
第26計算期間末日 (平成28年 2月15日)	6,743,624	6,799,432	6,042	6,092
第27計算期間末日 (平成28年 3月14日)	9,248,401	9,311,377	7,343	7,393
第28計算期間末日 (平成28年 4月14日)	9,275,890	9,338,904	7,360	7,410
第29計算期間末日 (平成28年 5月16日)	8,778,754	8,842,417	6,895	6,945
第30計算期間末日 (平成28年 6月14日)	8,416,529	8,480,234	6,606	6,656

第31計算期間末日	(平成28年 7月14日)	8,568,139	8,631,894	6,720	6,770
第32計算期間末日	(平成28年 8月15日)	9,124,539	9,188,348	7,150	7,200
第33計算期間末日	(平成28年 9月14日)	8,530,637	8,594,434	6,686	6,736
第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	8,935,950	8,999,874	6,989	7,039
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	10,756,771	10,828,589	7,489	7,539
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	13,398,745	13,472,050	9,139	9,189
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	13,511,190	13,584,404	9,227	9,277
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	13,937,385	14,011,495	9,403	9,453
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	14,677,709	14,753,373	9,699	9,749
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	12,611,560	12,685,467	8,532	8,582
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	14,329,315	14,404,132	9,576	9,626
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	15,073,395	15,150,415	9,785	9,835
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	24,678,260	24,802,958	9,895	9,945
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	23,804,518	23,930,173	9,472	9,522
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	23,446,400	23,564,196	9,952	10,002
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	24,772,150	24,890,725	10,446	10,496
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	24,214,464	24,333,027	10,212	10,262
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	26,124,189	26,243,119	10,983	11,033
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	37,928,024	38,082,869	12,247	12,297
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	34,923,815	35,079,443	11,220	11,270
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	71,413,287	71,724,489	11,474	11,524
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	69,461,637	69,772,728	11,164	11,214
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	71,444,089	71,750,025	11,676	11,726
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	66,633,645	66,937,138	10,978	11,028
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	62,366,149	62,654,529	10,813	10,863
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	49,041,920	49,298,304	9,564	9,614
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	48,756,049	49,012,574	9,503	9,553
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	50,062,534	50,319,469	9,742	9,792
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	48,309,349	48,564,760	9,457	9,507
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	47,906,296	48,162,130	9,363	9,413
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	43,154,276	43,410,263	8,429	8,479
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	40,717,852	40,941,956	9,085	9,135
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	39,222,457	39,446,594	8,750	8,800
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	23,975,947	24,101,728	9,531	9,581
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	21,841,219	21,967,134	8,673	8,723
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	11,341,203	11,409,884	8,256	8,306
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	12,210,179	12,278,946	8,878	8,928
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	10,796,014	10,865,513	7,767	7,817
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	11,763,795	11,831,284	8,715	8,765
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	11,395,048	11,461,946	8,517	8,567
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	12,089,234	12,156,239	9,021	9,071
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	12,845,599	12,912,790	9,559	9,609

第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	12,595,972	12,659,888	9,853	9,903
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	11,002,126	11,061,460	9,271	9,321
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	7,214,074	7,273,765	6,043	6,093
第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	7,504,434	7,564,156	6,283	6,333
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	7,819,642	7,880,353	6,440	6,490
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	8,967,167	9,028,107	7,357	7,407
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	9,481,975	9,543,123	7,753	7,803
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	5,628,689	5,665,593	7,626	7,676
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	5,832,912	5,869,898	7,885	7,935
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	6,004,388	6,040,954	8,210	8,260
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	6,178,205	6,213,145	8,841	8,891
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	6,618,217	6,653,487	9,382	9,432
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	6,808,689	6,843,619	9,746	9,796
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	7,174,501	7,208,885	10,433	10,483
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	7,329,222	7,363,880	10,573	10,623
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	7,489,061	7,523,311	10,933	10,983
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	7,393,455	7,427,934	10,722	10,772
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	8,935,956	8,974,600	11,562	11,612
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	8,868,798	8,909,031	11,022	11,072
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	8,337,263	8,375,401	10,930	10,980
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	16,343,481	16,409,155	12,443	12,493
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	8,799,051	8,837,788	11,357	11,407
	令和 2年10月末日	5,591,840		7,970	
	11月末日	6,642,270		9,478	
	12月末日	6,994,201		9,928	
	令和 3年 1月末日	6,743,102		9,666	
	2月末日	7,119,538		10,359	
	3月末日	7,564,052		10,882	
	4月末日	7,530,055		10,950	
	5月末日	8,373,719		11,515	
	6月末日	8,493,450		11,215	
	7月末日	9,312,141		10,832	
	8月末日	8,352,783		10,902	
	9月末日	8,640,843		11,420	
	10月末日	8,864,055		11,444	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	40円
第2計算期間	40円

第3計算期間	40円
第4計算期間	40円
第5計算期間	40円
第6計算期間	40円
第7計算期間	40円
第8計算期間	40円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円

第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円

第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.60
第2計算期間	12.33
第3計算期間	1.45
第4計算期間	1.01
第5計算期間	4.89
第6計算期間	1.23
第7計算期間	0.58
第8計算期間	2.82
第9計算期間	5.15
第10計算期間	4.65
第11計算期間	18.69
第12計算期間	0.87
第13計算期間	1.30
第14計算期間	3.32
第15計算期間	3.45
第16計算期間	5.02
第17計算期間	2.78
第18計算期間	2.51
第19計算期間	3.16
第20計算期間	0.56
第21計算期間	19.69
第22計算期間	1.95
第23計算期間	1.86
第24計算期間	12.01
第25計算期間	14.62
第26計算期間	19.98
第27計算期間	22.36
第28計算期間	0.91
第29計算期間	5.63

第30計算期間	3.46
第31計算期間	2.48
第32計算期間	7.14
第33計算期間	5.79
第34計算期間	5.27
第35計算期間	7.86
第36計算期間	22.69
第37計算期間	1.51
第38計算期間	2.44
第39計算期間	3.67
第40計算期間	11.51
第41計算期間	12.82
第42計算期間	2.70
第43計算期間	1.63
第44計算期間	3.76
第45計算期間	5.59
第46計算期間	5.46
第47計算期間	1.76
第48計算期間	8.03
第49計算期間	11.96
第50計算期間	7.97
第51計算期間	2.70
第52計算期間	2.26
第53計算期間	5.03
第54計算期間	5.54
第55計算期間	1.04
第56計算期間	11.08
第57計算期間	0.11
第58計算期間	3.04
第59計算期間	2.41
第60計算期間	0.46
第61計算期間	9.44
第62計算期間	8.37
第63計算期間	3.13
第64計算期間	9.49
第65計算期間	8.47
第66計算期間	4.23
第67計算期間	8.13
第68計算期間	11.95
第69計算期間	12.84
第70計算期間	1.69
第71計算期間	6.50

第72計算期間	6.51
第73計算期間	3.59
第74計算期間	5.39
第75計算期間	34.27
第76計算期間	4.79
第77計算期間	3.29
第78計算期間	15.01
第79計算期間	6.06
第80計算期間	0.99
第81計算期間	4.05
第82計算期間	4.75
第83計算期間	8.29
第84計算期間	6.68
第85計算期間	4.41
第86計算期間	7.56
第87計算期間	1.82
第88計算期間	3.87
第89計算期間	1.47
第90計算期間	8.30
第91計算期間	4.23
第92計算期間	0.38
第93計算期間	14.30
第94計算期間	8.32

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	14,779,263		14,779,263
第2計算期間	1,020,734		15,799,997
第3計算期間	43		15,800,040
第4計算期間	730,907	730,865	15,800,082
第5計算期間	43		15,800,125
第6計算期間	41	4,769,567	11,030,599
第7計算期間	42		11,030,641
第8計算期間	42		11,030,683
第9計算期間	34		11,030,717
第10計算期間	31	10,046	11,020,702
第11計算期間			11,020,702
第12計算期間			11,020,702
第13計算期間			11,020,702

第14計算期間			11,020,702
第15計算期間			11,020,702
第16計算期間			11,020,702
第17計算期間			11,020,702
第18計算期間	7,609		11,028,311
第19計算期間	30	7,639	11,020,702
第20計算期間	75,756		11,096,458
第21計算期間	8,944		11,105,402
第22計算期間	21,205	3,238	11,123,369
第23計算期間	9,308		11,132,677
第24計算期間	8,944,363		20,077,040
第25計算期間	49,825	8,994,177	11,132,688
第26計算期間	28,974		11,161,662
第27計算期間	1,433,609		12,595,271
第28計算期間	7,710		12,602,981
第29計算期間	129,805		12,732,786
第30計算期間	8,300		12,741,086
第31計算期間	10,930	982	12,751,034
第32計算期間	10,817		12,761,851
第33計算期間	8,163	10,440	12,759,574
第34計算期間	25,261		12,784,835
第35計算期間	1,578,930		14,363,765
第36計算期間	434,005	136,701	14,661,069
第37計算期間	214,230	232,335	14,642,964
第38計算期間	244,444	65,329	14,822,079
第39計算期間	482,310	171,582	15,132,807
第40計算期間	1,073,932	1,425,260	14,781,479
第41計算期間	182,100		14,963,579
第42計算期間	491,326	50,719	15,404,186
第43計算期間	9,708,531	173,109	24,939,608
第44計算期間	707,348	515,924	25,131,032
第45計算期間	192,135	1,763,883	23,559,284
第46計算期間	342,495	186,594	23,715,185
第47計算期間	191,268	193,666	23,712,787
第48計算期間	131,101	57,694	23,786,194
第49計算期間	7,762,847	579,863	30,969,178
第50計算期間	372,326	215,815	31,125,689
第51計算期間	31,334,830	220,115	62,240,404
第52計算期間	218,802	240,871	62,218,335
第53計算期間	540,615	1,571,617	61,187,333
第54計算期間	70,108	558,643	60,698,798
第55計算期間	102,700	3,125,456	57,676,042

第56計算期間	28,592	6,427,834	51,276,800
第57計算期間	146,406	118,014	51,305,192
第58計算期間	83,247	1,332	51,387,107
第59計算期間	77,132	381,939	51,082,300
第60計算期間	175,556	90,950	51,166,906
第61計算期間	53,015	22,469	51,197,452
第62計算期間	42,248	6,418,794	44,820,906
第63計算期間	29,423	22,896	44,827,433
第64計算期間	33,332	19,704,387	25,156,378
第65計算期間	28,884	2,260	25,183,002
第66計算期間	34,056	11,480,763	13,736,295
第67計算期間	35,411	18,237	13,753,469
第68計算期間	146,507	147	13,899,829
第69計算期間	95,816	497,799	13,497,846
第70計算期間	36,821	155,003	13,379,664
第71計算期間	48,030	26,501	13,401,193
第72計算期間	37,242	88	13,438,347
第73計算期間	1,319,381	1,974,364	12,783,364
第74計算期間	82,597	998,999	11,866,962
第75計算期間	79,916	8,573	11,938,305
第76計算期間	53,349	47,086	11,944,568
第77計算期間	198,065	417	12,142,216
第78計算期間	50,678	4,816	12,188,078
第79計算期間	42,302	762	12,229,618
第80計算期間	37,650	4,886,468	7,380,800
第81計算期間	36,055	19,545	7,397,310
第82計算期間	40,878	124,957	7,313,231
第83計算期間	38,449	363,500	6,988,180
第84計算期間	144,609	78,651	7,054,138
第85計算期間	149,636	217,703	6,986,071
第86計算期間	54,705	163,911	6,876,865
第87計算期間	85,632	30,718	6,931,779
第88計算期間	152,497	234,156	6,850,120
第89計算期間	93,324	47,642	6,895,802
第90計算期間	1,038,089	205,000	7,728,891
第91計算期間	1,268,829	951,087	8,046,633
第92計算期間	625,123	1,044,099	7,627,657
第93計算期間	5,811,850	304,560	13,134,947
第94計算期間	1,203,068	6,590,453	7,747,562

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	45,010,083	98.23
親投資信託受益証券	日本	99,990	0.22
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		712,178	1.55
純資産総額		45,822,251	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ ファンド（IDRクラス）	41,453,383	1.05	43,733,319	1.0858	45,010,083	98.23
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	1.0040	99,990	1.0040	99,990	0.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.23
親投資信託受益証券	0.22
合計	98.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 1月14日)	244,606,904	245,532,894	10,566	10,606
第2計算期間末日 (平成26年 2月14日)	225,626,712	226,556,998	9,701	9,741
第3計算期間末日 (平成26年 3月14日)	208,415,647	209,243,780	10,067	10,107
第4計算期間末日 (平成26年 4月14日)	190,769,567	191,567,752	9,560	9,600
第5計算期間末日 (平成26年 5月14日)	181,172,208	181,914,692	9,760	9,800
第6計算期間末日 (平成26年 6月16日)	171,739,412	172,427,966	9,977	10,017
第7計算期間末日 (平成26年 7月14日)	125,515,990	126,018,208	9,997	10,037
第8計算期間末日 (平成26年 8月14日)	100,925,919	101,330,664	9,974	10,014
第9計算期間末日 (平成26年 9月16日)	97,121,409	97,483,216	10,737	10,777
第10計算期間末日 (平成26年10月14日)	82,642,319	82,973,834	9,971	10,011
第11計算期間末日 (平成26年11月14日)	93,410,373	93,725,543	11,855	11,895
第12計算期間末日 (平成26年12月15日)	67,629,168	67,854,648	11,997	12,037
第13計算期間末日 (平成27年 1月14日)	74,312,833	74,571,574	11,488	11,528
第14計算期間末日 (平成27年 2月16日)	76,806,109	77,066,336	11,806	11,846
第15計算期間末日 (平成27年 3月16日)	71,587,727	71,922,239	12,840	12,900
第16計算期間末日 (平成27年 4月14日)	72,388,830	72,715,632	13,290	13,350
第17計算期間末日 (平成27年 5月14日)	71,998,501	72,325,425	13,214	13,274
第18計算期間末日 (平成27年 6月15日)	63,835,207	64,112,788	13,798	13,858
第19計算期間末日 (平成27年 7月14日)	62,028,538	62,306,281	13,400	13,460
第20計算期間末日 (平成27年 8月14日)	42,713,684	42,906,703	13,278	13,338
第21計算期間末日 (平成27年 9月14日)	34,145,085	34,332,598	10,926	10,986
第22計算期間末日 (平成27年10月14日)	37,332,530	37,525,750	11,593	11,653
第23計算期間末日 (平成27年11月16日)	36,829,009	37,003,022	12,699	12,759
第24計算期間末日 (平成27年12月14日)	35,168,451	35,342,613	12,116	12,176
第25計算期間末日 (平成28年 1月14日)	37,073,132	37,273,611	11,095	11,155
第26計算期間末日 (平成28年 2月15日)	29,115,306	29,315,985	8,705	8,765
第27計算期間末日 (平成28年 3月14日)	34,199,515	34,395,102	10,491	10,551
第28計算期間末日 (平成28年 4月14日)	33,140,532	33,338,616	10,038	10,098
第29計算期間末日 (平成28年 5月16日)	32,096,111	32,294,393	9,712	9,772
第30計算期間末日 (平成28年 6月14日)	30,406,774	30,605,291	9,190	9,250
第31計算期間末日 (平成28年 7月14日)	30,186,474	30,385,243	9,112	9,172
第32計算期間末日 (平成28年 8月15日)	29,921,518	30,120,540	9,021	9,081
第33計算期間末日 (平成28年 9月14日)	29,937,056	30,136,404	9,010	9,070

第34計算期間末日	(平成28年10月14日)	31,107,840	31,307,441	9,351	9,411
第35計算期間末日	(平成28年11月14日)	32,798,549	32,998,385	9,848	9,908
第36計算期間末日	(平成28年12月14日)	38,317,745	38,517,627	11,502	11,562
第37計算期間末日	(平成29年 1月16日)	38,056,480	38,254,990	11,503	11,563
第38計算期間末日	(平成29年 2月14日)	38,357,542	38,556,619	11,561	11,621
第39計算期間末日	(平成29年 3月14日)	38,818,468	39,017,779	11,686	11,746
第40計算期間末日	(平成29年 4月14日)	34,919,518	35,119,083	10,499	10,559
第41計算期間末日	(平成29年 5月15日)	38,419,653	38,618,568	11,589	11,649
第42計算期間末日	(平成29年 6月14日)	32,621,130	32,794,052	11,319	11,379
第43計算期間末日	(平成29年 7月14日)	33,989,918	34,163,032	11,781	11,841
第44計算期間末日	(平成29年 8月14日)	32,935,691	33,109,007	11,402	11,462
第45計算期間末日	(平成29年 9月14日)	34,279,845	34,453,064	11,874	11,934
第46計算期間末日	(平成29年10月16日)	35,495,381	35,668,761	12,284	12,344
第47計算期間末日	(平成29年11月14日)	38,148,362	38,324,548	12,991	13,051
第48計算期間末日	(平成29年12月14日)	39,107,267	39,288,859	12,921	12,981
第49計算期間末日	(平成30年 1月15日)	59,081,623	59,343,284	13,548	13,608
第50計算期間末日	(平成30年 2月14日)	50,576,130	50,836,716	11,645	11,705
第51計算期間末日	(平成30年 3月14日)	50,402,483	50,662,973	11,609	11,669
第52計算期間末日	(平成30年 4月16日)	50,134,256	50,394,979	11,537	11,597
第53計算期間末日	(平成30年 5月14日)	52,345,929	52,606,846	12,037	12,097
第54計算期間末日	(平成30年 6月14日)	53,248,544	53,509,702	12,234	12,294
第55計算期間末日	(平成30年 7月17日)	51,108,825	51,370,182	11,733	11,793
第56計算期間末日	(平成30年 8月14日)	47,951,600	48,213,181	10,999	11,059
第57計算期間末日	(平成30年 9月14日)	48,516,065	48,777,749	11,124	11,184
第58計算期間末日	(平成30年10月15日)	47,664,400	47,926,165	10,925	10,985
第59計算期間末日	(平成30年11月14日)	47,612,805	47,874,662	10,910	10,970
第60計算期間末日	(平成30年12月14日)	47,314,206	47,576,598	10,819	10,879
第61計算期間末日	(平成31年 1月15日)	42,984,131	43,246,676	9,823	9,883
第62計算期間末日	(平成31年 2月14日)	46,758,959	47,021,510	10,686	10,746
第63計算期間末日	(平成31年 3月14日)	45,792,904	46,055,665	10,457	10,517
第64計算期間末日	(平成31年 4月15日)	41,362,829	41,585,635	11,139	11,199
第65計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	37,742,023	37,965,022	10,155	10,215
第66計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	37,958,309	38,181,592	10,200	10,260
第67計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	39,294,518	39,518,039	10,548	10,608
第68計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	36,224,351	36,447,956	9,720	9,780
第69計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	40,109,492	40,333,444	10,746	10,806
第70計算期間末日	(令和 1年10月15日)	39,558,647	39,782,812	10,588	10,648
第71計算期間末日	(令和 1年11月14日)	42,316,540	42,540,791	11,322	11,382
第72計算期間末日	(令和 1年12月16日)	43,957,560	44,182,412	11,730	11,790
第73計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	37,012,970	37,197,398	12,041	12,101
第74計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	36,693,085	36,878,143	11,897	11,957
第75計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	25,639,133	25,834,746	7,864	7,924

第76計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	27,779,003	27,977,067	8,415	8,475
第77計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	31,414,003	31,611,789	9,530	9,590
第78計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	35,180,943	35,378,741	10,672	10,732
第79計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	35,714,698	35,913,157	10,798	10,858
第80計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	37,061,947	37,266,830	10,854	10,914
第81計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	36,502,713	36,706,963	10,723	10,783
第82計算期間末日	(令和 2年10月14日)	37,888,731	38,092,537	11,154	11,214
第83計算期間末日	(令和 2年11月16日)	40,017,128	40,221,078	11,773	11,833
第84計算期間末日	(令和 2年12月14日)	40,417,117	40,615,850	12,202	12,262
第85計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	42,665,694	42,865,612	12,805	12,865
第86計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	44,312,999	44,514,895	13,169	13,229
第87計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	42,191,655	42,381,675	13,322	13,382
第88計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	42,655,954	42,849,150	13,247	13,307
第89計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	41,511,362	41,703,678	12,951	13,011
第90計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	43,659,983	43,853,065	13,567	13,627
第91計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	42,815,203	43,004,976	13,537	13,597
第92計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	42,200,075	42,389,162	13,391	13,451
第93計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	46,447,037	46,635,526	14,785	14,845
第94計算期間末日	(令和 3年10月14日)	44,522,561	44,711,193	14,162	14,222
	令和 2年10月末日	36,777,988		10,822	
	11月末日	41,034,636		12,433	
	12月末日	41,616,457		12,497	
	令和 3年 1月末日	42,035,657		12,611	
	2月末日	44,809,620		13,247	
	3月末日	43,552,171		13,617	
	4月末日	42,371,556		13,134	
	5月末日	43,438,290		13,528	
	6月末日	42,476,928		13,493	
	7月末日	41,088,884		13,052	
	8月末日	41,830,822		13,361	
	9月末日	45,508,598		14,487	
	10月末日	45,822,251		14,561	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	40円
第2計算期間	40円
第3計算期間	40円
第4計算期間	40円
第5計算期間	40円

第6計算期間	40円
第7計算期間	40円
第8計算期間	40円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円
第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円
第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	60円
第40計算期間	60円
第41計算期間	60円
第42計算期間	60円
第43計算期間	60円
第44計算期間	60円
第45計算期間	60円
第46計算期間	60円
第47計算期間	60円

第48計算期間	60円
第49計算期間	60円
第50計算期間	60円
第51計算期間	60円
第52計算期間	60円
第53計算期間	60円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	60円
第76計算期間	60円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円

第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.06
第2計算期間	7.80
第3計算期間	4.18
第4計算期間	4.63
第5計算期間	2.51
第6計算期間	2.63
第7計算期間	0.60
第8計算期間	0.17
第9計算期間	8.05
第10計算期間	6.76
第11計算期間	19.29
第12計算期間	1.53
第13計算期間	3.90
第14計算期間	3.11
第15計算期間	9.26
第16計算期間	3.97
第17計算期間	0.12
第18計算期間	4.87
第19計算期間	2.44
第20計算期間	0.46
第21計算期間	17.26
第22計算期間	6.65
第23計算期間	10.05
第24計算期間	4.11
第25計算期間	7.93
第26計算期間	21.00
第27計算期間	21.20
第28計算期間	3.74
第29計算期間	2.64
第30計算期間	4.75
第31計算期間	0.19
第32計算期間	0.34

第33計算期間	0.54
第34計算期間	4.45
第35計算期間	5.95
第36計算期間	17.40
第37計算期間	0.53
第38計算期間	1.02
第39計算期間	1.60
第40計算期間	9.64
第41計算期間	10.95
第42計算期間	1.81
第43計算期間	4.61
第44計算期間	2.70
第45計算期間	4.66
第46計算期間	3.95
第47計算期間	6.24
第48計算期間	0.07
第49計算期間	5.31
第50計算期間	13.60
第51計算期間	0.20
第52計算期間	0.10
第53計算期間	4.85
第54計算期間	2.13
第55計算期間	3.60
第56計算期間	5.74
第57計算期間	1.68
第58計算期間	1.24
第59計算期間	0.41
第60計算期間	0.28
第61計算期間	8.65
第62計算期間	9.39
第63計算期間	1.58
第64計算期間	7.09
第65計算期間	8.29
第66計算期間	1.03
第67計算期間	4.00
第68計算期間	7.28
第69計算期間	11.17
第70計算期間	0.91
第71計算期間	7.49
第72計算期間	4.13
第73計算期間	3.16
第74計算期間	0.69

第75計算期間	33.39
第76計算期間	7.76
第77計算期間	13.96
第78計算期間	12.61
第79計算期間	1.74
第80計算期間	1.07
第81計算期間	0.65
第82計算期間	4.57
第83計算期間	6.08
第84計算期間	4.15
第85計算期間	5.43
第86計算期間	3.31
第87計算期間	1.61
第88計算期間	0.11
第89計算期間	1.78
第90計算期間	5.21
第91計算期間	0.22
第92計算期間	0.63
第93計算期間	10.85
第94計算期間	3.80

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	247,978,473	16,480,855	231,497,618
第2計算期間	1,073,886		232,571,504
第3計算期間	121,540	25,659,593	207,033,451
第4計算期間	348,897	7,835,903	199,546,445
第5計算期間	91,480	14,016,704	185,621,221
第6計算期間	89,978	13,572,468	172,138,731
第7計算期間	78,207	46,662,201	125,554,737
第8計算期間	86,032	24,454,426	101,186,343
第9計算期間	71,110	10,805,699	90,451,754
第10計算期間	50,070	7,623,025	82,878,799
第11計算期間	10,613,245	14,699,489	78,792,555
第12計算期間	1,087,992	23,510,300	56,370,247
第13計算期間	8,315,179		64,685,426
第14計算期間	371,370		65,056,796
第15計算期間	410,737	9,715,493	55,752,040
第16計算期間	789,658	2,074,650	54,467,048

第17計算期間	27,928	7,500	54,487,476
第18計算期間	1,059,136	9,283,000	46,263,612
第19計算期間	27,451	413	46,290,650
第20計算期間	44,714	14,165,425	32,169,939
第21計算期間	73,631	991,348	31,252,222
第22計算期間	955,186	3,944	32,203,464
第23計算期間	310,393	3,511,688	29,002,169
第24計算期間	27,085	2,216	29,027,038
第25計算期間	4,388,730	2,500	33,413,268
第26計算期間	36,617	3,275	33,446,610
第27計算期間	47,474	896,236	32,597,848
第28計算期間	419,962	3,720	33,014,090
第29計算期間	33,067		33,047,157
第30計算期間	39,172		33,086,329
第31計算期間	41,844		33,128,173
第32計算期間	42,171		33,170,344
第33計算期間	63,758	9,435	33,224,667
第34計算期間	42,264		33,266,931
第35計算期間	39,129		33,306,060
第36計算期間	74,020	66,380	33,313,700
第37計算期間	54,122	282,804	33,085,018
第38計算期間	95,399	828	33,179,589
第39計算期間	43,512	4,442	33,218,659
第40計算期間	42,253		33,260,912
第41計算期間	48,876	157,252	33,152,536
第42計算期間	25,441	4,357,507	28,820,470
第43計算期間	35,265	3,378	28,852,357
第44計算期間	33,667		28,886,024
第45計算期間	25,590	41,778	28,869,836
第46計算期間	35,921	9,045	28,896,712
第47計算期間	1,263,637	795,862	29,364,487
第48計算期間	901,001	136	30,265,352
第49計算期間	14,835,403	1,490,475	43,610,280
第50計算期間	34,460	213,599	43,431,141
第51計算期間	31,012	47,052	43,415,101
第52計算期間	39,119	301	43,453,919
第53計算期間	2,090,481	2,058,155	43,486,245
第54計算期間	40,564	374	43,526,435
第55計算期間	33,412	301	43,559,546
第56計算期間	37,390	88	43,596,848
第57計算期間	33,565	16,399	43,614,014
第58計算期間	46,679	33,163	43,627,530

第59計算期間	32,439	17,135	43,642,834
第60計算期間	91,651	2,368	43,732,117
第61計算期間	34,308	8,860	43,757,565
第62計算期間	45,940	44,911	43,758,594
第63計算期間	34,942		43,793,536
第64計算期間	37,088	6,696,215	37,134,409
第65計算期間	32,991	868	37,166,532
第66計算期間	47,426	124	37,213,834
第67計算期間	48,912	9,125	37,253,621
第68計算期間	42,303	28,414	37,267,510
第69計算期間	63,485	5,599	37,325,396
第70計算期間	46,389	10,919	37,360,866
第71計算期間	43,444	28,986	37,375,324
第72計算期間	100,277	232	37,475,369
第73計算期間	60,487	6,797,795	30,738,061
第74計算期間	131,460	26,454	30,843,067
第75計算期間	2,064,394	305,240	32,602,221
第76計算期間	431,225	22,708	33,010,738
第77計算期間	50,109	96,422	32,964,425
第78計算期間	145,651	143,654	32,966,422
第79計算期間	110,534	310	33,076,646
第80計算期間	1,070,566	9	34,147,203
第81計算期間	69,350	174,802	34,041,751
第82計算期間	26,195	100,151	33,967,795
第83計算期間	72,603	48,600	33,991,798
第84計算期間	129,195	998,797	33,122,196
第85計算期間	201,787	4,231	33,319,752
第86計算期間	343,566	13,947	33,649,371
第87計算期間	528,182	2,507,390	31,670,163
第88計算期間	529,482	172	32,199,473
第89計算期間	103,180	249,925	32,052,728
第90計算期間	138,812	11,140	32,180,400
第91計算期間	367,439	918,893	31,628,946
第92計算期間	59,835	174,197	31,514,584
第93計算期間	306,572	406,170	31,414,986
第94計算期間	108,915	85,164	31,438,737

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年10月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,541,013	98.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		92,768	2.00
純資産総額		4,633,781	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年10月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	4,522,922	1.0039	4,540,562	1.0040	4,541,013	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年10月29日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年 4月14日)	57,855,592	57,855,592	10,001	10,001
第2計算期間末日 (平成26年10月14日)	31,009,061	31,009,061	10,003	10,003
第3計算期間末日 (平成27年 4月14日)	22,321,065	22,321,065	10,004	10,004
第4計算期間末日 (平成27年10月14日)	2,313,582	2,313,582	10,007	10,007
第5計算期間末日 (平成28年 4月14日)	2,312,534	2,312,534	10,003	10,003
第6計算期間末日 (平成28年10月14日)	2,311,310	2,311,310	9,997	9,997
第7計算期間末日 (平成29年 4月14日)	58,955,479	58,955,479	9,998	9,998
第8計算期間末日 (平成29年10月16日)	4,482,872	4,482,872	9,995	9,995
第9計算期間末日 (平成30年 4月16日)	10,025,648	10,025,648	9,990	9,990
第10計算期間末日 (平成30年10月15日)	2,329,243	2,329,243	9,987	9,987
第11計算期間末日 (平成31年 4月15日)	2,328,613	2,328,613	9,985	9,985
第12計算期間末日 (令和 1年10月15日)	2,308,242	2,308,242	9,983	9,983
第13計算期間末日 (令和 2年 4月14日)	3,322,954	3,322,954	9,983	9,983
第14計算期間末日 (令和 2年10月14日)	2,307,685	2,307,685	9,982	9,982
第15計算期間末日 (令和 3年 4月14日)	26,882,664	26,882,664	9,981	9,981
第16計算期間末日 (令和 3年10月14日)	4,633,809	4,633,809	9,979	9,979
令和 2年10月末日	2,307,669		9,982	
11月末日	10,309,420		9,982	
12月末日	2,307,558		9,981	
令和 3年 1月末日	22,784,131		9,981	
2月末日	26,883,096		9,981	
3月末日	26,882,792		9,981	
4月末日	26,882,516		9,981	
5月末日	26,882,229		9,981	
6月末日	26,879,331		9,979	
7月末日	26,878,770		9,979	
8月末日	16,642,154		9,979	
9月末日	16,865,999		9,979	
10月末日	4,633,781		9,979	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.01
第2計算期間	0.01
第3計算期間	0.00
第4計算期間	0.02
第5計算期間	0.03
第6計算期間	0.05
第7計算期間	0.01
第8計算期間	0.03
第9計算期間	0.05
第10計算期間	0.03
第11計算期間	0.02
第12計算期間	0.02
第13計算期間	0.00
第14計算期間	0.01
第15計算期間	0.01
第16計算期間	0.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	153,963,089	96,114,860	57,848,229
第2計算期間	44,600,158	71,448,387	31,000,000
第3計算期間	117,498,801	126,186,876	22,311,925
第4計算期間	67,679,414	87,679,414	2,311,925
第5計算期間	30,761,172	30,761,172	2,311,925

第6計算期間	6,325,736	6,325,736	2,311,925
第7計算期間	339,771,120	283,113,601	58,969,444
第8計算期間	133,167,554	187,651,972	4,485,026
第9計算期間	28,423,831	22,873,095	10,035,762
第10計算期間	20,261	7,723,837	2,332,186
第11計算期間			2,332,186
第12計算期間		20,000	2,312,186
第13計算期間	3,016,841	2,000,261	3,328,766
第14計算期間		1,016,841	2,311,925
第15計算期間	32,638,976	8,016,241	26,934,660
第16計算期間	724,497	23,015,743	4,643,414

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		58,992,634	100.00
純資産総額		58,992,634	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

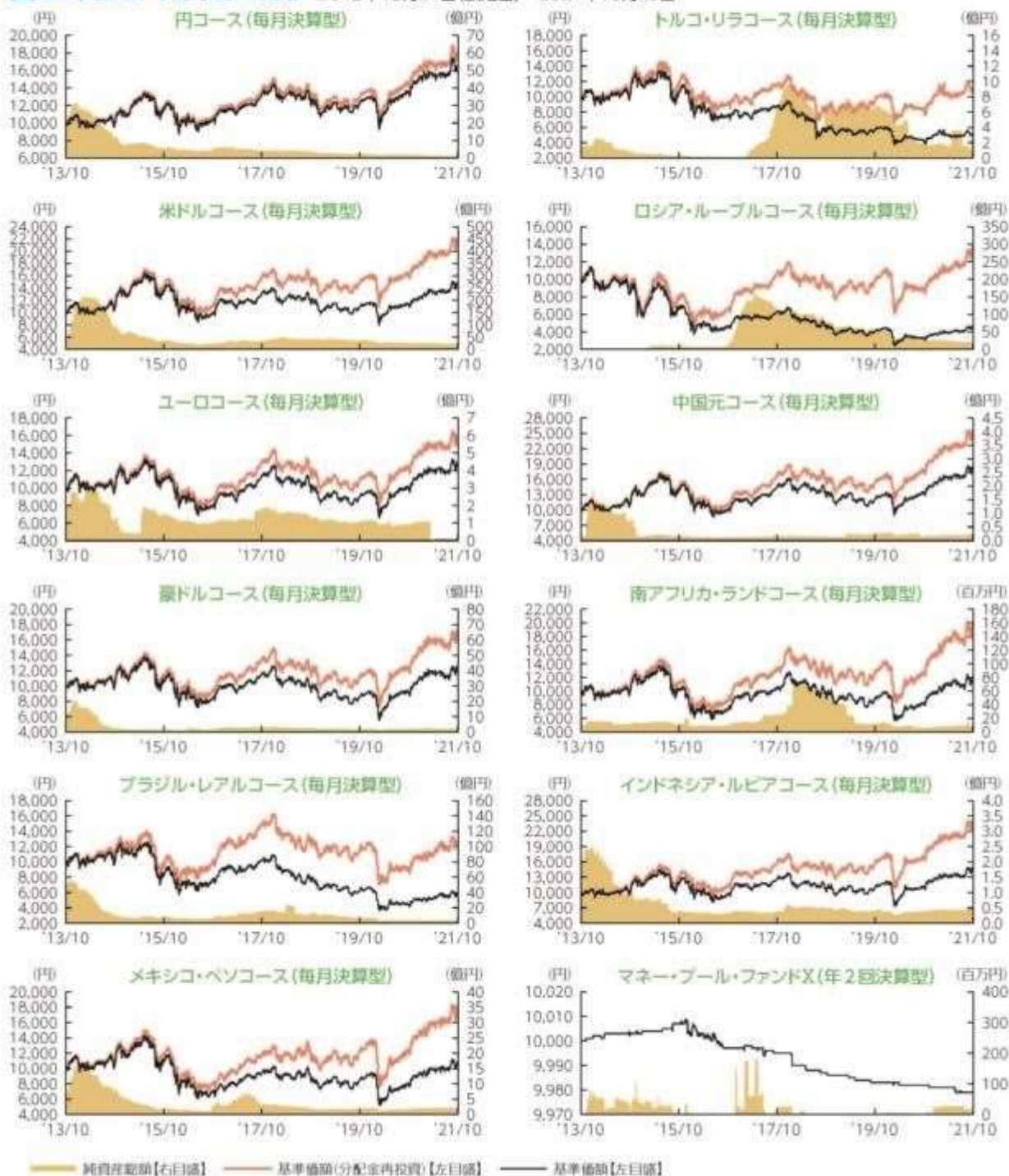


運用実績

2021年10月29日現在

各通貨コース(毎月決算型)、マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

■ 基準価額・純資産の推移 2013年10月24日(設定日)～2021年10月29日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
基準価額	16,423 円	14,614 円	12,782 円	12,552 円	5,649 円	10,665 円
純資産総額	1.4億円	20.6億円	0.1億円	2.1億円	3.0億円	2.1億円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
基準価額	4,932 円	4,638 円	18,261 円	11,444 円	14,561 円
純資産総額	2.4億円	19.5億円	0.2億円	8.8百万円	0.4億円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
基準価額	9,979 円
純資産総額	4.6百万円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 分配の推移

各通貨コース(毎月決算型)

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	メキシコ・ペソコース
2021年10月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2021年9月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2021年8月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2021年7月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2021年6月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
2021年5月	10円	25円	10円	20円	20円	50円
直近1年間累計	120円	345円	120円	240円	300円	600円
設定来累計	940円	4,525円	2,140円	3,060円	5,980円	4,420円

	トルコ・リラコース	ロシア・ルーブルコース	中国元コース	南アフリカ・ランドコース	インドネシア・ルピアコース
2021年10月	40円	20円	50円	50円	60円
2021年9月	40円	20円	50円	50円	60円
2021年8月	40円	20円	50円	50円	60円
2021年7月	40円	20円	50円	50円	60円
2021年6月	40円	20円	50円	50円	60円
2021年5月	40円	20円	50円	50円	60円
直近1年間累計	540円	270円	600円	600円	720円
設定来累計	5,320円	5,600円	4,140円	4,560円	5,360円

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

	マネー・プール・ファンド
2021年10月	0円
2021年4月	0円
2020年10月	0円
2020年4月	0円
2019年10月	0円
2019年4月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 主要な資産の状況

各ファンド(マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)を除く)

資産構成	円コース (毎月決算型)	米ドルコース (毎月決算型)	ユーロコース (毎月決算型)	豪ドルコース (毎月決算型)	ブラジル・ レアルコース (毎月決算型)	メキシコ・ ペソコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.0%	98.1%	98.1%	98.6%	98.3%	98.7%
マネー・プール マザーファンド	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.9%	1.9%	1.8%	1.4%	1.7%	1.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	トルコ・ リラコース (毎月決算型)	ロシア・ ルーブルコース (毎月決算型)	中国元コース (毎月決算型)	南アフリカ・ ランドコース (毎月決算型)	インドネシア・ ルピアコース (毎月決算型)
外国投資信託	98.6%	98.0%	97.7%	98.1%	98.2%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.4%	2.0%	2.3%	1.8%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	業種	比率
1 塩野義製薬	医薬品	4.3%
2 第一三共	医薬品	4.1%
3 ニトリホールディングス	小売業	3.6%
4 日立製作所	電気機器	3.5%
5 信越化学工業	化学	3.4%
6 東京エレクトロン	電気機器	2.7%
7 オービック	情報・通信業	2.7%
8 SMC	機械	2.7%
9 ソニーグループ	電気機器	2.6%
10 オリックス	その他金融業	2.5%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

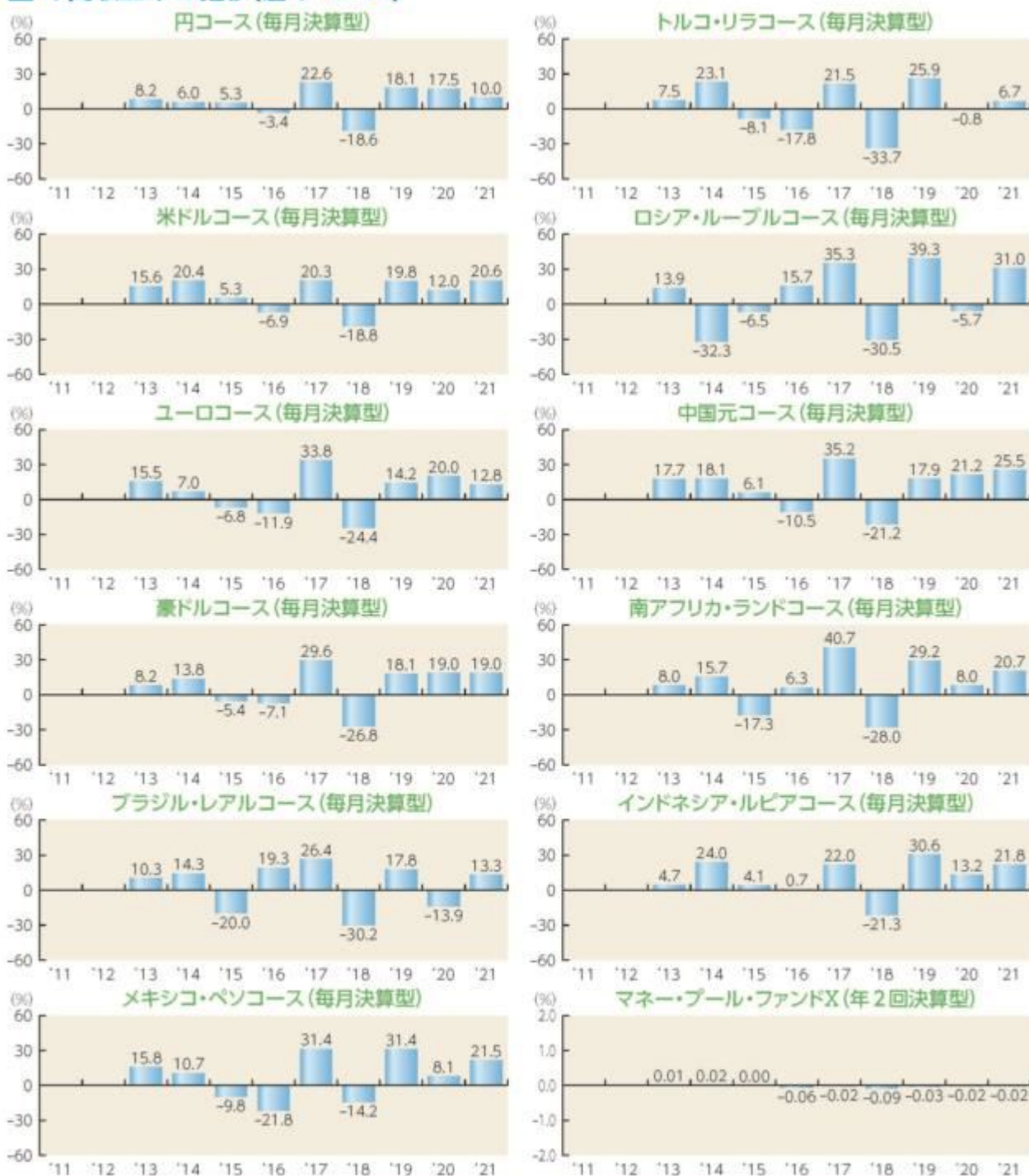
■ 主要な資産の状況

マネー・プール・ファンドX(年2回決算型)

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2021年は年初から10月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

マネー・プール・ファンド の取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

マネー・プール・ファンド の申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドの取得申込みについては、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

その他

- ・スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各通貨コースについては、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

<各通貨コース>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

<マネー・プール・ファンド>

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

・販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様になります。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2023年10月12日まで(2013年10月24日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
--------	--------------

<p>毎月15日から翌月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年1月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。</p>	<p>毎年4月15日から10月14日および10月15日から翌年4月14日まで ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 第1計算期間は信託契約締結日から2014年4月14日までとなります。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。</p>
---	--

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

マネー・プール・ファンドについては、委託会社は、各通貨コースの信託契約が全て解約となる場合には、受託会社と合意のうえ、マネー・プール・ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託

約款の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

<各通貨コース>

委託会社は、6ヵ月毎(毎年4月および10月の決算日を基準とします。)および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

<マネー・プール・ファンド >

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を

解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和3年4月15日から令和3年10月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,359,646	8,173,794
投資信託受益証券	126,851,329	140,371,846
親投資信託受益証券	100,000	99,990
流動資産合計	129,310,975	148,645,630
資産合計	129,310,975	148,645,630
負債の部		
流動負債		
未払金	-	5,088,432
未払収益分配金	81,828	89,334
未払解約金	787,303	10,009
未払受託者報酬	3,768	3,628
未払委託者報酬	131,912	126,926
未払利息	-	11
その他未払費用	489	476
流動負債合計	1,005,300	5,318,816
負債合計	1,005,300	5,318,816
純資産の部		
元本等		
元本	81,828,852	89,334,819
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,476,823	53,991,995
（分配準備積立金）	31,480,795	42,694,139
元本等合計	128,305,675	143,326,814
純資産合計	128,305,675	143,326,814
負債純資産合計	129,310,975	148,645,630

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		1,096,320		965,262
受取利息		2		2
有価証券売買等損益		23,441,681		3,105,057
営業収益合計		24,538,003		4,070,321
営業費用				
支払利息		168		160
受託者報酬		26,685		20,782
委託者報酬		933,970		727,084
その他費用		3,496		2,706
営業費用合計		964,319		750,732
営業利益又は営業損失（ ）		23,573,684		3,319,589
経常利益又は経常損失（ ）		23,573,684		3,319,589
当期純利益又は当期純損失（ ）		23,573,684		3,319,589
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		114,506		198,889
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		48,542,576		46,476,823
剰余金増加額又は欠損金減少額		122,902		6,704,547
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		122,902		6,704,547
剰余金減少額又は欠損金増加額		25,240,967		1,825,490
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		25,240,967		1,825,490
分配金		635,878		484,585
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		46,476,823		53,991,995

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	133,156,033円	81,828,852円
期中追加設定元本額	248,701円	11,218,113円
期中一部解約元本額	51,575,882円	3,712,146円
2. 受益権の総数	81,828,852口	89,334,819口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日			1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	179,257円	費用控除後の配当等収益額	A	19,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,782,700円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	49,142,722円	収益調整金額	C	33,126,330円
分配準備積立金額	D	25,107,191円	分配準備積立金額	D	31,480,448円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,211,870円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,626,639円
当ファンドの期末残存口数	F	121,676,598口	当ファンドの期末残存口数	F	81,853,833口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,263円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,895円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	121,676円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	81,853円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202,125円	費用控除後の配当等収益額	A	159,688円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,371,208円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	46,919,090円	収益調整金額	C	31,704,514円
分配準備積立金額	D	25,718,350円	分配準備積立金額	D	30,048,627円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	79,210,773円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	61,912,829円
当ファンドの期末残存口数	F	116,155,225口	当ファンドの期末残存口数	F	78,313,593口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,819円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,905円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	116,155円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	78,313円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	189,405円	費用控除後の配当等収益額	A	145,906円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,273,530円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	410,454円
収益調整金額	C	46,941,407円	収益調整金額	C	31,735,680円
分配準備積立金額	D	32,173,155円	分配準備積立金額	D	30,129,594円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	87,577,497円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	62,421,634円
当ファンドの期末残存口数	F	116,184,512口	当ファンドの期末残存口数	F	78,352,541口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,537円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,966円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	116,184円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	78,352円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	161,184円	費用控除後の配当等収益額	A	124,245円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,782,800円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	359,589円
収益調整金額	C	40,591,641円	収益調整金額	C	31,766,411円
分配準備積立金額	D	35,021,871円	分配準備積立金額	D	30,607,537円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	77,557,496円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	62,857,782円
当ファンドの期末残存口数	F	100,445,573口	当ファンドの期末残存口数	F	78,391,071口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,721円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,018円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	100,445円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	78,391円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	139,996円	費用控除後の配当等収益額	A	171,557円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	600,706円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,706,639円
収益調整金額	C	40,282,807円	収益調整金額	C	31,761,403円
分配準備積立金額	D	36,515,225円	分配準備積立金額	D	30,979,279円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	77,538,734円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	74,618,878円
当ファンドの期末残存口数	F	99,590,962口	当ファンドの期末残存口数	F	78,342,709口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,785円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,524円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	99,590円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	78,342円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	145,297円	費用控除後の配当等収益額	A	34,226円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	896,185円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	33,106,266円	収益調整金額	C	42,258,733円
分配準備積立金額	D	30,521,141円	分配準備積立金額	D	42,749,247円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	64,668,889円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	85,042,206円
当ファンドの期末残存口数	F	81,828,852口	当ファンドの期末残存口数	F	89,334,819口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,902円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,519円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	81,828円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	89,334円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,838,572	9,722,984
親投資信託受益証券		
合計	1,838,572	9,722,984

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.5680円	1.6044円
(1万口当たり純資産額)	(15,680円)	(16,044円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(JPYクラス)	109,622,684	140,371,846	
投資信託受益証券 合計		109,622,684	140,371,846	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
	合計	109,722,276	140,471,836	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,551,018	45,476,640
投資信託受益証券	2,453,005,673	2,016,943,220
親投資信託受益証券	100,000	99,990
未収入金	-	22,679,888
流動資産合計	2,499,656,691	2,085,199,738
資産合計	2,499,656,691	2,085,199,738
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,608,176	3,603,386
未払解約金	164,067	22,433,257
未払受託者報酬	68,340	58,579
未払委託者報酬	2,391,848	2,050,268
未払利息	7	63
その他未払費用	9,103	7,801
流動負債合計	7,241,541	28,153,354
負債合計	7,241,541	28,153,354
純資産の部		
元本等		
元本	1,843,270,588	1,441,354,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	649,144,562	615,691,757
（分配準備積立金）	317,604,706	448,856,216
元本等合計	2,492,415,150	2,057,046,384
純資産合計	2,492,415,150	2,057,046,384
負債純資産合計	2,499,656,691	2,085,199,738

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		19,436,493		18,855,367
受取利息		42		64
有価証券売買等損益		434,073,038		133,448,177
営業収益合計		453,509,573		152,303,608
営業費用				
支払利息		3,382		4,272
受託者報酬		403,435		369,303
委託者報酬		14,120,195		12,925,505
その他費用		53,733		49,181
営業費用合計		14,580,745		13,348,261
営業利益又は営業損失（ ）		438,928,828		138,955,347
経常利益又は経常損失（ ）		438,928,828		138,955,347
当期純利益又は当期純損失（ ）		438,928,828		138,955,347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,774,147		1,315,955
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		332,043,688		649,144,562
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,044,067		4,230,460
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,044,067		4,230,460
剰余金減少額又は欠損金増加額		81,956,650		153,972,974
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		81,956,650		153,972,974
分配金		38,141,224		23,981,593
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		649,144,562		615,691,757

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	2,245,857,781円	1,843,270,588円
期中追加設定元本額	12,653,504円	12,116,365円
期中一部解約元本額	415,240,697円	414,032,326円
2. 受益権の総数	1,843,270,588口	1,441,354,627口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日			1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,901,999円	費用控除後の配当等収益額	A	666,475円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,426,654,293円	収益調整金額	C	1,194,859,418円
分配準備積立金額	D	4,957円	分配準備積立金額	D	299,428,235円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,429,561,249円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,494,954,128円
当ファンドの期末残存口数	F	2,070,450,627口	当ファンドの期末残存口数	F	1,739,616,879口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,904円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,593円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	25円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	8,281,802円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,349,042円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,284,992円	費用控除後の配当等収益額	A	3,224,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	53,401,824円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,364,588,101円	収益調整金額	C	1,151,036,796円
分配準備積立金額	D	7,988円	分配準備積立金額	D	284,803,995円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,421,282,905円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,439,065,732円
当ファンドの期末残存口数	F	1,987,876,268口	当ファンドの期末残存口数	F	1,675,702,364口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,149円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,587円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	7,951,505円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,189,255円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,120,449円	費用控除後の配当等収益額	A	3,006,433円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	114,050,364円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,552,311円
収益調整金額	C	1,339,590,152円	収益調整金額	C	1,125,844,550円
分配準備積立金額	D	47,628,484円	分配準備積立金額	D	277,534,127円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,504,389,449円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,435,937,421円
当ファンドの期末残存口数	F	1,951,144,422口	当ファンドの期末残存口数	F	1,638,917,523口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,710円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,761円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	7,804,577円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,097,293円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,015,221円	費用控除後の配当等収益額	A	1,076,920円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	53,316,855円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	174,140円
収益調整金額	C	1,318,608,937円	収益調整金額	C	1,085,469,761円
分配準備積立金額	D	154,470,900円	分配準備積立金額	D	294,922,032円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,529,411,913円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,381,642,853円
当ファンドの期末残存口数	F	1,920,499,852口	当ファンドの期末残存口数	F	1,580,026,995口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,963円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,744円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,801,249円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,950,067円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,907,782円	費用控除後の配当等収益額	A	3,177,793円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	101,867,003円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	197,088,049円
収益調整金額	C	1,289,190,619円	収益調整金額	C	1,043,632,700円
分配準備積立金額	D	201,337,050円	分配準備積立金額	D	279,121,175円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,595,302,454円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,523,019,717円
当ファンドの期末残存口数	F	1,877,566,092口	当ファンドの期末残存口数	F	1,517,020,042口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,496円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	10,039円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,693,915円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,792,550円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,281,400円	費用控除後の配当等収益額	A	842,074円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,096,113円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,265,719,451円	収益調整金額	C	991,834,290円
分配準備積立金額	D	295,835,369円	分配準備積立金額	D	451,617,528円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,587,932,333円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,444,293,892円
当ファンドの期末残存口数	F	1,843,270,588口	当ファンドの期末残存口数	F	1,441,354,627口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,614円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	10,020円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,608,176円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,603,386円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	35,114,894	66,301,528
親投資信託受益証券		
合計	35,114,894	66,301,528

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.3522円	1.4272円
(1万口当たり純資産額)	(13,522円)	(14,272円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(USDクラス)	1,811,517,173	2,016,943,220	
投資信託受益証券 合計		1,811,517,173	2,016,943,220	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
合計		1,811,616,765	2,017,043,210	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	93,712	237,285
投資信託受益証券	2,927,166	11,220,212
親投資信託受益証券	9,999	9,998
未収入金	90,000	-
流動資産合計	3,120,877	11,467,495
資産合計	3,120,877	11,467,495
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,523	9,243
未払解約金	246	-
未払受託者報酬	2,004	318
未払委託者報酬	70,054	11,136
その他未払費用	262	34
流動負債合計	75,089	20,731
負債合計	75,089	20,731
純資産の部		
元本等		
元本	2,523,148	9,243,767
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	522,640	2,202,997
（分配準備積立金）	223,236	1,376,374
元本等合計	3,045,788	11,446,764
純資産合計	3,045,788	11,446,764
負債純資産合計	3,120,877	11,467,495

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		462,091		52,436
有価証券売買等損益		19,060,792		461,790
営業収益合計		19,522,883		514,226
営業費用				
支払利息		42		6
受託者報酬		15,961		1,645
委託者報酬		558,686		57,606
その他費用		2,078		188
営業費用合計		576,767		59,445
営業利益又は営業損失（ ）		18,946,116		454,781
経常利益又は経常損失（ ）		18,946,116		454,781
当期純利益又は当期純損失（ ）		18,946,116		454,781
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		772,465		1,258
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,431,425		522,640
剰余金増加額又は欠損金減少額		96,981		1,289,867
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		96,981		1,289,867
剰余金減少額又は欠損金増加額		18,723,279		7,572
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		18,723,279		7,572
分配金		456,138		55,461
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		522,640		2,202,997

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	91,802,156円	2,523,148円
期中追加設定元本額	801,222円	6,759,697円
期中一部解約元本額	90,080,230円	39,078円
2. 受益権の総数	2,523,148口	9,243,767口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>61,132円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>21,439,409円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>4,546,093円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>26,046,634円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>91,848,473口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>2,835円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	61,132円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	21,439,409円	分配準備積立金額	D	4,546,093円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,046,634円	当ファンドの期末残存口数	F	91,848,473口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,835円	1万口当たり分配金額	H	10円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,756,992円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>223,223円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,980,215円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>9,247,319口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>3,222円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	2,756,992円	分配準備積立金額	D	223,223円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,980,215円	当ファンドの期末残存口数	F	9,247,319口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,222円	1万口当たり分配金額	H	10円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	61,132円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	21,439,409円																																																					
分配準備積立金額	D	4,546,093円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,046,634円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	91,848,473口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,835円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	2,756,992円																																																					
分配準備積立金額	D	223,223円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,980,215円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	9,247,319口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,222円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	91,848円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,247円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	80,501円	費用控除後の配当等収益額	A	9,657円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	220,558円
収益調整金額	C	21,474,839円	収益調整金額	C	2,755,346円
分配準備積立金額	D	4,503,252円	分配準備積立金額	D	213,744円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,058,592円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,199,305円
当ファンドの期末残存口数	F	91,930,709口	当ファンドの期末残存口数	F	9,241,426口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,834円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,461円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	91,930円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,241円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,524円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,491,699円	収益調整金額	C	2,756,325円
分配準備積立金額	D	4,491,247円	分配準備積立金額	D	434,624円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,056,470円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,190,949円
当ファンドの期末残存口数	F	91,988,361口	当ファンドの期末残存口数	F	9,243,987口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,832円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,451円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	91,988円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,243円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	72,128円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,000,415円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,508,578円	収益調整金額	C	2,757,646円
分配準備積立金額	D	4,472,531円	分配準備積立金額	D	425,365円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	27,053,652円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,183,011円
当ファンドの期末残存口数	F	92,047,272口	当ファンドの期末残存口数	F	9,247,775口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,939円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,441円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	92,047円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,247円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,799円	費用控除後の配当等収益額	A	10,706円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,634,302円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	969,211円
収益調整金額	C	20,060,058円	収益調整金額	C	2,756,189円
分配準備積立金額	D	5,072,396円	分配準備積立金額	D	414,941円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	27,840,555円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,151,047円
当ファンドの期末残存口数	F	85,802,545口	当ファンドの期末残存口数	F	9,240,079口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,244円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,492円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	85,802円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,240円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	589,899円	収益調整金額	C	2,757,842円
分配準備積立金額	D	225,759円	分配準備積立金額	D	1,385,617円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	815,658円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,143,459円
当ファンドの期末残存口数	F	2,523,148口	当ファンドの期末残存口数	F	9,243,767口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,232円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	4,482円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,523円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,243円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	10,400	712,831
親投資信託受益証券	1	
合計	10,399	712,831

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.2071円	1.2383円
(1万口当たり純資産額)	(12,071円)	(12,383円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（EU Rクラス）	8,404,024	11,220,212	
投資信託受益証券 合計		8,404,024	11,220,212	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,959	9,998	
親投資信託受益証券 合計		9,959	9,998	
	合計	8,413,983	11,230,210	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,429,377	3,474,443
投資信託受益証券	218,700,913	201,756,962
親投資信託受益証券	100,000	99,990
流動資産合計	223,230,290	205,331,395
資産合計	223,230,290	205,331,395
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	379,120	341,814
未払解約金	247	-
未払受託者報酬	6,089	5,584
未払委託者報酬	213,123	195,357
未払利息	-	4
その他未払費用	804	734
流動負債合計	599,383	543,493
負債合計	599,383	543,493
純資産の部		
元本等		
元本	189,560,053	170,907,360
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,070,854	33,880,542
（分配準備積立金）	32,080,498	40,867,786
元本等合計	222,630,907	204,787,902
純資産合計	222,630,907	204,787,902
負債純資産合計	223,230,290	205,331,395

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		1,547,025		1,608,701
受取利息		1		2
有価証券売買等損益		48,378,865		5,563,912
営業収益合計		49,925,891		7,172,615
営業費用				
支払利息		184		222
受託者報酬		34,187		33,256
委託者報酬		1,196,415		1,163,873
その他費用		4,500		4,374
営業費用合計		1,235,286		1,201,725
営業利益又は営業損失（ ）		48,690,605		5,970,890
経常利益又は経常損失（ ）		48,690,605		5,970,890
当期純利益又は当期純損失（ ）		48,690,605		5,970,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		43,028		144,295
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		12,787,684		33,070,854
剰余金増加額又は欠損金減少額		512,673		83,791
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		464,734		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		47,939		83,791
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,059,036		3,339,578
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,053,872		3,339,578
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,164		-
分配金		2,328,732		2,049,710
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		33,070,854		33,880,542

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	205,399,981円	189,560,053円
期中追加設定元本額	485,745円	420,602円
期中一部解約元本額	16,325,673円	19,073,295円
2. 受益権の総数	189,560,053口	170,907,360口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日			1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	210,182円	費用控除後の配当等収益額	A	32,514円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	82,493,184円	収益調整金額	C	71,176,815円
分配準備積立金額	D	21,824,165円	分配準備積立金額	D	28,882,903円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,527,531円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	100,092,232円
当ファンドの期末残存口数	F	197,997,288口	当ファンドの期末残存口数	F	170,707,407口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,279円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,863円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	395,994円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,414円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	259,865円	費用控除後の配当等収益額	A	267,750円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	60,392円
収益調整金額	C	82,517,900円	収益調整金額	C	71,202,398円
分配準備積立金額	D	21,637,350円	分配準備積立金額	D	28,573,802円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	104,415,115円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	100,104,342円
当ファンドの期末残存口数	F	198,042,380口	当ファンドの期末残存口数	F	170,750,838口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,272円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,862円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	396,084円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,501円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	263,616円	費用控除後の配当等収益額	A	76,643円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	82,453,451円	収益調整金額	C	71,226,589円
分配準備積立金額	D	21,475,986円	分配準備積立金額	D	28,560,158円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	104,193,053円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	99,863,390円
当ファンドの期末残存口数	F	197,871,787口	当ファンドの期末残存口数	F	170,791,756口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,265円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,847円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	395,743円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,583円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	241,321円	費用控除後の配当等収益額	A	55,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,519,686円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	79,357,437円	収益調整金額	C	71,251,487円
分配準備積立金額	D	20,530,420円	分配準備積立金額	D	28,295,157円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	103,648,864円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	99,602,617円
当ファンドの期末残存口数	F	190,418,949口	当ファンドの期末残存口数	F	170,834,378口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,443円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,830円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	380,837円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,668円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	240,604円	費用控除後の配当等収益額	A	283,547円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,787,750円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,227,789円
収益調整金額	C	79,403,260円	収益調整金額	C	71,271,660円
分配準備積立金額	D	23,896,485円	分配準備積立金額	D	28,007,204円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,328,099円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,790,200円
当ファンドの期末残存口数	F	190,477,432口	当ファンドの期末残存口数	F	170,865,218口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,897円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,601円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	380,954円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,730円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,376円	費用控除後の配当等収益額	A	70,782円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	79,029,718円	収益調整金額	C	71,337,384円
分配準備積立金額	D	32,378,242円	分配準備積立金額	D	41,138,818円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	111,489,336円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	112,546,984円
当ファンドの期末残存口数	F	189,560,053口	当ファンドの期末残存口数	F	170,907,360口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,881円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,585円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	379,120円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	341,814円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	658,294	9,159,775
親投資信託受益証券		
合計	658,294	9,159,775

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.1745円	1.1982円
(1万口当たり純資産額)	(11,745円)	(11,982円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(AU Dクラス)	168,102,785	201,756,962	
投資信託受益証券 合計		168,102,785	201,756,962	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
合計		168,202,377	201,856,952	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,548,512	6,755,755
投資信託受益証券	324,088,753	299,409,911
親投資信託受益証券	100,000	99,990
未収入金	10,074,136	-
流動資産合計	342,811,401	306,265,656
資産合計		
	342,811,401	306,265,656
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,297,577	1,094,188
未払解約金	10,174,614	-
未払受託者報酬	9,530	8,919
未払委託者報酬	333,522	312,093
未払利息	1	9
その他未払費用	1,259	1,178
流動負債合計	11,816,503	1,416,387
負債合計		
	11,816,503	1,416,387
純資産の部		
元本等		
元本	648,788,935	547,094,161
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	317,794,037	242,244,892
（分配準備積立金）	8,325	1,635,359
元本等合計	330,994,898	304,849,269
純資産合計		
	330,994,898	304,849,269
負債純資産合計		
	342,811,401	306,265,656

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		4,712,751		9,729,676
受取利息		4		16
有価証券売買等損益		56,216,174		31,788,212
営業収益合計		60,928,929		41,517,904
営業費用				
支払利息		498		552
受託者報酬		59,212		57,011
委託者報酬		2,072,400		1,995,128
その他費用		7,838		7,534
営業費用合計		2,139,948		2,060,225
営業利益又は営業損失（ ）		58,788,981		39,457,679
経常利益又は経常損失（ ）		58,788,981		39,457,679
当期純利益又は当期純損失（ ）		58,788,981		39,457,679
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,907,118		994,634
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		457,985,903		317,794,037
剰余金増加額又は欠損金減少額		101,426,938		47,511,506
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		101,426,938		47,511,506
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,234,841		3,186,156
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,234,841		3,186,156
分配金		12,882,094		7,239,250
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		317,794,037		242,244,892

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	837,660,992円	648,788,935円
期中追加設定元本額	8,344,546円	7,143,773円
期中一部解約元本額	197,216,603円	108,838,547円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	317,794,037円	242,244,892円
3. 受益権の総数	648,788,935口	547,094,161口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																				
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>723,978円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>240,356,954円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>11,779円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>241,092,711円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	723,978円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	240,356,954円	分配準備積立金額	D	11,779円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	241,092,711円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,040,221円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>186,360,406円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,087円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>187,408,714円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,040,221円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	186,360,406円	分配準備積立金額	D	8,087円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	187,408,714円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	723,978円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	240,356,954円																																			
分配準備積立金額	D	11,779円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	241,092,711円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	1,040,221円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	186,360,406円																																			
分配準備積立金額	D	8,087円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	187,408,714円																																			

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	781,005,315口	当ファンドの期末残存口数	F	630,762,792口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,086円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,971円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	3,124,021円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,261,525円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	901,377円	費用控除後の配当等収益額	A	1,363,896円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	223,669,896円	収益調整金額	C	185,682,105円
分配準備積立金額	D	30,825円	分配準備積立金額	D	38,741円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	224,602,098円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	187,084,742円
当ファンドの期末残存口数	F	734,182,033口	当ファンドの期末残存口数	F	629,308,135口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,059円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,972円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,936,728円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,258,616円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	572,269円	費用控除後の配当等収益額	A	1,488,885円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	208,997,548円	収益調整金額	C	183,933,327円
分配準備積立金額	D	48,113円	分配準備積立金額	D	142,499円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	209,617,930円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	185,564,711円
当ファンドの期末残存口数	F	692,382,917口	当ファンドの期末残存口数	F	623,380,718口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,027円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,976円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,769,531円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,246,761円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	610,945円	費用控除後の配当等収益額	A	1,333,496円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	207,011,340円	収益調整金額	C	182,316,058円
分配準備積立金額	D	66,431円	分配準備積立金額	D	380,906円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207,688,716円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	184,030,460円
当ファンドの期末残存口数	F	693,150,754口	当ファンドの期末残存口数	F	617,898,465口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,996円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,978円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,386,301円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,235,796円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	626,719円	費用控除後の配当等収益額	A	1,857,469円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	203,516,833円	収益調整金額	C	168,531,660円
分配準備積立金額	D	52,780円	分配準備積立金額	D	441,982円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	204,196,332円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	170,831,111円
当ファンドの期末残存口数	F	683,968,228口	当ファンドの期末残存口数	F	571,182,289口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,985円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,990円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,367,936円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,142,364円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	596,527円	費用控除後の配当等収益額	A	1,622,207円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	192,335,242円	収益調整金額	C	161,425,608円
分配準備積立金額	D	60,586円	分配準備積立金額	D	1,107,340円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,992,355円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	164,155,155円
当ファンドの期末残存口数	F	648,788,935口	当ファンドの期末残存口数	F	547,094,161口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,974円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,000円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,297,577円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,094,188円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,553,750	31,771,365
親投資信託受益証券		
合計	2,553,750	31,771,365

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.5102円	0.5572円
(1万口当たり純資産額)	(5,102円)	(5,572円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（BR Lクラス）	502,028,691	299,409,911	
投資信託受益証券 合計		502,028,691	299,409,911	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
合計		502,128,283	299,509,901	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,212,063	3,357,401
投資信託受益証券	201,668,465	200,910,343
親投資信託受益証券	100,000	99,990
流動資産合計	206,980,528	204,367,734
資産合計	206,980,528	204,367,734
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,031,989	994,565
未払受託者報酬	5,513	5,733
未払委託者報酬	192,936	200,562
未払利息	-	4
その他未払費用	722	753
流動負債合計	1,231,160	1,201,617
負債合計	1,231,160	1,201,617
純資産の部		
元本等		
元本	206,397,965	198,913,149
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	648,597	4,252,968
（分配準備積立金）	33,124,457	54,637,455
元本等合計	205,749,368	203,166,117
純資産合計	205,749,368	203,166,117
負債純資産合計	206,980,528	204,367,734

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		5,141,497		6,340,423
受取利息		2		5
有価証券売買等損益		44,546,711		6,939,691
営業収益合計		49,688,210		13,280,119
営業費用				
支払利息		183		278
受託者報酬		31,425		34,482
委託者報酬		1,099,857		1,206,754
その他費用		4,132		4,538
営業費用合計		1,135,597		1,246,052
営業利益又は営業損失（ ）		48,552,613		12,034,067
経常利益又は経常損失（ ）		48,552,613		12,034,067
当期純利益又は当期純損失（ ）		48,552,613		12,034,067
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		137,811		837,076
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		42,746,378		648,597
剰余金増加額又は欠損金減少額		444,238		87,948
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		444,238		2,611
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		85,337
剰余金減少額又は欠損金増加額		452,357		239,012
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		203,287
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		452,357		35,725
分配金		6,308,902		6,144,362
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		648,597		4,252,968

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	210,874,695円	206,397,965円
期中追加設定元本額	4,315,455円	3,950,316円
期中一部解約元本額	8,792,185円	11,435,132円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	648,597円	円
3. 受益権の総数	206,397,965口	198,913,149口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																				
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>748,895円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>103,424,628円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>32,735,328円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>136,908,851円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	748,895円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	103,424,628円	分配準備積立金額	D	32,735,328円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	136,908,851円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>702,419円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>101,906,090円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>33,113,705円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>135,722,214円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	702,419円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	101,906,090円	分配準備積立金額	D	33,113,705円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,722,214円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	748,895円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	103,424,628円																																			
分配準備積立金額	D	32,735,328円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	136,908,851円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	702,419円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	101,906,090円																																			
分配準備積立金額	D	33,113,705円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,722,214円																																			

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	211,345,469口	当ファンドの期末残存口数	F	206,971,006口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,477円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,557円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,056,727円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,034,855円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	854,610円	費用控除後の配当等収益額	A	990,470円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,686,144円
収益調整金額	C	103,864,263円	収益調整金額	C	102,324,102円
分配準備積立金額	D	32,416,639円	分配準備積立金額	D	32,773,999円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	137,135,512円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	137,774,715円
当ファンドの期末残存口数	F	212,012,484口	当ファンドの期末残存口数	F	207,602,071口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,468円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,636円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,060,062円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,038,010円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	854,628円	費用控除後の配当等収益額	A	950,520円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,244,972円
収益調整金額	C	104,336,891円	収益調整金額	C	102,735,318円
分配準備積立金額	D	32,210,502円	分配準備積立金額	D	34,401,673円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	137,402,021円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	140,332,483円
当ファンドの期末残存口数	F	212,747,672口	当ファンドの期末残存口数	F	208,209,633口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,458円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,739円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,063,738円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,041,048円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	850,978円	費用控除後の配当等収益額	A	981,816円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,028,881円
収益調整金額	C	104,751,902円	収益調整金額	C	103,166,011円
分配準備積立金額	D	31,995,390円	分配準備積立金額	D	36,542,127円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	137,598,270円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,718,835円
当ファンドの期末残存口数	F	213,385,858口	当ファンドの期末残存口数	F	208,832,395口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,448円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,786円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,066,929円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,044,161円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	705,598円	費用控除後の配当等収益額	A	1,146,697円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	19,064,846円
収益調整金額	C	101,177,320円	収益調整金額	C	98,099,638円
分配準備積立金額	D	30,559,084円	分配準備積立金額	D	35,510,071円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	132,442,002円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,821,252円
当ファンドの期末残存口数	F	205,891,589口	当ファンドの期末残存口数	F	198,344,615口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,432円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,755円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,029,457円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	991,723円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	929,432円	費用控除後の配当等収益額	A	906,135円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,012,668円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	101,521,434円	収益調整金額	C	98,541,856円
分配準備積立金額	D	30,214,346円	分配準備積立金額	D	54,725,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,677,880円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,173,876円
当ファンドの期末残存口数	F	206,397,965口	当ファンドの期末残存口数	F	198,913,149口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,573円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,750円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,031,989円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	994,565円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	9,978,387	18,503,736
親投資信託受益証券		
合計	9,978,387	18,503,736

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9969円	1.0214円
(1万口当たり純資産額)	(9,969円)	(10,214円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(MXNクラス)	253,802,860	200,910,343	
投資信託受益証券 合計		253,802,860	200,910,343	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
合計		253,902,452	201,010,333	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,331,754	9,516,616
投資信託受益証券	149,264,654	244,688,545
親投資信託受益証券	10,000	9,999
未収入金	5,290,784	-
流動資産合計	157,897,192	254,215,160
資産合計	157,897,192	254,215,160
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,240,578	1,995,637
未払解約金	36,638	2,448,837
未払受託者報酬	4,428	4,187
未払委託者報酬	154,927	146,485
未払利息	-	13
その他未払費用	579	550
流動負債合計	1,437,150	4,595,709
負債合計	1,437,150	4,595,709
純資産の部		
元本等		
元本	310,144,539	498,909,335
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	153,684,497	249,289,884
（分配準備積立金）	25,932,417	9,663,261
元本等合計	156,460,042	249,619,451
純資産合計	156,460,042	249,619,451
負債純資産合計	157,897,192	254,215,160

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		12,969,533		24,889,548
受取利息		2		6
有価証券売買等損益		24,848,090		2,398,674
営業収益合計		37,817,625		27,288,228
営業費用				
支払利息		224		2,254
受託者報酬		28,271		38,492
委託者報酬		989,419		1,347,225
その他費用		3,714		5,077
営業費用合計		1,021,628		1,393,048
営業利益又は営業損失（ ）		36,795,997		25,895,180
経常利益又は経常損失（ ）		36,795,997		25,895,180
当期純利益又は当期純損失（ ）		36,795,997		25,895,180
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		469,786		5,431,853
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		240,493,081		153,684,497
剰余金増加額又は欠損金減少額		66,628,101		485,480,448
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		66,628,101		485,480,448
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,562,294		590,392,389
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,562,294		590,392,389
分配金		10,523,006		11,156,773
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		153,684,497		249,289,884

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	424,627,926円	310,144,539円
期中追加設定元本額	12,786,947円	1,145,901,937円
期中一部解約元本額	127,270,334円	957,137,141円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	153,684,497円	249,289,884円
3. 受益権の総数	310,144,539口	498,909,335口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																				
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,642,060円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>283,379,901円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>32,672,554円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>317,694,515円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,642,060円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	283,379,901円	分配準備積立金額	D	32,672,554円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	317,694,515円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,591,526円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>210,777,274円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>25,216,015円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>238,584,815円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,591,526円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	210,777,274円	分配準備積立金額	D	25,216,015円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,584,815円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	1,642,060円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	283,379,901円																																			
分配準備積立金額	D	32,672,554円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	317,694,515円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	2,591,526円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	210,777,274円																																			
分配準備積立金額	D	25,216,015円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,584,815円																																			

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	408,465,147口	当ファンドの期末残存口数	F	302,557,889口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,777円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,885円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,450,790円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,210,231円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,959,252円	費用控除後の配当等収益額	A	5,700,269円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	241,344,956円	収益調整金額	C	542,946,171円
分配準備積立金額	D	27,027,402円	分配準備積立金額	D	26,591,916円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	270,331,610円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	575,238,356円
当ファンドの期末残存口数	F	347,735,511口	当ファンドの期末残存口数	F	725,961,382口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,774円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,923円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,086,413円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,903,845円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,107,584円	費用控除後の配当等収益額	A	5,566,967円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	239,248,316円	収益調整金額	C	544,048,038円
分配準備積立金額	D	26,243,798円	分配準備積立金額	D	29,278,928円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	267,599,698円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	578,893,933円
当ファンドの期末残存口数	F	344,139,806口	当ファンドの期末残存口数	F	727,218,769口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,775円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,960円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,064,838円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,908,875円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,145,020円	費用控除後の配当等収益額	A	2,503,754円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	240,050,284円	収益調整金額	C	235,112,184円
分配準備積立金額	D	26,262,425円	分配準備積立金額	D	5,612,578円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	268,457,729円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,228,516円
当ファンドの期末残存口数	F	345,146,503口	当ファンドの期末残存口数	F	303,950,587口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,778円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,002円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,380,586円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,215,802円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,920,307円	費用控除後の配当等収益額	A	2,071,096円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,020,605円
収益調整金額	C	226,120,893円	収益調整金額	C	178,393,214円
分配準備積立金額	D	25,331,928円	分配準備積立金額	D	5,217,968円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	253,373,128円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	190,702,883円
当ファンドの期末残存口数	F	324,950,372口	当ファンドの期末残存口数	F	230,595,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,797円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,269円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,299,801円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	922,383円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,561,115円	費用控除後の配当等収益額	A	1,585,407円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	215,977,525円	収益調整金額	C	402,911,035円
分配準備積立金額	D	24,611,880円	分配準備積立金額	D	10,073,491円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,150,520円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	414,569,933円
当ファンドの期末残存口数	F	310,144,539口	当ファンドの期末残存口数	F	498,909,335口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,839円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,309円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,240,578円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,995,637円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	531,191	4,522,723
親投資信託受益証券		
合計	531,191	4,522,723

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.5045円	0.5003円
(1万口当たり純資産額)	(5,045円)	(5,003円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(TRYクラス)	923,004,697	244,688,545	
投資信託受益証券 合計		923,004,697	244,688,545	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,999	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,999	
合計		923,014,657	244,698,544	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,168,548	41,465,667
投資信託受益証券	2,334,276,506	1,924,072,546
親投資信託受益証券	10,026	10,025
未収入金	107,099,060	-
流動資産合計	2,494,554,140	1,965,548,238
資産合計		
	2,494,554,140	1,965,548,238
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,215,446	8,840,775
未払解約金	99,620,032	2,978,415
未払受託者報酬	69,489	54,492
未払委託者報酬	2,431,987	1,907,268
未払利息	8	57
その他未払費用	9,254	7,257
流動負債合計	114,346,216	13,788,264
負債合計		
	114,346,216	13,788,264
純資産の部		
元本等		
元本	6,107,723,071	4,420,387,556
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,727,515,147	2,468,627,582
（分配準備積立金）	70,684	8,195,011
元本等合計	2,380,207,924	1,951,759,974
純資産合計		
	2,380,207,924	1,951,759,974
負債純資産合計		
	2,494,554,140	1,965,548,238

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		67,144,484		74,628,747
受取利息		42		54
有価証券売買等損益		451,343,494		269,670,966
営業収益合計		518,488,020		344,299,767
営業費用				
支払利息		3,497		3,818
受託者報酬		420,477		348,634
委託者報酬		14,716,508		12,202,460
その他費用		56,002		46,427
営業費用合計		15,196,484		12,601,339
営業利益又は営業損失（ ）		503,291,536		331,698,428
経常利益又は経常損失（ ）		503,291,536		331,698,428
当期純利益又は当期純損失（ ）		503,291,536		331,698,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,864,035		18,083,261
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,081,720,859		3,727,515,147
剰余金増加額又は欠損金減少額		997,088,160		1,022,077,287
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		997,088,160		1,022,077,287
剰余金減少額又は欠損金増加額		40,346,920		17,273,266
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		40,346,920		17,273,266
分配金		102,963,029		59,531,623
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,727,515,147		2,468,627,582

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	7,629,651,801円	6,107,723,071円
期中追加設定元本額	63,199,263円	29,389,153円
期中一部解約元本額	1,585,127,993円	1,716,724,668円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,727,515,147円	2,468,627,582円
3. 受益権の総数	6,107,723,071口	4,420,387,556口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																				
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,373,710円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,424,911,734円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>652,331円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,434,937,775円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,373,710円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	4,424,911,734円	分配準備積立金額	D	652,331円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,434,937,775円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,139,297円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,431,143,096円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>66,300円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,440,348,693円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,139,297円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	3,431,143,096円	分配準備積立金額	D	66,300円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,440,348,693円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	9,373,710円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	4,424,911,734円																																			
分配準備積立金額	D	652,331円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,434,937,775円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	9,139,297円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	3,431,143,096円																																			
分配準備積立金額	D	66,300円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,440,348,693円																																			

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの期末残存口数	F	7,323,862,130口	当ファンドの期末残存口数	F	5,734,037,943口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,055円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,999円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	21,971,586円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	11,468,075円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,806,597円	費用控除後の配当等収益額	A	11,896,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,258,871,676円	収益調整金額	C	3,113,528,675円
分配準備積立金額	D	486,586円	分配準備積立金額	D	28,252円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,270,164,859円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,125,453,323円
当ファンドの期末残存口数	F	7,068,931,547口	当ファンドの期末残存口数	F	5,206,764,631口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,040円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,002円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	21,206,794円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	10,413,529円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,956,571円	費用控除後の配当等収益額	A	9,528,103円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,150,153,374円	収益調整金額	C	2,984,341,511円
分配準備積立金額	D	672,730円	分配準備積立金額	D	1,447,249円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,161,782,675円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	2,995,316,863円
当ファンドの期末残存口数	F	6,905,664,406口	当ファンドの期末残存口数	F	4,990,723,025口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,026円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,001円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	20,716,993円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,981,446円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,596,369円	費用控除後の配当等収益額	A	11,190,121円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,069,079,455円	収益調整金額	C	2,871,835,829円
分配準備積立金額	D	569,235円	分配準備積立金額	D	955,675円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,080,245,059円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,883,981,625円
当ファンドの期末残存口数	F	6,786,562,496口	当ファンドの期末残存口数	F	4,802,570,005口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,012円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,005円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,573,124円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,605,140円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,531,215円	費用控除後の配当等収益額	A	12,981,361円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,978,279,002円	収益調整金額	C	2,757,485,221円
分配準備積立金額	D	300,152円	分配準備積立金額	D	2,437,453円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,989,110,369円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,772,904,035円
当ファンドの期末残存口数	F	6,639,543,262口	当ファンドの期末残存口数	F	4,611,329,104口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,008円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,013円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,279,086円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,222,658円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,651,778円	費用控除後の配当等収益額	A	11,105,697円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,657,187,521円	収益調整金額	C	2,643,324,519円
分配準備積立金額	D	191,262円	分配準備積立金額	D	5,930,089円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,667,030,561円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,660,360,305円
当ファンドの期末残存口数	F	6,107,723,071口	当ファンドの期末残存口数	F	4,420,387,556口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,003円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,018円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,215,446円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,840,775円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	15,920,691	59,418,210
親投資信託受益証券		
合計	15,920,691	59,418,210

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.3897円	0.4415円
(1万口当たり純資産額)	(3,897円)	(4,415円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(RUBクラス)	5,511,522,620	1,924,072,546	
投資信託受益証券 合計		5,511,522,620	1,924,072,546	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,986	10,025	
親投資信託受益証券 合計		9,986	10,025	
合計		5,511,532,606	1,924,082,571	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	346,922	366,971
投資信託受益証券	18,983,207	20,758,431
親投資信託受益証券	10,000	9,999
流動資産合計	19,340,129	21,135,401
資産合計	19,340,129	21,135,401
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	58,737	59,535
未払解約金	57	11
未払受託者報酬	527	580
未払委託者報酬	18,345	20,227
その他未払費用	62	66
流動負債合計	77,728	80,419
負債合計	77,728	80,419
純資産の部		
元本等		
元本	11,747,511	11,907,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,514,890	9,147,982
（分配準備積立金）	4,415,724	6,793,522
元本等合計	19,262,401	21,054,982
純資産合計	19,262,401	21,054,982
負債純資産合計	19,340,129	21,135,401

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		344,002		453,982
有価証券売買等損益		3,524,053		1,538,605
営業収益合計		3,868,055		1,992,587
営業費用				
支払利息		8		1
受託者報酬		2,903		3,292
委託者報酬		101,480		115,012
その他費用		338		388
営業費用合計		104,729		118,693
営業利益又は営業損失（ ）		3,763,326		1,873,894
経常利益又は経常損失（ ）		3,763,326		1,873,894
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,763,326		1,873,894
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		140,632		4,921
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,936,203		7,514,890
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,221,429		182,032
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,221,429		182,032
剰余金減少額又は欠損金増加額		915,056		63,459
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		915,056		63,459
分配金		350,380		354,454
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,514,890		9,147,982

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	11,320,295円	11,747,511円
期中追加設定元本額	2,679,769円	255,248円
期中一部解約元本額	2,252,553円	95,759円
2. 受益権の総数	11,747,511口	11,907,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日																																																						
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日	1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>39,104円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,731,883円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,524,313円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>10,295,300円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,736,613口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>8,083円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,104円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	6,731,883円	分配準備積立金額	D	3,524,313円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,295,300円	当ファンドの期末残存口数	F	12,736,613口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,083円	1万口当たり分配金額	H	50円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>55,498円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,593,787円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>4,415,610円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>11,064,895円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,770,935口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	55,498円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	6,593,787円	分配準備積立金額	D	4,415,610円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,064,895円	当ファンドの期末残存口数	F	11,770,935口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,400円	1万口当たり分配金額	H	50円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	39,104円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	6,731,883円																																																					
分配準備積立金額	D	3,524,313円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,295,300円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	12,736,613口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,083円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	55,498円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																					
収益調整金額	C	6,593,787円																																																					
分配準備積立金額	D	4,415,610円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,064,895円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	11,770,935口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,400円																																																					
1万口当たり分配金額	H	50円																																																					

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	63,683円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,854円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	55,373円	費用控除後の配当等収益額	A	71,886円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	403,259円
収益調整金額	C	6,160,103円	収益調整金額	C	6,611,763円
分配準備積立金額	D	2,940,085円	分配準備積立金額	D	4,397,743円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	9,155,561円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,484,651円
当ファンドの期末残存口数	F	11,328,065口	当ファンドの期末残存口数	F	11,774,490口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,082円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,753円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	56,640円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,872円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,151円	費用控除後の配当等収益額	A	61,898円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	444,591円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	95,483円
収益調整金額	C	6,186,446円	収益調整金額	C	6,627,237円
分配準備積立金額	D	2,937,380円	分配準備積立金額	D	4,810,689円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	9,616,568円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,595,307円
当ファンドの期末残存口数	F	11,359,016口	当ファンドの期末残存口数	F	11,786,951口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,466円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,837円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	56,795円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,934円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,169円	費用控除後の配当等収益額	A	59,352円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	479,202円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	6,262,222円	収益調整金額	C	6,647,119円
分配準備積立金額	D	3,371,637円	分配準備積立金額	D	4,908,729円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	10,161,230円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,615,200円
当ファンドの期末残存口数	F	11,447,021口	当ファンドの期末残存口数	F	11,806,777口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,876円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,837円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	57,235円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,033円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52,126円	費用控除後の配当等収益額	A	82,367円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	552,529円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,890,128円
収益調整金額	C	6,278,300円	収益調整金額	C	6,698,850円
分配準備積立金額	D	3,835,513円	分配準備積立金額	D	4,895,144円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	10,718,468円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	13,566,489円
当ファンドの期末残存口数	F	11,458,087口	当ファンドの期末残存口数	F	11,845,261口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,354円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,453円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	57,290円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,226円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,017円	費用控除後の配当等収益額	A	52,649円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	42,625円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	6,571,706円	収益調整金額	C	6,777,394円
分配準備積立金額	D	4,358,819円	分配準備積立金額	D	6,800,408円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,046,167円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	13,630,451円
当ファンドの期末残存口数	F	11,747,511口	当ファンドの期末残存口数	F	11,907,000口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	9,402円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	11,447円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	58,737円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	59,535円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	49,807	901,500
親投資信託受益証券		
合計	49,807	901,500

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.6397円	1.7683円
(1万口当たり純資産額)	(16,397円)	(17,683円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(CNYクラス)	20,530,542	20,758,431	
投資信託受益証券 合計		20,530,542	20,758,431	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,999	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,999	
合計		20,540,502	20,768,430	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	176,998	281,186
投資信託受益証券	7,337,696	8,625,525
親投資信託受益証券	10,000	9,999
未収入金	142,260	-
流動資産合計	7,666,954	8,916,710
資産合計	7,666,954	8,916,710
負債の部		
流動負債		
未払金	-	67,269
未払収益分配金	34,250	38,737
未払解約金	136,261	573
未払受託者報酬	209	309
未払委託者報酬	7,147	10,734
その他未払費用	26	37
流動負債合計	177,893	117,659
負債合計	177,893	117,659
純資産の部		
元本等		
元本	6,850,120	7,747,562
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	638,941	1,051,489
（分配準備積立金）	552,852	678,996
元本等合計	7,489,061	8,799,051
純資産合計	7,489,061	8,799,051
負債純資産合計	7,666,954	8,916,710

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		206,861		270,592
有価証券売買等損益		1,947,134		221,984
営業収益合計		2,153,995		48,608
営業費用				
支払利息		-		13
受託者報酬		1,113		1,474
委託者報酬		39,027		51,433
その他費用		153		180
営業費用合計		40,293		53,100
営業利益又は営業損失（ ）		2,113,702		4,492
経常利益又は経常損失（ ）		2,113,702		4,492
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,113,702		4,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		26,790		567,774
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,308,843		638,941
剰余金増加額又は欠損金減少額		105,382		2,015,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		91,640		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,742		2,015,325
剰余金減少額又は欠損金増加額		36,078		1,910,154
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,845		1,910,154
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		21,233		-
分配金		208,432		255,905
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		638,941		1,051,489

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	7,313,231円	6,850,120円
期中追加設定元本額	625,528円	10,040,283円
期中一部解約元本額	1,088,639円	9,142,841円
2. 受益権の総数	6,850,120口	7,747,562口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1. 分配金の計算過程 第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日			1. 分配金の計算過程 第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,338円	費用控除後の配当等収益額	A	30,654円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,436,005円	収益調整金額	C	4,434,822円
分配準備積立金額	D	621,617円	分配準備積立金額	D	549,045円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,083,960円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,014,521円
当ファンドの期末残存口数	F	6,988,180口	当ファンドの期末残存口数	F	6,895,802口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,275円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,271円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,940円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,479円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,788円	費用控除後の配当等収益額	A	41,447円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	190,889円
収益調整金額	C	4,490,904円	収益調整金額	C	5,052,976円
分配準備積立金額	D	606,246円	分配準備積立金額	D	530,520円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,127,938円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,815,832円
当ファンドの期末残存口数	F	7,054,138口	当ファンドの期末残存口数	F	7,728,891口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,269円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,524円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	35,270円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	38,644円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,653円	費用控除後の配当等収益額	A	36,412円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,460,658円	収益調整金額	C	5,379,669円
分配準備積立金額	D	583,371円	分配準備積立金額	D	637,945円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,079,682円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	6,054,026円
当ファンドの期末残存口数	F	6,986,071口	当ファンドの期末残存口数	F	8,046,633口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,271円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,523円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,930円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	40,233円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,865円	費用控除後の配当等収益額	A	35,102円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,395,522円	収益調整金額	C	5,143,215円
分配準備積立金額	D	570,484円	分配準備積立金額	D	557,555円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,002,871円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,735,872円
当ファンドの期末残存口数	F	6,876,865口	当ファンドの期末残存口数	F	7,627,657口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,274円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,519円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,384円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	38,138円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,559円	費用控除後の配当等収益額	A	46,034円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	773,459円
収益調整金額	C	4,437,985円	収益調整金額	C	9,309,227円
分配準備積立金額	D	570,411円	分配準備積立金額	D	532,582円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,040,955円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	10,661,302円
当ファンドの期末残存口数	F	6,931,779口	当ファンドの期末残存口数	F	13,134,947口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,272円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,116円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,658円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	65,674円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,631円	費用控除後の配当等収益額	A	36,278円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	4,397,930円	収益調整金額	C	5,568,860円
分配準備積立金額	D	549,471円	分配準備積立金額	D	681,455円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,985,032円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	6,286,593円
当ファンドの期末残存口数	F	6,850,120口	当ファンドの期末残存口数	F	7,747,562口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,277円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	8,114円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	34,250円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	38,737円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	280,252	603,079
親投資信託受益証券		
合計	280,252	603,079

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0933円	1.1357円
(1万口当たり純資産額)	(10,933円)	(11,357円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(ZARクラス)	11,560,817	8,625,525	
投資信託受益証券 合計		11,560,817	8,625,525	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,960	9,999	
親投資信託受益証券 合計		9,960	9,999	
合計		11,570,777	8,635,524	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,009,405	922,165
投資信託受益証券	41,781,874	43,733,319
親投資信託受益証券	100,000	99,990
流動資産合計	42,891,279	44,755,474
資産合計	42,891,279	44,755,474
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	193,196	188,632
未払解約金	229	-
未払受託者報酬	1,159	1,227
未払委託者報酬	40,592	42,899
未払利息	-	1
その他未払費用	149	154
流動負債合計	235,325	232,913
負債合計	235,325	232,913
純資産の部		
元本等		
元本	32,199,473	31,438,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,456,481	13,083,824
（分配準備積立金）	7,185,547	10,344,667
元本等合計	42,655,954	44,522,561
純資産合計	42,655,954	44,522,561
負債純資産合計	42,891,279	44,755,474

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	令和 2年10月15日 令和 3年 4月14日	自 至	令和 3年 4月15日 令和 3年10月14日
営業収益				
配当株式		1,048,226		1,235,169
有価証券売買等損益		7,354,632		3,046,202
営業収益合計		8,402,858		4,281,371
営業費用				
支払利息		5		11
受託者報酬		6,810		7,092
委託者報酬		238,349		248,223
その他費用		846		901
営業費用合計		246,010		256,227
営業利益又は営業損失（ ）		8,156,848		4,025,144
経常利益又は経常損失（ ）		8,156,848		4,025,144
当期純利益又は当期純損失（ ）		8,156,848		4,025,144
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		24,011		24,137
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,920,936		10,456,481
剰余金増加額又は欠損金減少額		523,715		420,031
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		523,715		420,031
剰余金減少額又は欠損金増加額		981,316		652,316
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		981,316		652,316
分配金		1,187,713		1,141,379
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		10,456,481		13,083,824

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 4月14日現在]	当期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	33,967,795円	32,199,473円
期中追加設定元本額	1,804,815円	1,084,753円
期中一部解約元本額	3,573,137円	1,845,489円
2. 受益権の総数	32,199,473口	31,438,737口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程
第83期 令和 2年10月15日 令和 2年11月16日			第89期 令和 3年 4月15日 令和 3年 5月14日
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	143,909円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
	収益調整金額	C	11,924,384円
	分配準備積立金額	D	8,215,043円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,283,336円
	当ファンドの期末残存口数	F	33,991,798口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,967円
	1万口当たり分配金額	H	60円
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	169,244円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
	収益調整金額	C	11,658,530円
	分配準備積立金額	D	7,129,915円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,957,689円
	当ファンドの期末残存口数	F	32,052,728口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,914円
	1万口当たり分配金額	H	60円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	203,950円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	192,316円
第84期 令和 2年11月17日 令和 2年12月14日			第90期 令和 3年 5月15日 令和 3年 6月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	137,655円	費用控除後の配当等収益額	A	200,926円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	11,650,680円	収益調整金額	C	11,736,178円
分配準備積立金額	D	7,915,438円	分配準備積立金額	D	7,104,383円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,703,773円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,041,487円
当ファンドの期末残存口数	F	33,122,196口	当ファンドの期末残存口数	F	32,180,400口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,948円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,917円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	198,733円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	193,082円
第85期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月14日			第91期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	152,379円	費用控除後の配当等収益額	A	145,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	11,768,070円	収益調整金額	C	11,616,108円
分配準備積立金額	D	7,853,362円	分配準備積立金額	D	6,909,371円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,773,811円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	18,670,987円
当ファンドの期末残存口数	F	33,319,752口	当ファンドの期末残存口数	F	31,628,946口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,934円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,903円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	199,918円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	189,773円
第86期 令和 3年 1月15日 令和 3年 2月15日			第92期 令和 3年 7月15日 令和 3年 8月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	168,223円	費用控除後の配当等収益額	A	172,460円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	11,966,294円	収益調整金額	C	11,587,286円
分配準備積立金額	D	7,802,559円	分配準備積立金額	D	6,827,311円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,937,076円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	18,587,057円
当ファンドの期末残存口数	F	33,649,371口	当ファンドの期末残存口数	F	31,514,584口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,924円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,897円

前期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			当期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	201,896円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	189,087円
第87期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第93期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	157,162円	費用控除後の配当等収益額	A	212,056円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,660,691円
収益調整金額	C	11,377,276円	収益調整金額	C	11,618,411円
分配準備積立金額	D	7,198,573円	分配準備積立金額	D	6,722,971円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	18,733,011円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,214,129円
当ファンドの期末残存口数	F	31,670,163口	当ファンドの期末残存口数	F	31,414,986口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,915円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,071円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	190,020円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	188,489円
第88期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月14日			第94期 令和 3年 9月15日 令和 3年10月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	213,066円	費用控除後の配当等収益額	A	154,271円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	11,688,704円	収益調整金額	C	11,663,393円
分配準備積立金額	D	7,165,677円	分配準備積立金額	D	10,379,028円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	19,067,447円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,196,692円
当ファンドの期末残存口数	F	32,199,473口	当ファンドの期末残存口数	F	31,438,737口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	5,921円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	7,060円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	193,196円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	188,632円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	269,320	1,924,336
親投資信託受益証券		
合計	269,320	1,924,336

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期	当期
	[令和 3年 4月14日現在]	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.3247円	1.4162円
(1万口当たり純資産額)	(13,247円)	(14,162円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(I D Rクラス)	41,453,383	43,733,319	
投資信託受益証券 合計		41,453,383	43,733,319	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,592	99,990	
親投資信託受益証券 合計		99,592	99,990	
	合計	41,552,975	43,833,309	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファンド (年2回決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	539,146	94,515
親投資信託受益証券	26,344,471	4,541,041
未収入金	-	2
流動資産合計	26,883,617	4,635,558
資産合計	26,883,617	4,635,558
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	55	130
未払委託者報酬	728	1,414
その他未払費用	170	205
流動負債合計	953	1,749
負債合計	953	1,749
純資産の部		
元本等		
元本	26,934,660	4,643,414
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	51,996	9,605
元本等合計	26,882,664	4,633,809
純資産合計	26,882,664	4,633,809
負債純資産合計	26,883,617	4,635,558

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期		第16期	
	自	令和 2年10月15日	自	令和 3年 4月15日
	至	令和 3年 4月14日	至	令和 3年10月14日
営業収益				
有価証券売買等損益		4		2,630
営業収益合計		4		2,630
営業費用				
支払利息		15		42
受託者報酬		55		130
委託者報酬		728		1,414
その他費用		170		205
営業費用合計		968		1,791
営業利益又は営業損失（ ）		972		4,421
経常利益又は経常損失（ ）		972		4,421
当期純利益又は当期純損失（ ）		972		4,421
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		62		3,812
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,240		51,996
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,492		44,522
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		14,492		44,522
剰余金減少額又は欠損金増加額		61,214		1,522
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		61,214		1,522
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		51,996		9,605

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
1. 期首元本額	2,311,925円	26,934,660円
期中追加設定元本額	32,638,976円	724,497円
期中一部解約元本額	8,016,241円	23,015,743円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	51,996円	9,605円
3. 受益権の総数	26,934,660口	4,643,414口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日			第16期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	221,938円	収益調整金額	C	38,261円
分配準備積立金額	D	円	分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	221,938円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,261円
当ファンドの期末残存口数	F	26,934,660口	当ファンドの期末残存口数	F	4,643,414口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円
1万口当たり分配金額	H	円	1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第16期 自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>

区分	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	10,494	2,712
合計	10,494	2,712

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第15期 [令和 3年 4月14日現在]	第16期 [令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9981円	0.9979円
(1万口当たり純資産額)	(9,981円)	(9,979円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	4,522,950	4,541,041	
合計		4,522,950	4,541,041	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年10月14日現在]

資産の部		
流動資産		
コール・ローン		81,377,954
流動資産合計		81,377,954
資産合計		81,377,954
負債の部		
流動負債		
未払解約金		24
未払利息		113
流動負債合計		137
負債合計		137
純資産の部		

[令和 3年10月14日現在]

元本等	
元本	81,051,398
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	326,419
元本等合計	81,377,817
純資産合計	81,377,817
負債純資産合計	81,377,954

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 3年10月14日現在]
1. 期首	令和 3年 4月15日
期首元本額	167,226,111円
期中追加設定元本額	3,396,673円
期中一部解約元本額	89,571,386円
元本の内訳	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	63,780,196円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円

[令和 3年10月14日現在]

トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)為替ヘッジなし コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)円コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インド・ルピー コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インドネシア・ル ピアコース(毎月決算型)	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(1 年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(毎 月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (1年決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (毎月決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(1年決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(毎月決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース (1年決算型)	9,960円

	[令和 3年10月14日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（1年決算型）	1,297,940円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	4,522,950円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	81,051,398円
2. 受益権の総数	81,051,398口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 4月15日 至 令和 3年10月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年10月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありませぬ。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありませぬ。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありませぬ。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありませぬ。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありませぬ。

(1口当たり情報)

	[令和 3年10月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0040円
(1万口当たり純資産額)	(10,040円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	146,799,040
負債総額	71,468
純資産総額（ - ）	146,727,572
発行済口数	89,340,019口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6423
（10,000口当たり）	（16,423）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	2,071,890,453
負債総額	3,348,736
純資産総額（ - ）	2,068,541,717
発行済口数	1,415,436,434口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4614
（10,000口当たり）	（14,614）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	11,823,622
負債総額	5,792
純資産総額（ - ）	11,817,830
発行済口数	9,246,034口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2782
（10,000口当たり）	（12,782）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	214,671,473
負債総額	103,843
純資産総額（ - ）	214,567,630
発行済口数	170,948,727口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2552
（10,000口当たり）	（12,552）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	309,516,677
負債総額	441,071
純資産総額（ - ）	309,075,606
発行済口数	547,131,512口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5649
（10,000口当たり）	（5,649）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	212,889,748
負債総額	104,307
純資産総額（ - ）	212,785,441
発行済口数	199,512,327口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0665
（10,000口当たり）	（10,665）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	246,229,949
負債総額	122,303
純資産総額（ - ）	246,107,646
発行済口数	499,015,892口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4932
（10,000口当たり）	（4,932）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	1,985,903,804
負債総額	32,260,930
純資産総額（ - ）	1,953,642,874
発行済口数	4,212,254,747口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4638
（10,000口当たり）	（4,638）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	21,972,327
負債総額	10,648
純資産総額（ - ）	21,961,679
発行済口数	12,026,848口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.8261
（10,000口当たり）	（18,261）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	8,900,237
負債総額	36,182
純資産総額（ - ）	8,864,055
発行済口数	7,745,753口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1444
（10,000口当たり）	（11,444）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	45,844,707
負債総額	22,456
純資産総額（ - ）	45,822,251
発行済口数	31,469,772口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4561
（10,000口当たり）	（14,561）

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	4,633,809
負債総額	28
純資産総額（ - ）	4,633,781
発行済口数	4,643,414口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9979
（10,000口当たり）	（9,979）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年10月29日現在

（単位：円）

資産総額	58,992,682
負債総額	48
純資産総額（ - ）	58,992,634
発行済口数	58,756,295口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0040
（10,000口当たり）	（10,040）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年10月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	881	18,451,856
追加型公社債投資信託	16	1,381,984
単位型株式投資信託	84	367,147
単位型公社債投資信託	48	186,324
合計	1,029	20,387,311

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

(負債の部)				
流動負債				
	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高									
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計									
当期末残高									

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	697,109 千円 20,000,000 千円 997 千円
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円		
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

負債合計

18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110
利益剰余金合計		30,670,700
株主資本合計		77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してしております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用してしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加してしております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少してしております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加してしております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載してしております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2021年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年10月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2) 投資信託説明書(交付目論見書)に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- (3) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年11月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の令和3年4月15日から令和3年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の令和3年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。